



毎月2回10日・25日発行
発行所 川崎市役所
印刷所 ㈱ 東 洋

購 読 料 (前納)
1 年 10,800 円
1 箇月 900 円

目 次

条 例

- ◇川崎市立高等学校及び川崎市立川崎
高等学校附属中学校の入学選考料等
の徴収に関する条例の一部を改正す
る条例 (第1号) 590

規 則

- ◇川崎市ひとり親家庭等医療費助成条
例施行規則の一部を改正する規則
(第6号) 590
- ◇川崎市河川法施行細則の一部を改正
する規則 (第7号) 590

告 示

- ◇自転車等の撤去と保管 (第75号) 591
- ◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時
要届出区域の指定の一部解除 (第76
号) 591
- ◇道路区域の変更 (第77号) 593
- ◇道路区域の変更 (第78号) 593
- ◇道路の供用開始 (第79号) 593
- ◇道路区域の変更 (第80号) 593
- ◇道路の供用開始 (第81号) 593
- ◇道路区域の変更 (第82号) 594
- ◇道路の供用開始 (第83号) 594
- ◇道路区域の変更 (第84号) 594
- ◇川崎市営霊園 (緑ヶ丘霊園、緑ヶ丘
霊堂、早野聖地公園) の指定管理者
の指定 (第85号) 594
- ◇道路区域の変更 (第86号) 594
- ◇道路の供用開始 (第87号) 595
- ◇道路区域の変更 (第88号) 595
- ◇道路の供用開始 (第89号) 595
- ◇計量法に基づく定期検査の実施 (第
90号) 595
- ◇自転車等の撤去と保管 (第91号) 595
- ◇道路の供用開始 (第92号) 596
- ◇道路区域の決定 (第93号) 596

- ◇道路の供用開始 (第94号) 596
- ◇議決された予算の公表 (第95号) 596
- ◇生活保護法及び中国残留邦人等の円
滑な帰国の促進及び永住帰国後の自
立の支援に関する法律による指定介
護機関の指定 (第96号) 597
- ◇生活保護法及び中国残留邦人等の円
滑な帰国の促進及び永住帰国後の自
立の支援に関する法律による指定介
護機関の変更 (第97号) 597
- ◇生活保護法及び中国残留邦人等の円
滑な帰国の促進及び永住帰国後の自
立の支援に関する法律による指定介
護機関の廃止 (第98号) 597
- ◇生活保護法及び中国残留邦人等の円
滑な帰国の促進及び永住帰国後の自
立の支援に関する法律による指定医
療機関の指定 (第99号) 597
- ◇生活保護法及び中国残留邦人等の円
滑な帰国の促進及び永住帰国後の自
立の支援に関する法律による指定医
療機関の廃止 (第100号) 597
- ◇生活保護法及び中国残留邦人等の円
滑な帰国の促進及び永住帰国後の自
立の支援に関する法律による指定施
術者の指定 (第101号) 597
- ◇生活保護法及び中国残留邦人等の円
滑な帰国の促進及び永住帰国後の自
立の支援に関する法律による指定施
術者の変更 (第102号) 598
- ◇道路区域の変更 (第103号) 598
- ◇道路の供用開始 (第104号) 598
- ◇道路区域の変更 (第105号) 598
- ◇道路の供用開始 (第106号) 598
- ◇道路区域の変更 (第107号) 598
- ◇道路の供用開始 (第108号) 599
- ◇公印の改刻 (第109号) 599
- ◇行旅死亡人の告示 (第110号) 599
- ◇川崎市路上喫煙防止重点区域の指定
(第111号) 600

◇港湾施設の名称、位置、規模等（第112号）	601
公 告	
◇一般競争入札の執行（第83号）	602
◇環境影響評価に関する条例における事後調査報告書の公告（第84号）	609
◇一般競争入札の執行（第85号）	610
◇特定非営利活動法人の設立の認証申請（第86号）	615
◇特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（第87号）	615
◇公募型プロポーザルの実施（第88号）	615
◇一般競争入札の執行（第89号）	617
◇開発行為に関する工事の完了（第90号）	622
◇一般競争入札の執行（第91号）	622
◇公募型プロポーザルの実施（第92号）	623
◇公募型プロポーザルの実施（第93号）	624
◇開発行為に関する工事の完了（第94号）	626
◇一般競争入札の執行（第95号）	626
◇一般競争入札の執行（第96号）	628
◇一般競争入札の執行（第97号）	629
◇一般競争入札の執行（第98号）	631
◇農用地利用集積計画の制定（第99号）	633
◇道路位置の指定（第100号）	635
◇環境影響評価準備書に対する市長意見の公表（第101号）	635
◇法対象条例環境影響評価審査書の公告（第102号）	638
公告（調達）	
◇一般競争入札の執行（第113号）	641
◇一般競争入札の執行（第114号）	643
◇一般競争入札の執行（第115号）	644
◇一般競争入札の公告（第116号）	646
◇落札者等の公示（第117号）	647
◇一般競争入札の執行（第118号）	648
◇一般競争入札の執行（第119号）	649
◇一般競争入札の執行（第120号）	651
◇一般競争入札の執行（第121号）	652
◇一般競争入札の執行（第122号）	654
◇一般競争入札の執行（第123号）	655
◇一般競争入札の執行（第124号）	657
◇一般競争入札の公告（第125号）	659
◇一般競争入札の執行（第126号）	665
◇一般競争入札の執行（第127号）	666
◇一般競争入札の執行（第128号）	668
◇一般競争入札の執行（第129号）	669

◇一般競争入札の執行（第130号）	671
◇一般競争入札の執行（第131号）	673
◇一般競争入札の執行（第132号）	675
◇一般競争入札の執行（第133号）	676
◇一般競争入札の執行（第134号）	678
◇一般競争入札の執行（第135号）	679
税公告	
◇差押調書（謄本）の公示送達（第17号）	680
◇担保権設定等財産の差押通知書の公示送達（第18号）	681
◇差押調書（謄本）の公示送達（第19号）	681
◇差押調書（謄本）の公示送達（第20号）	681
◇差押調書（謄本）の公示送達（第21号）	681
◇督促状の公示送達（第22号）	681
上下水道局規程	
◇川崎市上下水道局財務規程の一部を改正する規程（第2号）	682
上下水道局告示	
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定（第5号）	683
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更（第6号）	683
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止（第7号）	684
◇川崎市排水設備指定工事店の指定（第8号）	684
上下水道局公告	
◇一般競争入札公告の取消し（第16号）	684
◇一般競争入札の執行（第17号）	684
◇一般競争入札の中止（第18号）	694
◇一般競争入札の執行（第19号）	694
交通局規程	
◇川崎市交通局会計規程の一部を改正する規程（第3号）	703
◇川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程（第4号）	704
◇川崎市交通局企業職員のうち特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程（第5号）	705
交通局公告	
◇一般競争入札の執行（第31号）	706
◇一般競争入札の執行（第32号）	708
◇一般競争入札の執行（第33号）	709

◇一般競争入札の執行（第34号）……………	710	◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達（宮前区第6号）……………	721
病院局規程		◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達（多摩区第6号）……………	722
◇川崎市病院局会計規程の一部を改正 する規程（第1号）……………	711	◇後期高齢者医療保険料に係る納入通 知書の公示送達（多摩区第7号）……………	722
病院局公告（調達）		◇介護保険料に係る督促状の公示送達 （多摩区第8号）……………	722
◇一般競争入札の執行（第15号）……………	712	◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達（多摩区第9号）……………	723
消防局公告		◇住民票の職権消除（多摩区第10号）……………	723
◇サイレンの吹鳴（第3号）……………	714	◇国民健康保険料過誤納還付通知書の 公示送達（麻生区第8号）……………	723
教育委員会規則		区選挙管理委員会告示	
◇川崎市立高等学校及び川崎市立高等 学校附属中学校の入学選考料等の徴 収に関する条例施行規則の一部を改 正する規則（第1号）……………	714	◇新たに選挙人名簿に登録した者を記 載した書面の縦覧（川崎区第1号）……………	724
選挙管理委員会告示		◇新たに在外選挙人名簿に登録した者 を記載した書面の縦覧（川崎区第2 号）……………	724
◇農業委員会委員選挙人名簿の縦覧 （第2号）……………	716	◇新たに選挙人名簿に登録した者を記 載した書面の縦覧（幸区第1号）……………	724
農業委員会告示		◇新たに在外選挙人名簿に登録した者 を記載した書面の縦覧（幸区第2号）……………	725
◇川崎市農業委員会総会の開催（第2号）……………	716	◇新たに選挙人名簿に登録した者を記 載した書面の縦覧（中原区第1号）……………	725
職員共済組合公告		◇新たに在外選挙人名簿に登録した者 を記載した書面の縦覧（中原区第2 号）……………	725
◇川崎市職員共済組合組合会の招集 （第1号）……………	716	◇新たに選挙人名簿に登録した者を記 載した書面の縦覧（高津区第1号）……………	725
区公告		◇新たに在外選挙人名簿に登録した者 を記載した書面の縦覧（高津区第2 号）……………	725
◇国民健康保険料に係る交付要求通知 書の公示送達（川崎区第16号）……………	716	◇新たに選挙人名簿に登録した者を記 載した書面の縦覧（宮前区第1号）……………	726
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達（川崎区第17号）……………	716	◇新たに在外選挙人名簿に登録した者 を記載した書面の縦覧（宮前区第2 号）……………	726
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達（川崎区第18号）……………	717	◇新たに選挙人名簿に登録した者を記 載した書面の縦覧（多摩区第1号）……………	726
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達（川崎区第19号）……………	717	◇新たに在外選挙人名簿に登録した者 を記載した書面の縦覧（多摩区第2 号）……………	726
◇住民票の職権消除（川崎区第20号）……………	718	◇新たに選挙人名簿に登録した者を記 載した書面の縦覧（麻生区第1号）……………	726
◇印鑑登録の抹消（川崎区第21号）……………	718	◇新たに在外選挙人名簿に登録した者 を記載した書面の縦覧（麻生区第2 号）……………	726
◇国民健康保険料に係る差押調書（謄 本）の公示送達（川崎区第22号）……………	718		
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達（幸区第9号）……………	718		
◇国民健康保険料に係る配当計算書の 公示送達（幸区第10号）……………	719		
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達（中原区第9号）……………	719		
◇介護保険料に係る督促状の公示送達 （中原区第10号）……………	720		
◇介護保険料に係る督促状の公示送達 （高津区第9号）……………	720		
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達（高津区第10号）……………	720		
◇介護保険料に係る督促状の公示送達 （宮前区第5号）……………	721		

条 例

川崎市立高等学校及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年2月26日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第1号

川崎市立高等学校及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

川崎市立高等学校及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料等の徴収に関する条例（昭和23年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市立高等学校の授業料等及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料の徴収に関する条例

第1条中「入学選考料等」を「授業料等」に改める。

第1条の2を削る。

第2条第1項中「入学選考料等」を「授業料等」に改める。

第3条及び第4条を次のように改める。

第3条 授業料等の徴収方法については、教育委員会規則で定めるところによる。

第4条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（経過措置）

2 この条例の施行の日前から引き続き高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者に係る同日以後の授業料の徴収については、なお従前の例による。

規 則

川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年2月26日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第6号

川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則（平成4年川崎市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

第2号様式(6)中

「

配偶者からの暴力の
防止及び被害者の保
護に関する法律によ
る保護命令を受けた
父又は母の氏名

」

を

「

配偶者からの暴力の
防止及び被害者の保
護等に関する法律に
よる保護命令を受けた
父又は母の氏名

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年2月26日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第7号

川崎市河川法施行細則の一部を改正する規則

川崎市河川法施行細則（昭和63年川崎市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第9条中「から第27条まで（第25条を除く。）」を「、第24条、第26条第1項若しくは第27条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

川崎市告示第75号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成26年2月18日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

- 2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

- 3 引取りの方法

- (1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

- (2) 引取りのできる日時

火曜日から日曜日までの間の午前11時から午後7時まで

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

- (4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

- 4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引き取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第76号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出

区域の指定の一部解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域の指定を解除しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

平成26年2月21日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 指定を解除する区域

平成24年川崎市告示第762号により指定した区域（川崎市麻生区王禅寺字源左衛門谷1254番48、1262番、1264番3、1268番、1269番、1270番、1271番2、1271番3、1285番1、1285番10、1286番、1286番2、1287番3、1297番、1299番、1299番2、1301番、1304番2、1306番、1310番、1310番2、1321番の一部）の一部（別図のとおり）

- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称

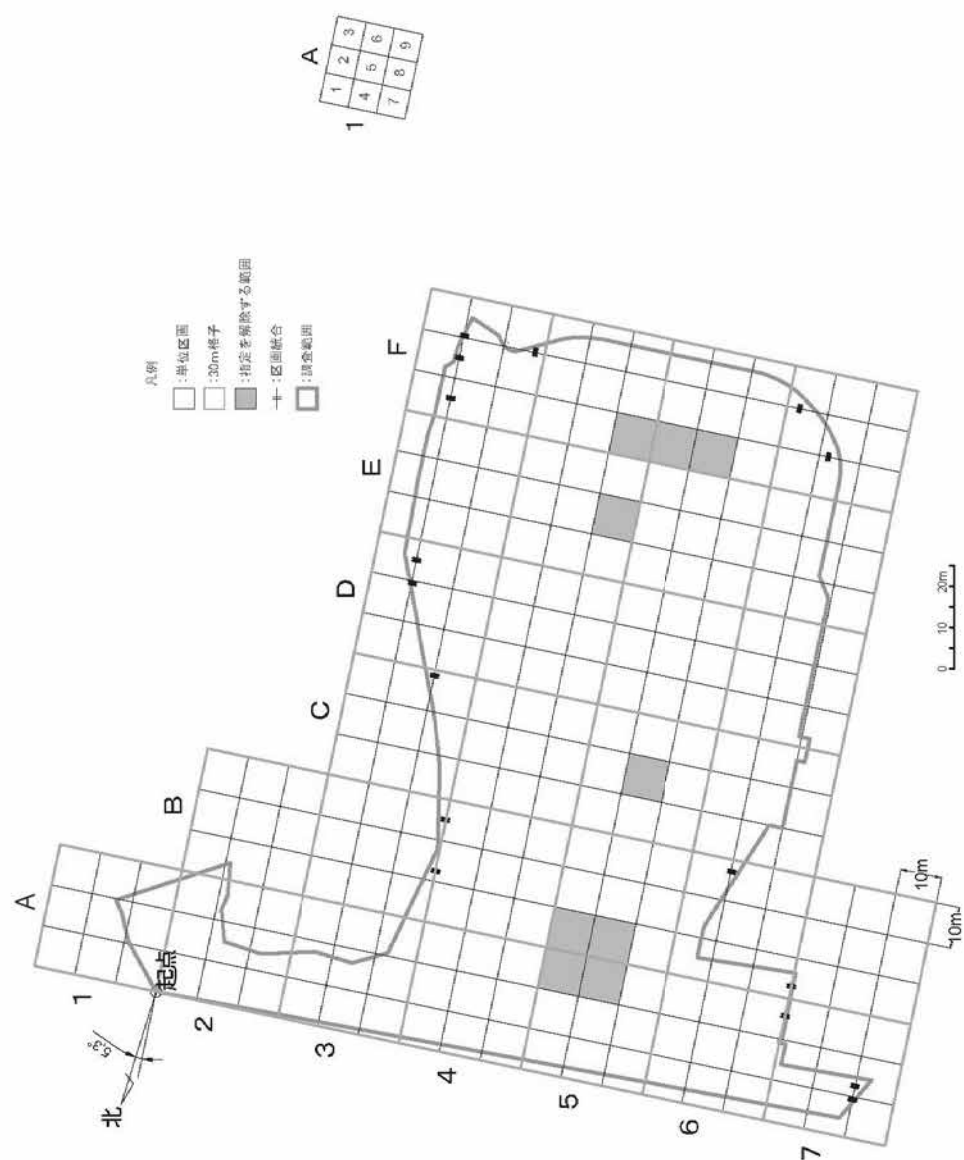
ふっ素及びその化合物

- 3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

- 4 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去



別図 区域の指定を解除する範囲

川崎市告示第77号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成26年 2 月24日から平成26年 3 月10日まで一般の縦覧に供します。

平成26年 2 月24日

川崎市長 福田 紀 彦

道路の種類 県 道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	東京丸子 横 浜	川崎市中原区新丸子東 2 丁目926番 1 先 ----- 川崎市中原区新丸子東 3 丁目1039番 2 先	12. 00 ～ 27. 50	90. 40	
新	東京丸子 横 浜	川崎市中原区新丸子東 2 丁目1046番 3 先 ----- 川崎市中原区新丸子東 3 丁目1039番 2 先	25. 00 ～ 30. 90	90. 40	

川崎市告示第78号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成26年 2 月24日から平成26年 3 月10日まで一般の縦覧に供します。

平成26年 2 月24日

川崎市長 福田 紀 彦

道路の種類 市 道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	登 戸 第152号線	川崎市多摩区登戸872 番先 ----- 川崎市多摩区登戸872 番先	2. 50	10. 40	
新	登 戸 第152号線	川崎市多摩区登戸872 番先 ----- 川崎市多摩区登戸872 番先	3. 65 ～ 3. 82	10. 40	

川崎市告示第79号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年 2 月24日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成26年 2 月24日から平成26年 3 月10日まで一般の縦覧に供します。

平成26年 2 月24日

川崎市長 福田 紀 彦

て、平成26年 2 月24日から平成26年 3 月10日まで一般の縦覧に供します。

平成26年 2 月24日

川崎市長 福田 紀 彦

道路の種類 市 道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備考
登 戸 第152号線	川崎市多摩区登戸872番先 ----- 川崎市多摩区登戸872番先	

川崎市告示第80号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成26年 2 月24日から平成26年 3 月10日まで一般の縦覧に供します。

平成26年 2 月24日

川崎市長 福田 紀 彦

道路の種類 市 道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	市 ノ 坪 第21号線	川崎市中原区市ノ坪 124番11先 ----- 川崎市中原区市ノ坪 124番11先	1. 28	4. 18	
新	市 ノ 坪 第21号線	川崎市中原区市ノ坪 124番 2 先 ----- 川崎市中原区市ノ坪 124番 2 先	2. 88 ～ 2. 89	4. 18	

川崎市告示第81号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年 2 月24日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成26年 2 月24日から平成26年 3 月10日まで一般の縦覧に供します。

平成26年 2 月24日

川崎市長 福田 紀 彦

道路の種類 市 道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備考
市 ノ 坪 第 2 1 号 線	川崎市中原区市ノ坪124番 2 先 ----- 川崎市中原区市ノ坪124番 2 先	

川崎市告示第82号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成26年2月24日から平成26年3月10日まで一般の縦覧に供します。

平成26年2月24日

川崎市市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	子 母 口 第46号線	川崎市高津区子母口 158番1先 ----- 川崎市高津区子母口 160番1先	1.82 ～ 2.97	37.77	
新	子 母 口 第46号線	川崎市高津区子母口 158番20先 ----- 川崎市高津区子母口 159番3先	2.92 ～ 4.01	37.77	隅きりを含む
旧	子 母 口 富士見台 第8号線	川崎市高津区子母口 158番18先 ----- 川崎市高津区子母口 157番28先	4.00 ～ 7.65	34.54	
新	子 母 口 富士見台 第8号線	川崎市高津区子母口 158番19先 ----- 川崎市高津区子母口 157番28先	4.00 ～ 7.27	34.54	

川崎市告示第83号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年2月24日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成26年2月24日から平成26年3月10日まで一般の縦覧に供します。

平成26年2月24日

川崎市市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	区 間	備考
子 母 口 第46号線	川崎市高津区子母口158番20先 ----- 川崎市高津区子母口159番3先	隅きりを含む

川崎市告示第84号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成26年2月24日から平成26年3月10日まで一般の縦覧に供します。

平成26年2月24日

川崎市市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	小 杉 菅 線	川崎市高津区下作延6 丁目1149番1先 ----- 川崎市高津区下作延6 丁目1149番1先	15.00 ～ 18.00	33.16	
新	小 杉 菅 線	川崎市高津区下作延6 丁目1158番2先 ----- 川崎市高津区下作延6 丁目1157番2先	23.08 ～ 27.58	33.16	関係図面のとり

川崎市告示第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市営霊園（緑ヶ丘霊園、緑ヶ丘霊堂、早野聖地公園）の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市墓地条例（昭和31年川崎市条例第5号）第1条の2第3項及び川崎市霊堂条例（昭和40年川崎市条例第15号）第1条の2第3項の規定により告示します。

平成26年2月24日

川崎市市長 福田 紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	(名 称) 川崎市営霊園 (緑ヶ丘霊園、緑ヶ丘霊堂、早野聖地公園) (所在地) 川崎市高津区下作延1241番地（緑ヶ丘霊園） 川崎市麻生区早野732番地（早野聖地公園）
指定管理者	(所在地) 東京都豊島区南池袋一丁目16番15号 (名 称) 川崎市営霊園パートナーズ (代表者名) 西武造園株式会社 取締役社長 林 輝幸
指定期間	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで

川崎市告示第86号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成26年2月24日から平成26年3月10日まで一般の

縦覧に供します。

平成26年 2 月24日

川崎市長 福 田 紀 彦

道路の種類 市 道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	小 倉 第33号線	川崎市幸区小倉4丁目 1350番6先 川崎市幸区小倉4丁目 1350番6先	2.73	12.61	
新	小 倉 第33号線	川崎市幸区小倉4丁目 1350番5先 川崎市幸区小倉4丁目 1350番5先	3.36 ～ 3.44	12.61	関係 図面 のと おり

川崎市告示第87号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年2月24日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成26年2月24日から平成26年3月10日まで一般の縦覧に供します。

平成26年 2 月24日

川崎市長 福 田 紀 彦

道路の種類 市 道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備考
小 倉 第33号線	川崎市幸区小倉4丁目1350番5先 川崎市幸区小倉4丁目1350番5先	関係図 面のと おり

川崎市告示第88号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成26年2月24日から平成26年3月10日まで一般の縦覧に供します。

平成26年 2 月24日

川崎市長 福 田 紀 彦

道路の種類 市 道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	片 平 第190号線	川崎市麻生区片平5丁目 626番5先 川崎市麻生区片平5丁目 625番5先	3.45	19.98	

新	片 平 第190号線	川崎市麻生区片平5丁目 626番1先 川崎市麻生区片平5丁目 625番3先	4.00	19.98	隅き りを含 む
---	---------------	--	------	-------	----------------

川崎市告示第89号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年2月24日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成26年2月24日から平成26年3月10日まで一般の縦覧に供します。

平成26年 2 月24日

川崎市長 福 田 紀 彦

道路の種類 市 道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備考
片 平 第190号線	川崎市麻生区片平5丁目626番1先 川崎市麻生区片平5丁目625番3先	隅き りを含 む

川崎市告示第90号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第2項の規定に基づき、定期検査を行う区域、検査対象となる特定計量器、実施する期日、検査機関及び場所を次のとおり指定します。

平成26年 2 月24日

川崎市長 福 田 紀 彦

検査区域	高津区全域、宮前区全域、多摩区全域、麻生区全域
対象となる 特定計量器	計量法施行令第10条第1項第1号に定めるもの
検査の期間	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
検査場所	特定計量器の所在の場所及び公益社団法人神奈川 県計量協会（神奈川県横浜市神奈川区浦島丘4）並 びに川崎市経済労働局産業振興部工業振興課計量検 査所（川崎市川崎区藤崎3-1-10）
検査機関	公益社団法人 神奈川県計量協会

川崎市告示第91号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成26年2月25日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から日曜日までの間の午前11時から午後7時まで

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引き取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第92号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年2月26日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成26年2月26日から平成26年3月12日まで一般の縦覧に供します。

平成26年2月26日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 県道

路線名	供用開始の区間	備考
川崎府中	川崎市多摩区長尾2丁目1272番2先	
	川崎市多摩区長尾2丁目1272番2先	

川崎市告示第93号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成26年2月26日から平成26年3月12日まで一般の縦覧に供します。

平成26年2月26日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	上丸子天神町第12号線	川崎市中原区上丸子天神町343番2先 川崎市中原区上丸子天神町343番2先	3.64	16.14	
新	上丸子天神町第12号線	川崎市中原区上丸子天神町343番1先 川崎市中原区上丸子天神町343番1先	3.82	16.14	

川崎市告示第94号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年2月26日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成26年2月26日から平成26年3月12日まで一般の縦覧に供します。

平成26年2月26日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
上丸子天神町第12号線	川崎市中原区上丸子天神町343番1先 川崎市中原区上丸子天神町343番1先	

川崎市告示第95号

議決された予算の公表について

別紙の予算は、平成26年2月18日招集の平成26年第1回川崎市議会定例会において、平成26年2月21日に原案のとおり可決されましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

平成26年2月26日

川崎市長 福田紀彦

平成25年度川崎市一般会計補正予算

平成25年度川崎市一般会計補正予算

平成25年度川崎市の一般会計の補正予算は、次の定め

るところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 既定の債務負担行為の変更は、「第1表債務負

担行為補正」による。

平成26年2月18日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 債務負担行為補正

変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成25年度公共施設 管理運営事業費	平成25年度から 平成30年度まで	千円 6,714,984	平成25年度から 平成30年度まで	千円 7,706,790

川崎市告示第96号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の2第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成26年2月27日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第97号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の2第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成26年2月27日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第98号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の2第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成26年2月27日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第99号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の2第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成26年2月27日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第100号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の2第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成26年2月27日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第101号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術者の指定を行いましたので、同法第55条の2第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成26年2月27日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第102号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により指定施術者の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定施術者の変更を行いましたので、同法第55条の2第2号の規定に基づき告示します。

（別表省略）

平成26年1月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第103号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成26年2月27日から平成26年3月13日まで一般の縦覧に供します。

平成26年2月27日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	二子第6号線	川崎市高津区二子1丁目124番9先 川崎市高津区二子1丁目124番10先	3.64	26.98	
新	二子第6号線	川崎市高津区二子1丁目124番5先 川崎市高津区二子1丁目124番8先	3.81 ～ 3.83	26.98	

川崎市告示第104号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年2月27日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成26年2月27日から平成26年3月13日まで一般の縦覧に供します。

平成26年2月27日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	区 間	備考
二子第6号線	川崎市高津区二子1丁目124番5先 川崎市高津区二子1丁目124番8先	

川崎市告示第105号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成26年2月27日から平成26年3月13日まで一般の縦覧に供します。

平成26年2月27日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	西生田第53号線	川崎市多摩区西生田1丁目2319番3先 川崎市多摩区西生田1丁目2319番3先	1.82 ～ 6.00	5.15	
新	西生田第53号線	川崎市多摩区西生田1丁目2319番3先 川崎市多摩区西生田1丁目2319番3先	4.00 ～ 6.08	5.15	

川崎市告示第106号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年2月27日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成26年2月27日から平成26年3月13日まで一般の縦覧に供します。

平成26年2月27日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供 用 開 始 の 区 間	備考
西生田第53号線	川崎市多摩区西生田1丁目2319番3先 川崎市多摩区西生田1丁目2319番3先	

川崎市告示第107号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成26年2月27日から平成26年3月13日まで一般の縦覧に供します。

平成26年2月27日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市 道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	下 布 田 第 25 号 線	川崎市多摩区布田1529 番 4 先 ----- 川崎市多摩区布田1529 番 4 先	1.82	15.63	
新	下 布 田 第 25 号 線	川崎市多摩区布田1529 番 3 先 ----- 川崎市多摩区布田1529 番 3 先	2.90	15.63	関係 図面 のと おり

川崎市告示第108号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年 2 月27日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成26年 2 月27日から平成26年 3 月13日まで一般の縦覧に供します。

平成26年 2 月27日

川崎市長 福 田 紀 彦

道路の種類 市 道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備考
下 布 田 第 25 号 線	川崎市多摩区布田1529番 3 先 ----- 川崎市多摩区布田1529番 3 先	関係図 面のと おり

川崎市告示第109号

川崎市公印規則（昭和39年川崎市規則第 6 号）第 8 条第 1 項の規定により、次の名称の公印を改刻しましたので、同規則第 9 条の規定に基づき告示します。

平成26年 2 月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 戸籍住民登録事務専用共通区长印
- (1) 使用開始日 平成26年 3 月 3 日
- (2) 専 用 公 印 ひな形番号 59の 3
- (3) 書 体 てん書
- (4) 寸 法 方21mm
- (5) 保管場所及び個数 多摩区役所区民サービス部区民課 1 個
- (6) 印 影



川崎市告示第110号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年 3 月28日法律第93号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき次の行旅死亡人を火葬しましたので、法第 9 条の規定に基づき告示します。遺骨は市立無縁納骨堂に保管していますので、心当たりの方は本市健康福祉局生活保護・自立支援室までお申し出下さい。

平成26年 2 月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 本籍・住所・氏名不詳、推定年齢60歳～70歳、身長161cm、体格中肉、頭髪は頭頂部が禿げた白髪 of 男性、茶色と緑色の長袖シャツ、灰色系のスウェットズボン、灰色スウェット長袖シャツ、黄色半袖シャツ、黒色と茶色のチェック柄トランクス、黒色靴下着用

上記の者は平成24年11月21日、川崎区港町 6 番 1 号多摩川河川内で水没して死亡しているのを発見された。

2 本籍・住所・氏名不詳、推定年齢60歳～70歳、身長165cm、体格痩せ型、頭髪は白色短髪 of 男性、緑色ジャンパー、水色ジャンパー、水色シャツ、白色肌着、黒色スラックス、青色トランクス、黒色靴下、黒色キャップ着用

上記の者は平成24年11月 8 日、川崎区藤崎 4 丁目の温泉施設浴槽内で死亡しているのを発見された。

3 本籍・住所・氏名不詳、推定年齢60歳～70歳、身長147cm、体格中肉、頭髪は額から後頭部にかけて禿げ上がった白髪交じりの男性、紺色ナイロンジャンパー、銀色ベンチコート、灰色スラックス、黒色靴下、茶色運動靴着用

上記の者は平成25年 2 月28日、高津区溝口 3 丁目17番 5 号先路上で倒れ、搬送先の日本医科大学武蔵小杉病院で死亡した。

4 本籍・住所・氏名不詳、推定年齢60歳以上、推定身長161.5cm、頭髪は白色短髪 of 男性、緑色ポロシャツ、白色肌着着用

上記の者は路上で生活していたが、平成25年 5 月12日、多摩区枳形 6 丁目の生田緑地竹林内の小屋で半ば白骨化した死体として発見された。平成25年 3 月頃死亡と推定。

5 本籍・住所不詳、自称西田一久、昭和26年 2 月 1 日生まれ of 男性

上記の者は幸区戸手本町 2 丁目の寮で生活していたが、平成25年 2 月26日、川崎幸病院で死亡した。

6 本籍・住所・氏名不詳、推定年齢65歳以上、身長160cm、体格普通、頭髪は頭頂部が禿げた白髪交じりの男性、黒色ジャンパー、灰色スウェットズボン、黒色革靴着用

上記の者は平成25年 1 月22日、川崎区旭町 1 丁目 4 番10号 of 和合橋南西側階段にて手摺の鉄柵に首を吊つ

て死亡しているのを発見された。

- 7 本籍・住所不詳、自称イワタカズフミ、昭和13年11月26日生まれの男性

上記の者は平成25年5月15日、四街道さくら病院で死亡した。

川崎市告示第111号

川崎市路上喫煙防止重点区域における市長
が別に定める場所の指定について

川崎市路上喫煙の防止に関する条例（平成17年川崎市条例第95号）第8条ただし書の規定に基づき路上喫煙防止重点区域（以下「重点区域」という。）における市長

が別に定める場所（以下「指定喫煙場所」という。）を指定したので、次のとおり告示します。

平成26年2月28日

川崎市長 福田 紀彦

指定の効力が生ずる日 平成26年3月1日

重点区域 の名称	指定喫煙場所の名称及び場所	位置	範囲
武蔵小杉 駅周辺	武蔵小杉駅第2指定喫煙場所 中原区新丸子東3丁目 武蔵 小杉駅横須賀線口駅前広場	別図の とおり	市が設置した喫煙 設備の周囲の地面 に標示した緑色の 線で囲まれた部分

別図



川崎市告示第112号

川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号）第2条第2項の規定により、港湾施設の名称、位置、規模等（昭和40年川崎市告示第35号）の一部を次のように改正し、平成26年3月1日から適用する。

平成26年2月28日

川崎市長 福田 紀 彦

別表13荷さばき地の表中

2級荷さばき地	一般利用	川崎区千鳥町	21,755
		川崎区東扇島（92番地を除く。）	161,429
	一般利用	川崎区千鳥町	223,583
		川崎区東扇島	92,747
		川崎区夜光1丁目1番地の5ほか	1,416
		川崎区夜光3丁目2番地の5地先	1,483

2級荷さばき地	一般利用	川崎区千鳥町	21,755
		川崎区東扇島（92番地を除く。）	166,105
	専用利用	川崎区千鳥町	223,583
		川崎区東扇島	92,747
		川崎区夜光1丁目1番地の5ほか	1,416
		川崎区夜光3丁目2番地の5地先	1,483

に改める。

別表14ふ頭用地の表中

名称	位置	面積
ふ頭用地	川崎区千鳥町、水江町、夜光1丁目、夜光2丁目、夜光3丁目、小島町、浮島町、浅野町、塩浜3丁目、塩浜4丁目、田町3丁目、池上町、白石町、大川町、扇島及び東扇島（東扇島92番地を除く。）	平方メートル 2,549,365

名称	位置	面積
----	----	----

ふ頭用地	川崎区千鳥町、水江町、夜光1丁目、夜光2丁目、夜光3丁目、小島町、浮島町、浅野町、塩浜3丁目、塩浜4丁目、田町3丁目、池上町、白石町、大川町、扇島及び東扇島（東扇島92番地を除く。）	平方メートル 2,548,729
------	---	---------------------

に改める。

別表18事務所附帯施設の表を次のように改める。

名称	位置	構造	面積
作業員詰所A棟	川崎区千鳥町8番3号	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	平方メートル 396
作業員詰所B棟	〃	〃	348
作業員詰所C棟	〃	〃	252
作業員詰所D棟	〃	〃	126
作業員詰所E棟	川崎区千鳥町20番1号	木造折板葺平家建	290
作業員詰所F棟	〃	〃	290
川崎コンテナ作業員詰所	川崎区東扇島92番地	鉄筋コンクリート造陸屋根5階建	384
プロパン格納庫	川崎区千鳥町8番3号	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	14
荷役機械置場	川崎区千鳥町14番地	アスコン舗装	3,719
川崎コンテナ荷役機械置場	川崎区東扇島92番地	グラベルベッド舗装、アスコン舗装	2,210
川崎コンテナ入口ゲートハウス	〃	鉄骨造2階建	532
川崎コンテナ出口ゲートハウス	〃	〃	244
川崎コンテナゲートハウス事務室	〃	鉄骨造平家建	120

川崎コンテナ メンテナンス ショップ	〃	鉄骨造3階建	1,321
シャーシー置 場	川崎区東扇島 84番地	アスコン舗装	3,575
川崎コンテナ シャーシー置 場	川崎区東扇島 92番地	インターロッ キングブロッ ク、アスコン 舗装	3,969

公 告

川崎市公告第83号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成26年2月17日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	中原区内一般国道409号(市ノ坪工区)案内サイン設置工事
	履 行 場 所	川崎市中原区中丸子150番地先他2箇所
	履 行 期 限	平成26年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2098	
入札日時等	平成26年3月6日 13時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	都市計画道路登戸2号線道路築造工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸新町409番地先
	履 行 期 限	平成26年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されている者 (6) 業種「土木」における過去3年間の本市工事成績評価の平均点が入札参加申込時点において65点以上であること。なお、工事成績評価がない場合は0点とする。(主観評価項目制度採用)	

	(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044－200－2099
入札日時等	平成26年3月6日 13時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 武蔵新城駅周辺自転車等駐車場第1施設補修工事
	履 行 場 所 川崎市中原区上新城2丁目1番地先
	履 行 期 限 平成26年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者（業種「とび・土工」）を専任で配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044－200－2099
入札日時等	平成26年3月4日 13時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名 麻生区内都市計画道路世田谷町田線道路築造（擁壁その2）工事
	件 名 麻生区内都市計画道路世田谷町田線道路築造（擁壁その2）付帯工事 （合併入札）
	履 行 場 所 川崎市麻生区片平1丁目7番地先
	履 行 期 限 平成26年3月31日限り
	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

参 加 資 格	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社又は事業所があること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」または「B」で登録されている者 (6) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。 ただし、本案件の請負金額が2,500万円(税込)未満となった場合は専任を要しない。 (9) 小田急電鉄株式会社が認定する工事指揮者の資格を有する者を現場代理人に配置できること
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成26年3月6日 13時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名 河川維持(麻生1)工事
	履 行 場 所 川崎市麻生区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限 平成27年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) <u>川崎市高津区または宮前区、多摩区、麻生区内</u> に本社を有すること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成26年3月4日 13時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、平成26年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件 6)

競争入札に 付する事項	件 名 水路維持（麻生 1）工事
	履 行 場 所 川崎市麻生区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限 平成27年 3 月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されている者 (6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話番号 044－200－2099
入札日時等	平成26年 3 月 4 日 13時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、平成26年第 1 回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要 します。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件 7)

競争入札に 付する事項	件 名 調整池維持（麻生 1）工事
	履 行 場 所 川崎市麻生区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限 平成27年 3 月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。 (7) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話番号 044－200－2099
入札日時等	平成26年 3 月 4 日 13時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、平成26年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件8)

競争入札に 付する事項	件 名	都市計画道路柿生町田線道路築造工事 都市計画道路柿生町田線道路築造（付帯）工事（合併入札）
	履 行 場 所	川崎市麻生区上麻生6丁目39番地先
	履 行 期 限	平成26年9月30日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されている者 (6) 主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 主任技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成26年3月18日 13時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	当該落札決定の効果は、平成26年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件9)

競争入札に 付する事項	件 名	都市基盤河川維持（多摩）工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限	平成26年10月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。	

	(5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されている者 (6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成26年3月4日 13時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、平成26年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件10)

競争入札に付する事項	件 名 都市基盤河川維持（高津1）工事
	履 行 場 所 川崎市高津区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限 平成27年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成26年3月4日 13時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、平成26年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件11)

競争入札に 付する事項	件 名 河川維持（宮前）工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限 平成27年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されている者 (6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成26年3月4日 13時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、平成26年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件12)

競争入札に 付する事項	件 名 都市基盤河川維持（宮前）工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限 平成27年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成26年3月4日 13時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、平成26年第 1 回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件13)

競争入札に 付する事項	件 名 水路維持（宮前）工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限 平成27年 3月31日限り
参 加 資 格 者	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。 (7) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話番号 044－200－2099
入札日時等	平成26年 3月 4 日 13時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、平成26年第 1 回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第84号

（仮称）新川崎 F 地区計画に係る事後調査
報告書（工事中その 1）について
川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第34条第 1 項の規定に基づく事後調査報告書の提出がありましたので、同条例第35条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成26年 2月17日

川崎市長 福田 紀 彦

事後調査報告書について

1 事後調査実施者

東京都千代田区大手町二丁目 1 番 1 号

株式会社 ゴールドクレスト

取締役 伊藤 正樹

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名称

（仮称）新川崎 F 地区計画

(2) 種類

住宅団地の新設（第 1 種行為）

大規模建築物の新設（第 1 種行為）

3 事後調査報告書（工事中その 1）の要旨

(1) 指定開発行為の概要

- ア 指定開発行為
 イ 指定開発行為の名称及び種類
 ウ 指定開発行為を実施する区域
 エ 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び内容
 オ 指定開発行為の実施状況
 カ 環境保全のための措置の実施状況
- (2) 条例環境影響評価書に掲げる事後調査計画の概要
 ア 事後調査の目的
 イ 事後調査（工事中その１）の内容
 ウ 調査実施者（業務受託者）
- (3) 事後調査結果
 大気質
- 4 事後調査報告書（工事中その１）の写しの縦覧期間、場所及び時間
- (1) 期 間
 平成26年2月17日（月）から平成26年3月18日（火）まで
 土曜日及び日曜日は除きます。ただし、幸区役所

では、第２・第４土曜日の午前中も縦覧を行います。

(2) 場 所

川崎市：幸区役所、幸区役所日吉出張所及び本庁（環境局環境評価室）
 横浜市：鶴見区役所区政推進課及び横浜市役所環境創造局環境影響評価課

(3) 時 間

川崎市：午前８時30分から午後５時まで
 横浜市：
 鶴見区役所 区政推進課
 午前８時45分から午後５時まで
 横浜市役所 環境創造局環境影響評価課
 午前８時45分から午後５時15分まで

川崎市公告第85号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成26年2月19日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名 県道扇町川崎停車場道路冠水対策（ポンプ施設）その２工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区扇町17番地先
	履 行 期 限 平成26年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されている者 (5) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (6) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (7) 主任技術者（業種「機械器具設置」）を専任で配置できること。 ただし、請負金額が2,500万円未満の工事は兼任も可 (8) 口径400mm以上の揚排水ポンプ設備の製作・据付工事の完工実績（元請に限る。）を平成10年4月1日以降に有すること（修理及び整備工事は除く。）。ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成26年3月12日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件 2)

競争入札に 付する事項	件 名 日吉保育園解体撤去工事
	履 行 場 所 川崎市幸区南加瀬 2 丁目 9 番20号
	履 行 期 限 平成26年 7 月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されている者 (6) 主観評価項目制度実施要綱第 2 条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。 (8) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。 (11) 石綿作業主任者として選任可能な技術者を専任で配置できること。 (12) 鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造で階数 2 以上かつ500㎡以上の 1 棟からなる建築物の解体工事の完工実績(元請に限る。)を平成10年 4 月 1 日以降に有すること。ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成26年 3 月17日 14時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件 3)

競争入札に 付する事項	件 名 中原平和公園ほか防災関連施設整備工事
	履 行 場 所 川崎市中原区木月住吉町33-1 ほか
	履 行 期 限 平成26年 3 月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「B」で登録されている者 (6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成26年3月12日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名 多摩消防団生田分団東生田班器具置場改築その他工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区枳形3丁目2番17号
	履 行 期 限 平成26年9月30日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。 (9) 主任技術者（業種「建築」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成26年3月14日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名 農業技術支援センター農産加工実習室改修工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区菅仙谷3丁目17番1号
	履 行 期 限 平成26年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。

	(7) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者（業種「建築」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044－200－2100
入札日時等	平成26年 3 月10日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名 南平耐火住宅解体第1期工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区南平台689番4ほか
	履 行 期 限 平成26年 9 月30日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者（業種「とび・土工」）を専任で配置できること。 (10) 石綿作業主任者として選任可能な技術者を専任で配置できること。 (11) 特別管理産業廃棄物管理責任者を配置できること。 (12) 鉄筋コンクリート造5階以上かつ延べ面積1240㎡以上の1棟からなる建築物解体工事の完工実績（元請に限る。）を平成10年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044－200－2100
入札日時等	平成26年 3 月17日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名 諏訪保育園解体撤去工事
	履 行 場 所 川崎市高津区諏訪3丁目20番15号
	履 行 期 限 平成26年 7 月31日限り
	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

参 加 資 格	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者（業種「とび・土工」）を配置できること。 (10) 石綿作業主任者として選任可能な技術者を専任で配置できること。 (11) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延床面積250㎡以上の1棟からなる建築物の解体工事の完工実績（元請に限る。）を平成10年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成26年3月17日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件8)

競争入札に付する事項	件 名 多摩区内主要地方道川崎府中交差点改良（稲生橋交差点）工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区東生田1丁目4460番4地先
	履 行 期 限 平成26年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「鋼構造物」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 鋼構造物工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者（業種「鋼構造物」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成26年3月10日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第86号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請がありましたので、同法第10条第2項の規定により次

のとおり公告します。

平成26年 2 月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年 2 月12日	特定非営利活動法人 むくの木	熊谷 操	川崎市川崎区田 町 2 丁目10番 6 号	この法人は、子ども達とその保護者に対して、保育に関する事業を行い、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

川崎市公告第87号

特定非営利活動法人の定款の変更認証申請について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次

のとおり公告します。

平成26年 2 月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年 1 月29日	特定非営利活動法人 もくれん工房	市川 茂夫	川崎市川崎区田 島町22番12号	この法人は、広く一般市民、特に障害を持つ方に対して、障害福祉に関する各種事業並びに地域住民との交流会・イベント等の企画・開催に関する事業を行い、福祉の増進と地域社会の発展に寄与することを目的とする。
平成26年 2 月 6 日	NPO法人 わい・ わい	昼間 幸史	川崎市幸区神明 町 1 丁目71番地	この法人は、地域における高齢者・障害者（児）の支援を行うことで、地域福祉の増進に寄与するとともに、市民に対して、やさしいまちづくりの推進や子育てに関する事業を行うことで住みやすいまちづくりと子どもの健全育成に寄与することを目的とする。 また、諸外国に日本古来の武術を広めることで日本の理解や日本人の理解に寄与することを目的とする。

川崎市公告第88号

プロポーザル方式の実施について次のとおり公告します。

平成26年 2 月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 業務名

介護人材育成雇用事業

2 事業概要

介護職への就労を希望する、介護職員初任者研修（又はホームヘルパー 2 級研修）以上の資格を有していない失業状態にある者を新規雇用者として受託者において雇用し、介護職員初任者研修資格を取得させる

とともに、市内介護保険施設等へ紹介予定派遣により派遣し、派遣期間終了後は原則として、新規雇用者と派遣先施設等が期間の定めのない雇用契約を締結するよう支援することにより、失業者等の介護分野への就職促進を図る。

3 履行期間

契約締結日から平成27年 3 月31日まで

4 応募資格

以下をすべて満たすこと。

- (1) 提案期日までの間、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (2) 提案期日までの間、川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市の「平成25・26年度業務委託有資格業者名簿」において、「業種 その他」「種目 その他」として登載されていること。
- (4) 労働者派遣法による一般労働者派遣事業許可及び、職業安定法による職業紹介事業許可を得ていること。
- (5) 本事業について確実に履行することができること。
- (6) 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (7) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当しないこと。

5 評価項目

(1) 事業効果

- ① 新規雇用者の雇用人数及び適切な事業達成目標の設定
- ② 新規雇用者及び派遣先の効果的な募集の実施
- ③ 新規雇用者の適切な選考の実施
- ④ 新規雇用者と派遣先事業所等との適切なマッチング
- ⑤ 派遣先への常用雇用が調わない場合のフォローアップ
- ⑥ その他常用雇用に向けた効果的な取組

(2) 事業計画及び収支計画

- ⑦ 事業を円滑に実施できる財務状況等の運営基盤
- ⑧ 類似する事業の実績

(3) 適正実施

- ⑨ 新規雇用者の雇用条件
- ⑩ 事業全体に係る適切な運営体制
- ⑪ 新規雇用者の適切な労務管理体制
- ⑫ 個人情報保護の取組
- ⑬ 適切な経費の積算

6 担当部署

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

7 公募参加申込書

(1) 配布期間

平成26年2月19日（水）から平成26年3月7日（金）まで

(2) 配布場所

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所第3庁舎6階
(川崎市インターネットホームページからもダウンロード可能)

(3) 提出書類

公募参加申込書（様式1） 1部

(4) 提出期限

平成26年3月7日（金）

(5) 提出方法

郵送または電子メールのいずれかとする。（提出期限までの開庁日で午前9時から午後5時まで。ただし正午から午後1時までを除く。）

8 企画提案書

(1) 提出期限

平成26年3月17日（月）

(2) 提出場所

7(2)と同様

(3) 提出方法

持参とする。（提出期限までの開庁日で午前9時から午後5時まで。ただし正午から午後1時までを除く。）

(4) 提出書類

次の書類をファイルに綴じてインデックスを付し、7部（原本1部＋写し6部）作成して、提出する。

① 応募者の紹介に関する書類

ア 応募者が運営する他の事業の実績が分かる資料

イ 応募者の組織、財務状況等が分かる資料

（ア）定款又は寄附行為及び登記事項証明書（3か月以内のもの）

（イ）平成24年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

平成25年度に設立された法人にあつては、設立時の財産目録

（ウ）新規雇用者に適用される就業規則、給与規定等の諸規定

（エ）一般労働者派遣事業許可及び職業紹介事業許可を証する書類の写し

（オ）「コンプライアンス（法令遵守）に関する申告書（様式3）」

（カ）川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱に定める「誓約書（別表様式）」

② 企画提案書

9 提案会の実施（予定）

(1) 日時

平成26年3月24日（月）（時間は後日連絡）

(2) 場所

川崎市役所第4庁舎 4階 第3会議室

(3) 時間

各応募者について説明時間は15分、質疑応答10分程度とする。

10 事務局（問い合わせ先）

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所第3庁舎6階

電 話 044 (200) 2652
 F A X 044 (200) 3926
 電子メール 35kosui@city.kawasaki.jp

11 その他

(1) 募集要領の承諾

公募に関する事項については「平成26年度介護人材育成雇用事業受託法人募集要領」による。応募者は、応募書類の提出をもってこの募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とする。

(4) 概算金額

133,100千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を限度額とする。

(5) 提出された書類は返却しない。

(6) 本事業は、神奈川県緊急雇用創出事業臨時特例交付金市町村補助金交付要綱に基づく神奈川県知事による補助金の交付決定をもって効力を発する。

(7) 当該落札決定の効果は、平成26年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要する。

川崎市公告第89号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成26年 2月21日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名 市役所前モールほか植栽帯清掃業務委託
	履 行 場 所 川崎市川崎区砂子2丁目4-10ほか
	履 行 期 限 平成26年4月1日 から 平成27年3月31日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社を有すること。 (4) 平成25・26年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「屋外清掃」種目「道路清掃」で登録されている者
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成26年3月20日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	・ 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp ・ 当該落札決定の効果は、平成26年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名 川崎駅東西自由通路等周辺施設建物清掃委託
	履 行 場 所 川崎市幸区堀川町74番地先
	履 行 期 限 平成26年4月1日 から 平成27年3月31日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社を有すること。 (4) 平成25・26年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建物清掃等」種目「建築物清掃」で登録されている者

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成26年3月20日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	・ 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp ・ 当該落札決定の効果は、平成26年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 ・ 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 特定業務委託契約は、下請も含め、市の定める基準を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。下請も含めて契約に違反した場合は受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分にご注意ください。 詳しくは、契約課ホームページ「入札情報かわさき」の、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御確認ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 武蔵溝ノ口駅南北自由通路等周辺施設建物清掃委託
	履 行 場 所 川崎市高津区溝口1丁目1番地先
	履 行 期 限 平成26年4月1日 から 平成27年3月31日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社を有すること。 (4) 平成25・26年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建物清掃等」種目「建築物清掃」で登録されている者
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成26年3月20日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	・ 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp ・ 当該落札決定の効果は、平成26年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 ・ 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 特定業務委託契約は、下請も含め、市の定める基準を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。下請も含めて契約に違反した場合は受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分にご注意ください。 詳しくは、契約課ホームページ「入札情報かわさき」の、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御確認ください。

(案件 4)

競争入札に 付する事項	件 名 登戸駅南北自由通路等建物清掃委託
	履 行 場 所 川崎市多摩区登戸3435番地先他 1 箇所
	履 行 期 限 平成26年 4 月 1 日 から 平成27年 3 月31日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社を有すること。 (4) 平成25・26年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建物清掃等」種目「建築物清掃」で登録されている者
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成26年 3 月20日 14時30分 (川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	・ 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp ・ 当該落札決定の効果は、平成26年第 1 回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 ・ 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 特定業務委託契約は、下請も含め、市の定める基準を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。下請も含めて契約に違反した場合は受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分にご注意ください。 詳しくは、契約課ホームページ「入札情報かわさき」の、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御確認ください。

(案件 5)

競争入札に 付する事項	件 名 武蔵小杉駅 J R 東急連絡通路等建物清掃委託
	履 行 場 所 川崎市中原区小杉町 3 丁目地内
	履 行 期 限 平成26年 4 月 1 日 から 平成27年 3 月31日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社を有すること。 (4) 平成25・26年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建物清掃等」種目「建築物清掃」で登録されている者
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成26年 3 月20日 14時30分 (川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
	・ 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp ・ 当該落札決定の効果は、平成26年第 1 回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

そ の 他	・本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 特定業務委託契約は、下請も含め、市の定める基準を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。下請も含めて契約に違反した場合は受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分にご注意ください。 詳しくは、契約課ホームページ「入札情報かわさき」の、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御確認ください。
-------	---

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名 川崎駅北口自由通路西側デッキ詳細設計業務委託
	履 行 場 所 川崎市幸区堀川町地内
	履 行 期 限 平成26年4月1日 から 平成26年10月31日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成25・26年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者 (4) 過去10年以内に国又は地方自治体が発注した、以下の実施設計の業務実績を有すること（業務実績はテクリス等で確認出来るものとする）。 ※なお、実施設計の業務実績は単独の契約（アからエの業務実績を全て含む契約）、複数の契約（アからエの業務実績が個別の案件ごとの契約）を問わない。 ア) ペDESTリアンデッキ イ) エレベーター、エスカレーター施設 ウ) 駅前広場の再編もしくは改修 エ) デッキ等に関する意匠設計 (5) 本業務を遂行するにあたっては、次に掲げる有資格者を定めるものとする。 ア) 現場代理人（土木）：技術士（鋼構造及びコンクリート）又は、技術士（土質及び基礎）の資格者で、ペDESTリアンデッキ設計の業務実績を有すること。 イ) 主任技術者（土木）：技術士（鋼構造及びコンクリート）又は、技術士（土質及び基礎）の資格者で、ペDESTリアンデッキ設計の業務実績を有すること。 ※なお、業務実績はテクリス完了書類を提出し、監督員の了承を得ることとする。 ウ) 管理技術者（建築）：建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者（業務経験13年以上）で、かつ建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者（業務経験13年以上） エ) 担当技術者（建築）：建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者（業務経験5年以上）で、かつ建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者（業務経験5年以上）
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成26年3月20日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

そ の 他	・ 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp ・ 当該落札決定の効果は、平成26年第 1 回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。
-------	--

(案件 7)

競争入札に 付する事項	件 名 平成26年度 川崎都市計画施設測量業務委託
	履 行 場 所 川崎市全域
	履 行 期 限 平成26年 4 月 1 日 から 平成27年 3 月13日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社を有すること。 (4) 平成25・26年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話番号 044－200－2097
入札日時等	平成26年 3 月20日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	・ 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp ・ 当該落札決定の効果は、平成26年第 1 回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(案件 8)

競争入札に 付する事項	件 名 平成26年度登戸土地区画整理事業建築物等調査積算業務委託（その 1）
	履 行 場 所 川崎市多摩区登戸地区
	履 行 期 限 平成26年 4 月 1 日 から 平成26年 7 月31日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社を有すること。 (4) 平成25・26年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」種目「物件部門」で登録されている者
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話番号 044－200－2097
入札日時等	平成26年 3 月20日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	・ 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp ・ 当該落札決定の効果は、平成26年第 1 回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(案件9)

競争入札に 付する事項	件 名 新川崎駅施設（鹿島田跨線歩道橋）建物清掃委託
	履 行 場 所 川崎市幸区鹿島田1丁目地内
	履 行 期 限 平成26年4月1日 から 平成27年3月31日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社を有すること。 (4) 平成25・26年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建物清掃等」種目「建築物清掃」で登録されている者
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成26年3月20日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	・ 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp ・ 当該落札決定の効果は、平成26年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第90号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成26年2月21日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市高津区坂戸一丁目478番1
874平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市高津区坂戸一丁目7番12号
株式会社エムアンドアイ

代表取締役 筒井真理子

- 3 予定建築物の用途
共同住宅

計画戸数：27戸

- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成24年9月20日
川崎市指令ま情開発（イ）第69号

川崎市公告第91号

一般競争入札について次のとおり公告します。
平成26年2月24日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 長尾橋橋梁補修（耐震補強）工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区長尾1丁目、4丁目地内
	履 行 期 限 平成26年9月30日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社又は事業所があること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「橋りょう」ランク「A」または「B」で登録されている者 (6) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。

	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 主任技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。 (9) 国及び地方公共団体等（法人税別表第一、建設業法施行規則第十八条の定める法人）が発注した工事で、供用中のコンクリート上部工の拡幅工事の完工実績（元請に限る。）を平成10年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成26年3月27日 13時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、平成26年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第92号

平成26年度 新卒未就職者等就業支援事業
の実施について

失業状態にある新卒未就職者等を対象に行う就業支援事業の実施にあたり、公募型企画提案方式により委託事業者を募集するため、次のとおり公告します。

平成26年2月24日

川崎市長 福田 紀彦

1 事業名

平成26年度 新卒未就職者等就業支援事業

2 履行期間

契約締結日から平成27年3月20日（金）まで

3 履行場所

本事業を実施するにあたり、研修会場等については、受託者が川崎市内の適切な場所を確保すること。
ただし、研修会場の一部については、市外での実施を可能とします。

4 事業概要

失業状態にある新卒未就職者等を対象に、社会人としての基礎的な知識や技術を習得する講義研修（Off-JT）と、企業での実習により実務的な知識や技術を習得する派遣研修（OJT）を行い、研修修了後には実習先企業等での正規雇用に結び付くよう支援します。

5 参加者の資格要件

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市有資格業者名簿の当該契約に対応する業種・種目に掲載されていること。

- (3) 提案期日までの間、川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- (4) 当業務について確実に履行することができること。

- (5) 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有すること。

- (6) 労働者派遣法による一般労働者派遣事業の許可及び職業安定法による有料職業紹介事業者の許可を受けていること。

- (7) 参加申出書提出時点において、労働者派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令を受けていないこと。

- (8) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者

- (9) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

6 担当部局

川崎市経済労働局労働雇用部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話番号（直通）044（200）2276

FAX番号 044（200）3598

電子メール 28roudou@city.kawasaki.jp

7 実施要領の交付及び参加意向申出書について

- (1) 申出書の提出期限

平成26年2月24日（月）～平成26年2月28日（金）

平日 8時30分～17時15分

- (2) 提出場所

- 6の担当部局と同じ
- (3) 参加意向申出書の提出書類
参加意向申出書(様式1)
- (4) 提出方法
代表者印をカラーで読み込んだ上で、電子メールにて送信してください。
- (5) 参加資格確認の結果通知
平成26年3月3日(月)に電子メールにて通知します。
- 8 企画提案書の提出について
- (1) 提出期間及び受付時間
平成26年3月10日(月)～平成26年3月11日(火)
平日8時30分～17時15分(12時から13時を除く。)
- (2) 提出方法
6の担当部局に持参してください。
- (3) 提出書類
ア 企画提案書・・・・・・・・・・7部
イ 見積書・・・・・・・・・・7部
ウ 会社概要(パンフレット等)・・・・7部
- 9 企画提案会の実施と選定結果の通知
- (1) 企画提案会期日
平成26年3月13日(木) 予定
時刻・場所については別途通知いたします。
- (2) 時間等
事前に提出されている提案書類に基づいて、提案説明15分、質疑応答10分で提案を行っていただきます。
- (3) 選定結果等の通知
平成26年3月14日(金) 予定
- (4) 契約の締結(予定)
選定業者と詳細について協議し、協議が成立した場合、平成26年4月1日(火)に契約を締結予定です。
- 10 企画提案書に使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 11 選定方式
公募型企画提案方式による提案審査
- 12 選考方法
5名の選考委員が応募者から提出された応募書類について、資格審査、書類審査及び提案審査を行い、選定します。
- 13 その他必要と認める事項
- (1) 委託料(参考金額)
276,000,000円(税込)
- (2) 本事業についての注意点
本事業は緊急雇用創出事業における地域人づくり事業であり、失業者の雇用機会創出や人材育成を目

的としています。(失業者雇用予定数120名)

ア 本事業の求人募集については、公共職業安定所及び「キャリアサポートかわさき」へ求人票の提出が必須になります。ただし、その他の方法で求人募集することを妨げるものではありません。

イ 事業に占める新規雇用失業者の人件費割合を1/2以上とします。

(3) 企画書の作成及び提出に関する提出者の費用負担について

企画提案書の作成及び提出、企画提案会の出席に係る一切の費用は、参加者の負担とします。

(4) その他

本事業の委託契約については、平成26年第1回川崎市議会定例会における補正予算の議決及び神奈川県補助金交付決定を要します。

(5) 詳細につきましては、本事業の実施要領を参照ください。

川崎市公告第93号

女性再就職支援のためのキャリアカウンセラー育成事業の実施について

失業者を対象にキャリアカウンセラーの育成を行う就業支援事業の実施にあたり、公募型企画提案方式により委託事業者を募集するため、次のとおり公告します。

平成26年2月24日

川崎市長 福田 紀彦

1 事業名

女性再就職支援のためのキャリアカウンセラー育成事業

2 履行期間

契約締結日から平成27年3月20日(金)まで

3 履行場所

本事業を実施するにあたり、研修会場等については、受託者が原則として川崎市内の適切な場所を確保すること。

4 事業概要

失業者を対象に、社会的ニーズの高いキャリアカウンセラーの養成講座(O f f - J T)と就業体験(O J T)を行い、標準レベルのキャリア・コンサルタントの資格取得を支援するとともに、育成したキャリアカウンセラーが再就職を目指す女性等を支援することで、失業者の人材育成と女性の再就職支援の推進を目指すものです。

5 参加者の資格要件

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市有資格業者名簿の当該契約に対応する業種・種目に掲載されていること。

- (3) 提案期日までの間、川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 当業務について確実に履行することができること。
- (5) 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (6) 労働者派遣法による一般労働者派遣事業の許可及び職業安定法による有料職業紹介事業者の許可を受けていること。
- (7) 参加申出書提出時点において、労働者派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令を受けていないこと。
- (8) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- (9) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者
- 6 担当部局
川崎市経済労働局労働雇用部
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話番号（直通）044（200）2276
FAX番号 044（200）3598
電子メール 28roudou@city.kawasaki.jp
- 7 実施要領の交付及び参加意向申出書について
- (1) 申出書の提出期限
平成26年2月24日（月）～平成26年2月28日（金）
平日 8時30分～17時15分
- (2) 提出場所
6の担当部局と同じ
- (3) 参加意向申出書の提出書類
参加意向申出書（様式1）
- (4) 提出方法
代表者印をカラーで読み込んだ上で、電子メールにて送信してください。
- (5) 参加資格確認の結果通知
平成26年3月3日（月）に電子メールにて通知します。
- 8 企画提案書の提出について
- (1) 提出期間及び受付時間
平成26年3月10日（月）～平成26年3月11日（火）
平日 8時30分～17時15分（12時から13時を除く。）
- (2) 提出方法
6の担当部局に持参してください。
- (3) 提出書類
ア 企画提案書・・・・・・・・・・7部
イ 見積書・・・・・・・・・・7部
ウ 会社概要（パンフレット等）・・・・7部

- 9 企画提案会の実施と選定結果の通知
- (1) 企画提案会期日
平成26年3月13日（木）予定
時刻・場所については別途通知いたします。
- (2) 時間等
事前に提出されている提案書類に基づいて、提案説明15分、質疑応答10分で提案を行っていただきます。
- (3) 選定結果等の通知
平成26年3月14日（金）予定
- (4) 契約の締結（予定）
選定業者と詳細について協議し、協議が成立した場合、平成26年4月1日（火）に契約を締結予定です。
- 10 企画提案書に使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 11 選定方式
公募型企画提案方式による提案審査
- 12 選考方法
5名の選考委員が応募者から提出された応募書類について、資格審査、書類審査及び提案審査を行い、選定します。
- 13 その他必要と認める事項
- (1) 委託料（参考金額）
48,814,920円（税込）
- (2) 本事業についての注意点
本事業は緊急雇用創出事業における地域人づくり事業であり、失業者の雇用機会創出や人材育成を目的としています。（失業者雇用予定数24名）
ア 本事業の求人募集については、公共職業安定所及び「キャリアサポートかわさき」へ求人票の提出が必須になります。ただし、その他の方法で求人募集することを妨げるものではありません。
イ 事業に占める新規雇用失業者の人件費割合を1／2以上とします。
- (3) 企画書の作成及び提出に関する提出者の費用負担について
企画提案書の作成及び提出、企画提案会の出席に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (4) その他
なお、本事業の委託契約については、平成26年第1回川崎市議会定例会における補正予算の議決及び神奈川県の補助金交付決定を要します。
- (5) 詳細につきましては、本事業の実施要領を参照ください。

川崎市公告第94号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成26年2月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市高津区久本二丁目357番1
ほか5筆
2,625平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区平河町二丁目11番2号
荒川建設工業株式会社
代表取締役 荒川 雅晴
- 3 予定建築物の用途
共同住宅（80戸）
計画戸数：80戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成23年7月12日
川崎市指令ま情開発（イ）第34号
平成23年10月14日
川崎市指令ま情開発（イ）第87号（変更）
平成24年7月9日
川崎市指令ま情開発（イ）第35号（変更）
平成26年1月16日
川崎市指令ま情開発（イ）第149号（変更）

川崎市公告第95号

入札公告

「パーソナルコンピューター等の賃貸借ならびに保守に関する契約」の一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成26年2月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 件名
パーソナルコンピューター等の賃貸借ならびに保守
 - (2) 履行場所
川崎市川崎区宮本町1番地川崎市役所第3庁舎（川崎市 高齢者事業推進課）
 - (3) 履行期間
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
 - (4) 調達概要
 - ア 調達物品
仕様書によります。
 - イ 数量
仕様書によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 平成25・26年度川崎市「製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿」の業種「リース」種目「事務用機器」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。
- (5) この調達物品を契約締結後確実かつ速やかに納入することができること。
- (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 入札説明書等の配布、競争参加申込書提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加申込書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎
健康福祉局長寿社会部介護保険課給付指導係 担当 古屋

電話：044-200-2687

FAX：044-200-3926

E-mail：35kaigo@city.kawasaki.jp

（ただし、本メールアドレスに電子メールを送信する場合は必ず開封確認メッセージを要求してください。）

入札説明書及び競争申込書は、インターネットからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。「入札情報かわさき」のアドレス<http://keiyaku.city.kawasaki.jp>を参照してください。）。

(2) 配布・提出期間

平成26年2月25日（火）から平成26年3月5日（水）まで（土、日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出物

ア 競争参加申込書

川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」（<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/>）の「入札情報」物品の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。ダウンロードできない場合は、3(1)の場所で3(2)の期間に配布します。

(4) 提出方法

持参とします。

(5) その他

ア 提出された競争参加申込書等は返却しません。

イ 提出された競争参加申込書等の差し替え又は再提出は認めません。

ウ 競争参加申込書等に関する問い合わせ先は、3(1)の場所とします。

4 競争入札参加者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、納入する物品の商品説明書（カタログ等）を平成26年3月7日（金）までに3(1)の場所に提出しなければなりません。この場合において、提出された書類等を審査した結果、当該物品を納入することができると認められた者に限り、入札に参加することができます。

なお、競争入札参加者は、開札日の前日までの間において、本市から当該書類に関して説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、次により、競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスの登録をしている場合は、そのアドレスあてに電子メールで送付します。

(1) 日時 平成26年3月10日（月）午後4時まで

(2) 交付場所 3(1)に同じ

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 期間

3(1)に同じ

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札金額・方法等

ア 入札は、貸借期間である平成26年4月1日から平成31年3月31日までの60ヶ月における契約金総額で行います。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金

額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の場所及び日時

ア 日時 平成26年3月13日（木）午後2時

イ 場所 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎北館5階 第4会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則（昭和39年4月1日川崎市規則第28号）第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金

免除します。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」（<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>）の契約関係規程において閲覧することができます。

10 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) この入札の入札説明書は、この入札以外の目的に使用してはなりません。

(3) この入札への参加者が、2者以上にならないときは、この入札を中止することがあります。

(4) 当該契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(5) 公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

(6) 当該落札決定の効果は、平成26年第1回川崎市議会定例会における議決を要します。

(7) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除できるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告第96号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成26年 2月25日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市総合教育センターゆうゆう広場号賃貸借及び保守契約

(2) 履行場所

川崎市総合教育センター他

(3) 履行期間

平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日

(4) 調達概要

川崎市総合教育センターが所管する、適応指導教室(ゆうゆう広場)の教育活動に伴う児童生徒の輸送に使用する中型バス 1 台の賃貸借及び当該車両の保守点検に係る調達です。詳細は入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成25・26年度「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」に業種「リース」種目「車両」に登録されていること。

(3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格指定停止等による指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 過去 3 年間官公庁にて類似の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。ただし参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

(1) 配布・提出先及び問い合わせ先

〒213-0001

川崎市高津区溝口 6-9-3

川崎市教育委員会総合教育センター 総務室

電話 044-844-3600

FAX 044-844-3604

(2) 配布・提出期間

平成26年 2月25日(火)から平成26年 3月 3日(月)

午前 9 時から午後 5 時まで。ただし土曜日、日曜日及び正午から午後 1 時の間は除きます。

4 入札説明書及び仕様書の縦覧

入札説明書及び仕様書は 3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、インターネットから、ダウンロードできます(「入札情報かわさき」-「入札情報」の“物品”-「入札公表」<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)。なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

5 一般競争入札参加確認通知書の交付

3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、平成26年 3月 5日(水)午後 5 時までに、一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

交付方法については次のとおりとします。

(1) 平成25・26年度「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付します。

(2) 電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXにより送付します。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じです。問い合わせ内容は、入札説明書に添付してあります「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上送付してください。また、送付後は確認のため担当に電話連絡をしてください。

(2) 質問受付期間

平成26年 3月 5日(水)から平成26年 3月10日(月)

(午前 9 時から午後 5 時まで。ただし土曜日、日曜日及び正午から午後 1 時の間は除きます。)

(3) 質問受付方法

電子メールまたはFAXに限りします。

電子メール 88csoumu@city.kawasaki.jp

FAX 044-844-3604

(4) 回答方法

平成26年 3月12日(水)に全社宛に文書(電子メールまたはFAX)で送付します。

(5) その他

ア 原則として、質問期間以外での問い合わせには回答いたしません。

イ 提出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

次の号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記 2 の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争入札参加資格確認通知書の提示を求めますので、入札当日に必ず持参してください。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。郵送は認めません。

エ 入札金額は、月額の賃貸借料に賃貸借期間（12か月）を乗じた額で見積もりをし、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2号の規定に関わらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再入札を行う、ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成26年3月17日（月）10時

イ 入札場所 総合教育センター 第4研修室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲以内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市役所競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書の作成

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 本件入札に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 問い合わせ窓口は3(1)に同じです。

(5) 当該落札決定の効果は、平成26年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(6) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(3)の質問書の様式は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第97号

入札公告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成26年2月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

路上喫煙防止重点区域内指定喫煙場所の清掃業務委託

(2) 履行場所

路上喫煙防止重点区域内指定喫煙場所

(3) 履行期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(4) 業務概要

路上喫煙防止重点区域内指定喫煙場所の清掃業務
詳細は「入札説明書」によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 川崎市内に本社を有すること。

(4) 入札期日において、平成25・26年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「屋外清掃」、種目「道路清掃」で登録されていること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団ではないこと。

(6) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配

法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。

3 競争参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び役員等氏名一覧表を提出しなければなりません。

※役員等氏名一覧表については、市民・こども局市民生活部地域安全推進課にて配布しています。

(1) 配布及び提出場所

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町2-31 JAセレサみなみビル5階

川崎市役所 市民・こども局市民生活部地域安全推進課 担当：長島、夏井、中根

電話 044-200-2285 (直通)

FAX 044-200-3869

電子メール 25tiiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成26年2月25日(火)から平成26年3月4日(火)までの午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時までとします。(ただし、土曜日、日曜日を除きます。)

(3) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信されます。

(1) 交付場所及び問合せ先

3(1)と同じ

(2) 交付日時

平成26年3月7日(金)午後1時から午後5時まで

(3) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます(「入札情報かわさき」-「入札情報」の“委託”-「入札公表」<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/>)。なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、確認通知書と一括して自動的に電子メールで配信します。

5 仕様又は入札説明書に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 質問受付期間

平成26年3月10日(月)午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メールまたはFAXに限りします。

電子メール 25tiiki@city.kawasaki.jp

FAX 044-200-3869

(5) 回答方法

平成26年3月13日(木)に、全社あてに文書(電子メールまたはFAX)で送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は契約金額の総額(税抜き)で行ないます。また、この金額には委託業務実施に際して必要となる各種工事・設定・手続き等に係る一切の費用を含むものとします。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名及び商号又は名称を記載した封筒に封入して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の8%(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、入札者は見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成26年3月20日(木) 午後4時30分

イ 入札場所 川崎市役所本庁舎地下 入札室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価

格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続き等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、納付を免除します。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、平成26年第1回川崎市議会定例会における、本件に係る予算の議決を要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ

(4) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(3)の質問書の様式は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第98号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成26年 2 月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

平成26年度幼児児童寄生虫卵検査委託

(2) 履行場所

川崎市立小学校・特別支援学校

(3) 履行期間

平成26年 4 月 1 日から平成26年 8 月31日

(4) 概要

学校保健安全法第13条に基づく定期健康診断の一

環として実施するもので、川崎市立小学校1、2、3年生、特別支援学校幼児及び小学部1、2、3年生の児童生徒を対象に、セロファン紙法により寄生虫卵検査を実施する。詳細は別紙仕様書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において平成25・26年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種21「医療関連業務」種目01「衛生検査」で登録されていること。

(4) 過去5年間（平成21年度以降）で類似委託業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル4階

川崎市教育委員会事務局学校教育部健康教育課学校保健・体育係 担当：小川

電 話：044-200-3293（直通）

F A X：044-200-2853

(2) 配布・提出期間

平成26年 2 月25日（火）から平成26年 3 月 5 日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から5時まで）とします。

4 実績の縦覧

平成26年 2 月25日（火）から平成26年 3 月 4 日（水）まで、過去の実績における幼児児童寄生虫卵検査委託に係る資料（学校宛集荷手順説明書、検査結果票、集計表等）について、3(1)の場所で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、平成26年 3 月 7 日（金）午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認めた者には、入札説明書及び仕様書も併せて交付します。

交付方法については次のとおりとします。

(1) 平成25・26年度「業務委託有資格業者名簿」に電

子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付。

- (2) 電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXにより送付。

なお、本件の入札説明書及び仕様書は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からの閲覧も可能です。

6 仕様に関する問い合わせ先

- (1) 問い合わせ先

3(1)と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上FAXして下さい。また、FAX後に必ず担当者あて電話連絡をして下さい。

- (2) 受付期間

平成26年2月25日(火)～平成25年3月10日(月)
(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から5時まで)

- (3) 回答予定日

平成26年3月12日(水)午後5時までにFAXまたは電子メールにて回答

- (4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

- (1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書及び今回の入札にあたっては明細内訳を記載した一覧表を入札件名が記載された封筒に封印して持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、平成25年度当該委託業務に係る総額(消費税額及び地方消費税額を含めないこと。)

を記載すること。なお、契約金額は入札金額に100分の8に相当する額を加算した金額とする。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。

ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

- (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年3月18日(火) 午前10時

イ 場所 川崎市教育委員会事務局第1会議室

川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル4階

- (3) 入札保証金

免除とします。

- (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

- (5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

- (2) 契約書作成の要否

必要とします。

- (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ウェブサイト(<http://www.city.kawasaki.jp/index.html>)「入札情報」内の「契約関係規定」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/docs/keiyakukitei.htm>)において閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

- (2) 詳細は、入札説明書によります。

- (3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

- (4) 問い合わせ窓口は3(1)に同じです。

- (5) 当該落札決定の効果は、平成26年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第99号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18
条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画

を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成26年 2月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 各筆明細

利用権を設定する土地			利用権を設定する者		設定する利用権						利用権の設定を受ける者		利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係
所在	現況 地目	面積 (㎡)	氏名 又は名称	住所	利用権 の種類	利用権の 内容	始期	終期	借賃 (年額)	借賃の支 払方法	氏名 又は名称	住所	
川崎市麻生区岡上 字自正寺1222の一部	畑	885の内 526	長谷川直次	川崎市麻生区 岡上1422	賃借権	普通畑	平成26年 4月1日	平成28年 3月31日	¥ 10,500	毎年12月末 日までに貸 手の口座に 振込む。	宮井知勝	川崎市中原区上 丸子山王町 1-1525	賃貸借
川崎市麻生区岡上 字梨子ノ木1226の一部	畑	1,254の内 624	星野道人 星野早苗	川崎市麻生区 岡上267	賃借権	普通畑	平成26年 4月1日	平成29年 3月31日	¥ 12,500	毎年12月末 日までに貸 手の口座に 振込む。	清水良一	川崎市宮前区 菅生6-15-1	賃貸借
川崎市麻生区岡上 字梨子ノ木1226の一部	畑	1,254の内 630	星野道人 星野早苗	川崎市麻生区 岡上267	賃借権	普通畑	平成26年 4月1日	平成29年 3月31日	¥ 12,600	毎年12月末 日までに貸 手の口座に 振込む。	川崎寿文	川崎市宮前区 菅生3-18-14	賃貸借
川崎市麻生区黒川 字海道1361	畑	1,198	市川啓司	川崎市麻生区 黒川1773	使用借権	ボラン ティア育 成研修会 の実習ほ 場として 利用	平成26年 4月1日	平成27年 3月31日	—	—	川崎市	川崎市川崎区 宮本町1番地	使用貸借
川崎市麻生区黒川 字宮添195-1 195-2	畑 田	675 565	立川光芳	川崎市麻生区黒 川287	使用借権	栽培試験 、収穫体 験ほ場と して利用	平成26年 4月1日	平成28年 3月31日	—	—	川崎市	川崎市川崎区 宮本町1	使用貸借
川崎市麻生区早野 字広地178	畑	575	杉本順子	横浜市青葉区 美しが丘1-21 たまプラーザ*団地 6-1棟204号	使用借権	栽培試験	平成26年 4月1日	平成27年 3月31日	—	—	川崎市	川崎市川崎区 宮本町1番地	使用貸借

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により農地法（昭和27年法律第229号）第22条に規定する割合を超えることとなったときは、乙は甲に対しその割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかなを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、農業委員会及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、農業委員会及び市が協議して定める。

2-2 特記事項

(1) 解除条件

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事（平成12年6月1日付け農林水産事務次官通知（12構改B第404号）、農地法関係事務に係る処理基準第二の1の(5)の②に規定する年間150日以上）と認められない者になった場合に、農用地を適正に利用していないと認められるときは賃貸借又は使用貸借を解除する。

上記により解除するときは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な事項（平成22年6月、川崎市）第4-1-(13) 農用地利用集積計画の取消

し等 によるものとする。

(2) 農用地の利用状況についての報告義務

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事と認められない者になった場合に、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第7号及び同法施行規則第16条の2に規定する農用地の利用状況についての報告を市長にしなければならない。

川崎市公告第100号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成26年2月26日

川崎市長 福田紀彦

築造主 住所・氏名	横浜市西区南軽井沢5番地1 株式会社 あさひハウジングセンター 代表取締役 高村 明彦		
道路位置の 地名・地番	川崎市宮前区野川字中耕地1159番4の一部 別図省略		
幅員	4.50メートル	延長	17.64メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま情指導 第1534号		指定 年月日	平成26年 2月26日

川崎市公告第101号

中央新幹線（東京都・名古屋市間）に係る環境影響評価準備書に対する市長意見の公表について

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第20条第2項の規定に基づき標記の案件について、神奈川県知事宛てに市長意見を述べたので、その内容を川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第46条及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第48条の規定に基づき次のとおり公表します。

平成26年2月28日

川崎市長 福田紀彦

中央新幹線（東京都・名古屋市間）に係る環境影響評価準備書に対する市長意見

平成26年2月

川崎市

川崎市長意見

「中央新幹線（東京都・名古屋市間）」に係る環境影響評価準備書に対する知事意見の作成に際して、本市が指摘する事項について配慮されるよう要望する。

1 全般的事項

本事業は、東海道新幹線の将来の経年劣化への抜本的な備えや将来の大規模災害への抜本対策を目的に、東京都港区を起点とし、愛知県名古屋市内に至る延長約286kmの区間において、超電導磁気浮上方式を採用した新幹線鉄道を建設するものである。

川崎市内における路線延長は約16kmで、その区間を大深度地下トンネルで通過する計画としている。また、中原区等々力、宮前区梶ヶ谷、宮前区犬蔵三丁目、麻生区東百合丘三丁目及び麻生区片平・町田市能ヶ谷七丁目境界地に非常口の設置が計画されており、さらに、宮前区梶ヶ谷に設置が計画されている非常口には、地下に保守用車留置施設を併設する計画としている。

本事業が実施される川崎市域は、市街化・住宅地化が高度に進展し、多くの市民が生活する地域であり、環境の保全について最大限の配慮が求められている。このため、事業の実施に当たっては、このような本市の地域特性を十分考慮し、次の事項及び個別事項で指摘している内容について、十分留意する必要がある。また、環境影響評価書（以下「評価書」という。）の作成に当たっては、これらの指摘事項に対応して具体的・個別的な補充を行い、分かりやすく記載する必要がある。

(1) 長期間の工事における環境配慮

本事業の工事は10年以上の長期に及ぶものであり、川崎市内では、中原区を始め市内各所で、川崎市環境影響評価に関する条例の対象となる大規模事業が実施又は予定されていることから、これらの事業との工期が重複することにより工事用車両の走行に伴う環境への影響が懸念される。このため、工事の実施に当たっては、他の事業者との間で連絡、調整を図るとともに、その工事の時点における環境に配慮された最新の建設機械や工事用車両を採用するなど最大限の環境保全措置を講ずる必要がある。

(2) モニタリングの実施

大気質、騒音、振動、微気圧波、低周波音、水質、地下水、水資源、地形、地盤沈下及び土壌汚染の各評価項目のモニタリングについては、モニタリングを実施する具体的な地点、回数、時期等を評価書で明らかにした上で、適切に実施し、その結果については、モニタリング実施後速やかに公表する必要がある。

(3) 関係機関との協議等

事業の進捗に応じて、その進捗の状況や環境保全措置の実施状況等を積極的に公表するとともに、関係機関との協議、調整を適切に行う必要がある。

(4) 工事説明等の実施及び問合せ等窓口の市内設置

工事開始前に、関係地域において工事説明等を行い、予測及び評価の内容や講じようとする環境保全措置等の内容について改めて周知を図る必要がある。また、関係住民の問合せ等の窓口として、川崎市内に環境保全対応の事務所を速やかに設置し、その周知を図る必要がある。

2 個別事項

(1) 大気質

ア 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測対象時期については、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出量が最大になると想定される1年間としているが、排出量を月ごとに示して、予測対象時期とした根拠を明確にする必要がある。

イ 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素濃度、浮遊粒子状物質濃度及び粉じん濃度の予測結果については、等値線図を用いて、影響の程度を分かりやすく示すとともに、建設機械の配置及び予測地点の濃度を当該図の上に表示する必要がある。

ウ 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素濃度は、直近の住居等において寄与濃度が高く、寄与率も40%に近くなる地点があると予測していることから、排出ガス対策の進んだ二次対策型又は三次対策型の建設機械の積極的な採用、アイドリングストップの推進などの環境保全措置を更に徹底するとともに、その環境保全措置の効果及び実施状況を継続して把握するため、二酸化窒素濃度のモニタリングを常時実施する必要がある。

エ 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、特定の短い時間に工事の影響が集中しないことから短期予測（1時間値予測）については予測対象としていない。しかしながら、長期予測（年平均値予測）の結果よりも寄与濃度は高くなることが想定されることから、短期的な影響の程度について、評価書で具体的に説明する必要がある。

オ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測対象時期については、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出量が最大になると想定される1年間としているが、排出量の根拠となる車両台数を月ごとに示して、予測対象時期とした根拠を明確にする必要がある。

カ 川崎市内の工事に使用する道路には、大型自動

車の通行が規制されている生活道路（市道王禅寺35号）が含まれており、10年以上の長期にわたり使用する計画となっている。このため、大気質への影響が懸念されることから、当該道路の走行を回避するよう、交通管理者、道路管理者等と十分な協議を行い、工事で使用する道路を選定する必要がある。

また、新たに選定した道路については、大気質の予測及び評価の地点を設定し、影響の程度、環境保全措置等を評価書等で明らかにする必要がある。

キ 建設機械の稼働に伴う粉じん等の予測について、降下ばいじん量は、季節ごとに0.11～8.98 t/km²/月で参考値（10 t/km²/月）を下回るとしている。しかしながら、川崎市内2箇所における年平均値2.1～3.9 t/km²/月を上回る箇所があることから、粉じん等の発生防止を徹底するとともに、他の自治体の事例を参考に工事施工ヤードの仮囲いを高くするなどの環境保全措置を講ずる必要がある。

(2) 騒音

ア 建設機械の稼働に伴う騒音の予測対象時期を工事により発生する騒音が最大となる時期としているが、建設機械の騒音のパワーレベルの合成値を月ごとに示して、予測対象時期とした根拠を明確にする必要がある。

イ 建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果については、等値線図を用いて、影響の程度を分かりやすく示すとともに、建設機械の配置、騒音レベルの最大出現地点及びその数値を当該図の上に表示する必要がある。

ウ 予測結果の騒音レベルについて、日常生活の中で感じる騒音レベルを示し、一般の市民が理解できるように分かりやすく説明する必要がある。

エ 建設機械の稼働に伴う騒音については、更なる環境影響の低減を図るため、他の自治体の事例を参考に工事施工ヤードの仮囲いを高くするとともに、その影響の程度について予測及び評価を実施し、その内容を評価書で明らかにする必要がある。さらに、低騒音型建設機械の積極的な採用、アイドリングストップの推進などの環境保全措置を徹底するとともに、その環境保全措置の効果及び実施状況を継続して把握するため、工事中は、騒音レベルのモニタリングを常時実施する必要がある。

オ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う騒音の予測対象時期を工事により発生する資材及び機械の運搬に用いる車両台数が最大となる時期

としているが、車両台数を月ごとに示して、予測対象時期とした根拠を明確にする必要がある。

カ 川崎市内の工事に使用する道路には、大型自動車の通行が規制されている生活道路（市道王禅寺35号）が含まれており、10年以上の長期にわたり使用する計画となっている。このため、騒音による生活環境への影響が懸念されることから、当該道路の走行を回避するよう、交通管理者、道路管理者等と十分な協議を行い、工事で使用する道路を選定する必要がある。

また、新たに選定した道路については、騒音の予測及び評価の地点を設定し、影響の程度、環境保全措置等を評価書等で明らかにする必要がある。

(3) 振 動

ア 建設機械の稼働に伴う振動の予測対象時期を工事により発生する振動が最大となる時期としているが、建設機械の振動レベルの合成値を月ごとに示して、予測対象時期とした根拠を明確にする必要がある。

イ 建設機械の稼働に伴う振動の予測結果については、等値線図を用いて、影響の程度を分かりやすく示すとともに、建設機械の配置、振動レベルの最大出現地点及びその数値を当該図の上に表示する必要がある。

ウ 予測結果の振動レベルについて、日常生活の中で感じる振動レベルを示し、一般の市民が理解できるように分かりやすく説明する必要がある。

エ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う振動の予測対象時期を工事により発生する資材及び機械の運搬に用いる車両台数が最大となる時期としているが、車両台数を月ごとに示して、予測対象時期とした根拠を明確にする必要がある。

オ 川崎市内の工事に使用する道路には、大型自動車の通行が規制されている生活道路（市道王禅寺35号）が含まれており、10年以上の長期にわたり使用する計画となっている。このため、振動による生活環境への影響が懸念されることから、当該道路の走行を回避するよう、交通管理者、道路管理者等と十分な協議を行い、工事で使用する道路を選定する必要がある。

また、新たに選定した道路については、振動の予測及び評価の地点を設定し、影響の程度、環境保全措置等を評価書等で明らかにする必要がある。

(4) 地下水及び地盤

非常口の掘削工事等や大深度地下トンネル工事の実施に当たっては、より詳細に地質及び地盤の調査を行い、その結果を踏まえて、工事の施工計画、施工方法及び施工管理に十分配慮する必要がある。

また、工事開始前から地下水位及び地盤変位の変動状況のモニタリングを実施し、不測の事態が生じた場合にも迅速に対応できる体制を整備する必要がある。さらに、工事終了後も工事による影響がないことを確認する必要がある。

(5) 日照障害

換気施設等の存在による日影の予測結果については、換気施設等の配置及び規模を明確にした上で、時刻別日影図及び等時間日影図を作成し、分かりやすく説明する必要がある。

(6) 廃棄物等

ア 建設発生土及び建設汚泥の発生量の予測に当たっては、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程等を示して、分かりやすく説明する必要がある。

イ 発生土置き場については、現時点において具体的な位置、規模等の計画を明らかにすることが困難としているが、発生土置き場が明らかになった時点で、その位置、規模及び環境保全措置を速やかに公表し、場所に応じて選定した環境保全措置を確実に実施する必要がある。また、環境保全措置の効果を確認するため、モニタリングを実施し、その結果を公表する必要がある。

(7) その他

ア 大深度地下走行に係る磁界

列車の大深度地下トンネル走行に伴う地上での磁界については、影響の程度を確認し、その結果を公表する必要がある。また、磁界の影響については、市民から不安視されていることから、身の回りにある家電製品等から発生する磁界と比較するなど評価書において分かりやすく説明する必要がある。

イ シールドトンネル工事等に係る振動等

シールドトンネル工事の実施及び列車の大深度地下トンネル走行に伴う地上での騒音及び振動については、影響の程度を確認し、その結果を公表する必要がある。

ウ 工事用道路の設置工事等

川崎市内では、非常口の設置工事に当たり、緑地、農地及び住宅地を通る工事用道路を設置する計画があることから、現況の緑地、農地等に配慮して工事用道路用地の絞り込みを行う必要がある。また、工事用道路の設置工事における建設機械の稼働や工事用車両の走行を環境影響の要因として捉えて、大気、騒音及び振動の予測及び評価の地点を適切に設定し、その結果を評価書等で明らかにする必要がある。さらに、講じようとする環境保全措置を評価書等で示した上で、その効果をモニタリングにより確認する必要がある。

(参考)

○ 環境影響評価に関する手続経過

平成23年 9月26日 川崎市長宛て環境影響評価方法書の送付

9月27日 環境影響評価方法書の公告
環境影響評価法に基づく縦覧開始

神奈川県環境影響評価条例に基づく縦覧開始

10月27日 環境影響評価法に基づく縦覧終了

11月10日 環境影響評価法に基づく意見書の締切日
神奈川県条例に基づく縦覧終了及び意見書の締切日

12月 5日 環境影響評価方法書についての意見の概要を受理

12月 5日 神奈川県知事から市長意見提出に係る照会

12月 7日 市長意見作成のため市長から審議会宛て諮問

平成24年 1月19日 審議会から市長宛て答申

1月26日 市長意見を神奈川県知事宛て送付

平成25年 9月18日 川崎市長宛て環境影響評価準備書の送付

9月20日 環境影響評価準備書の公告
環境影響評価法に基づく縦覧開始

神奈川県環境影響評価条例に基づく縦覧開始

10月21日 環境影響評価法に基づく縦覧終了

11月 5日 環境影響評価法に基づく意見書の締切日
神奈川県条例に基づく縦覧終了及び意見書の締切日

11月25日 環境影響評価準備書についての意見の概要と事業者の見解を受理

11月25日 神奈川県知事から市長意見提出に係る照会

11月26日 環境影響評価準備書についての意見の概要と事業者の見解の公告、縦覧開始

平成25年11月26日 法対象公聴会の開催の公告

12月25日 環境影響評価準備書についての意見の概要と事業者の見解の縦

覧終了

12月25日 市長意見作成のため市長から審議会宛て諮問

平成26年 1月 4日 法対象公述の申出の締切り（第1回・麻生区役所）
申出者 10名

1月 5日 法対象公述の申出の締切り（第2回・宮前区役所）
申出者 4名

1月 8日 法対象公聴会の傍聴の申込みの締切り

1月18日 法対象公聴会の開催（第1回・麻生区役所）
公述人 10名、傍聴人 56名

1月19日 法対象公聴会の開催（第2回・宮前区役所）
公述人 4名、傍聴人 38名

2月25日 審議会から市長宛て答申

2月28日 市長意見を神奈川県知事宛て送付

○ 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

平成23年12月 7日 審議会（環境影響評価方法書事業者説明及び審議）

12月20日 審議会（環境影響評価方法書事業者説明及び審議）

平成24年 1月18日 審議会（環境影響評価方法書答申案審議）

平成25年12月25日 審議会（現地視察）

平成26年 1月14日 審議会（環境影響評価準備書事業者説明及び審議）

2月 7日 審議会（環境影響評価準備書事業者説明及び審議）

2月19日 審議会（環境影響評価準備書答申案審議）

川崎市公告第102号

中央新幹線（東京都・名古屋市間）に係る
法対象条例環境影響評価審査書について
川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第62条第1項の規定に基づき、標記法対象事業に係る法対象条例環境影響評価審査書を次のとおり公告します。

平成26年 2月28日

川崎市長 福田 紀彦

中央新幹線（東京都・名古屋市間）に係る
法対象条例環境影響評価審査書

平成26年 2月

川 崎 市

目 次

はじめに……………	1
1 法対象事業の概要……………	2
2 審査結果及び内容……………	4
(1) 全般的事項……………	4
ア 長期間の工事における環境配慮……………	4
イ 関係機関との協議等……………	4
ウ 工事説明等の実施及び問合せ等窓口の市内設置……………	4
(2) 個別事項……………	4
ア 人と自然とのふれあい活動の場……………	4
イ 地域交通（交通混雑、交通安全）……………	5
(3) 環境配慮項目に関する事項……………	7
3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過……………	7
4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過……………	8
はじめに	

中央新幹線（東京都・名古屋市間）（以下「法対象事業」という。）は、全国新幹線鉄道整備法に基づき、国土交通大臣から営業主及び建設主体として指名された東海旅客鉄道株式会社（以下「法対象事業者」という。）が、東海道新幹線の将来の経年劣化への抜本的な備えや将来の大規模災害への抜本対策を目的に、東京都港区を起点とし、甲府市付近、赤石山脈（南アルプス）中南部を経て、愛知県名古屋市に至る延長約286kmの区間において、超電導磁気浮上方式を採用した新幹線鉄道を建設するものである。

法対象事業者は、川崎市環境影響評価に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、平成23年 9 月20日に当該法対象事業に係る法対象事業実施届及び法対象条例環境影響評価方法書（以下「法対象条例方法書」という。）を提出した。その後、条例に基づく手続を経て、法対象条例方法審査書を踏まえ、法対象事業が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、平成25年 9 月18日に法対象条例環境影響評価準備書（以下「法対象条例準備書」という。）を提出した。

市は、この提出を受けて法対象条例準備書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、法対象事業者が作成した法対象条例見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

さらに、関係住民からの申出に基づき公聴会を開催した。これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、平成26年 2 月25日に答申を得た。

市では、この答申を踏まえ、本審査書を作成したものである。

1 法対象事業の概要

(1) 法対象事業者

名 称：東海旅客鉄道株式会社

代表者：代表取締役社長 山田 佳臣

主たる事務所の所在地：愛知県名古屋市中村区名
駅一丁目 1 番 4 号

(2) 法対象事業の名称及び種類

名 称：中央新幹線（東京都・名古屋市間）

種 類：新幹線鉄道の建設

(3) 法対象事業を実施する区域

起 点：東京都港区

終 点：愛知県名古屋市

主要な経過地：甲府市付近、赤石山脈（南アルプス）中南部

延 長：約286km

(4) 計画の概要

ア 目 的

東京都から名古屋市間における超電導磁気浮上方式を採用した新幹線鉄道の建設

イ 対象鉄道建設等事業の規模

東京都から名古屋市間 延長：約286km（内、川崎市 約16km）

このうち、山梨リニア実験線（上野原市から笛吹市間）42.8kmを含む。

ウ 対象鉄道建設等事業に係る単線、複線等の別及び動力

単線、複線の別：複線

動 力：交流33,000ボルト

エ 対象鉄道建設等事業に係る鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高

速度

最高設計速度：505km/h

オ 川崎市域内における対象鉄道建設等事業の工事計画の概要

事業実施区域：中原区、高津区、宮前区及び麻生区を通過する路線

トンネル：16.3km

保守用車留置施設：1 箇所

非常口（都市部）：5 箇所

（非常口には、供用時のトンネル施設内の換気を行うための換気施設を設置する。）

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本事業は、新幹線鉄道の建設事業であり、工事中における交通安全対策等、生活環境上の配慮が求められることから、法対象条例準備書に記載した環境保全のための措置等に加え、次の事項及び個別事項に十分留意し、本審査結果の内容を確実に遵守する

こと。

ア 長期間の工事における環境配慮

本事業の工事は10年以上の長期に及ぶものであり、川崎市内では、中原区を始め市内各所で、条例の対象となる大規模事業が実施又は予定されていることから、これらの事業との工期が重複することにより工事用車両の走行に伴う環境への影響が懸念される。このため、工事の実施に当たっては、他の事業者との間で連絡、調整を図り、環境影響の低減に努めること。

イ 関係機関との協議等

事業の進捗に応じて、その進捗の状況や環境保全のための措置の実施状況等を積極的に公表するとともに、関係機関との協議、調整を適切に行うこと。

ウ 工事説明等の実施及び問合せ等窓口の市内設置

工事開始前に、関係地域において工事説明等を行い、予測及び評価の内容や講じようとする環境保全のための措置等の内容について改めて周知を図ること。また、関係住民の問合せ等の窓口として、川崎市内に環境保全対応の事務所を速やかに設置し、その周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 人と自然とのふれあい活動の場

本事業の工事により、人と自然とのふれあい活動の場の消滅又は改変はなく、また、その活動の場が持つ機能の変化の程度及びその活動の場までの利用経路阻害の程度は少ないと予測している。さらに、利用者に対して、案内板及びチラシ等により利用上の支障事項等を適切に説明し、仮設物の形式、色合いの検討を行うことにより利用性への影響や快適性への影響を緩和することができるとしている。

このことから、本事業による影響は、法対象事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されており、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、人と自然とのふれあい活動の場は、季節的な要因や催事の有無等によってその利用状況が大きく異なることから、利用経路に交通誘導員を配置するなどその利用状況に応じた低減対策を実施すること。

イ 地域交通（交通混雑、交通安全）

交通混雑について、工事用車両の走行に伴うピーク日ピーク時における交差点需要率は0.570～0.814で、全ての予測地点で、交差点交通流に支障が出るとされる交差点需要率0.9を下回り、その増加分は0.000～0.093と予測している。さら

に、発生土の運搬について、貨物列車運搬等を含む車両走行ルート分散化を図るとともに、可能な限り混雑時間帯を避けた時間帯に車両が走行するよう走行時間帯を管理するとしている。

一方、交通安全については、工事従事者への講習・指導、通学路、通学時間帯等の安全確保に係る情報伝達及び注意喚起の徹底、周辺住民に対する工事計画内容の説明、交通誘導員による誘導等により交通安全の確保を徹底するとしている。また、具体的な工事計画の策定に当たっては、交通管理者及び道路管理者と協議を行い、安全かつ円滑な交通の確保に配慮した計画を策定するとしている。

これらのことから、本事業の実施に伴う影響は、法対象事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られており、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、地域の交通状況に対して最大限の配慮が求められていることから、次の事項に十分留意すること。

(ア) 工事用車両の走行に伴い交差点需要率が0.8

を超えると予測しているガス橋及び野川の2箇所の交差点については、その影響をより詳細に把握する必要があることから、交差点における車線別の混雑度についても予測及び評価を行い、その結果を法対象条例環境影響評価書（以下「法対象条例評価書」という。）で明らかにすること。

(イ) 具体的な走行計画の策定に当たっては、交通管理者及び道路管理者と協議するとしているが、地域の状況に応じて、教育機関、福祉施設等の管理者や、バス事業者等とも協議を行うこと。特に、東百合丘非常口周辺では、ごみ焼却場及び市民利用施設が存在することから、これらの施設の管理者とも協議の上、適切な走行計画を策定すること。

(ウ) 交通量のモニタリングについては、モニタリングを実施する具体的な地点、回数、時期等を法対象条例評価書で明らかにした上で、適切に実施し、その結果については、モニタリング実施後速やかに公表すること。また、モニタリングの実施に当たっては、交通量の週間変動、季節変動や大型車の車種の違いにより交差点に与える影響が異なることから、交通量の変動状況や大型車の車種区分による影響を含めて把握すること。

(エ) 東百合丘非常口の工事に使用する道路となっている市道王禅寺35号は、大型自動車の通行が

規制されている生活道路であり、周辺の小学校の通学路にも指定されている。このため、交通安全など生活環境への影響が懸念されることから、当該道路の走行を回避するよう、交通管理者、道路管理者等と十分な協議を行い、工事で使用する道路を選定すること。

また、新たに選定した道路については、地域交通の予測及び評価の地点を設定し、影響の程度、環境保全のための措置等を法対象条例評価書等で明らかにすること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

法対象条例準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「酸性雨」、「資源」及び「エネルギー」の各項目の環境配慮については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施内容については、市に報告すること。

- 3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過
- | | |
|--------------|---|
| 平成23年 9 月20日 | 法対象事業実施届及び法対象条例方法書の受理 |
| 9 月27日 | 法対象条例方法書の公告、縦覧開始 |
| 11月10日 | 法対象条例方法書の縦覧終了、意見書の提出締切り |
| | 意見書の提出 43名、43通 |
| 12月 7 日 | 市長から審議会に法対象条例方法書について諮問 |
| 平成24年 1 月19日 | 審議会から市長に法対象条例方法書について答申 |
| 1 月26日 | 法対象条例方法審査書の公告
法対象事業者宛て送付 |
| 平成25年 9 月18日 | 法対象条例準備書の受理 |
| 9 月20日 | 法対象条例準備書の公告、縦覧開始 |
| 11月 5 日 | 法対象条例準備書の縦覧終了、意見書の提出
締切り |
| | 意見書の提出422名、3,791通 |
| 11月25日 | 法対象条例見解書の受理 |
| 11月26日 | 法対象条例見解書の公告、縦覧開始 |
| 12月25日 | 市長から審議会に法対象条例準備書について諮問 |
| 平成25年12月25日 | 法対象条例見解書の縦覧終了、法対象条例公聴会において意見を述べたい旨の申出の締切り |
| | 第1回・麻生区役所 申出者 1名 |
| | 第2回・宮前区役所 申出者 |

3名

- | | |
|---------------|------------------------|
| 平成26年 1 月 8 日 | 法対象条例公聴会の傍聴の申込みの締切り |
| 1 月18日 | 法対象条例公聴会の開催（第1回・麻生区役所） |
| | 公述人 1名、傍聴人 56名 |
| 1 月19日 | 法対象条例公聴会の開催（第2回・宮前区役所） |
| | 公述人 3名、傍聴人 38名 |
| 2 月25日 | 審議会から市長に法対象条例準備書について答申 |
| 2 月28日 | 法対象条例審査書の公告、法対象事業者宛て送付 |
- 4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過
- | | |
|--------------|------------------------|
| 平成23年12月 7 日 | 審議会（法対象条例方法書事業者説明及び審議） |
| 12月20日 | 審議会（法対象条例方法書事業者説明及び審議） |
| 平成24年 1 月18日 | 審議会（法対象条例方法書答申案審議） |
| 平成25年12月25日 | 審議会（現地視察） |
| 平成26年 1 月14日 | 審議会（法対象条例準備書事業者説明及び審議） |
| 2 月 7 日 | 審議会（法対象条例準備書事業者説明及び審議） |
| 2 月19日 | 審議会（法対象条例準備書答申案審議） |

公 告（ 調 達 ）

川崎市公告（調達）第113号

入札公告

平成26年 3 月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

一般競争入札について次のとおり公表します。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

電気自動車（軽貨物・広報車仕様）賃貸借及び保守

(2) 履行場所

川崎市幸区役所日吉出張所（川崎市幸区南加瀬1－7－17）

(3) 履行期間

平成26年 6 月 9 日から平成31年 6 月 8 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において、平成25・26年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格者名簿の業種「リース」種目「車両」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去5ヶ年に、本市又は他官公庁において同規模の賃貸借契約の実績があること。
- 3 競争入札参加申込書の提出
- 一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。
- (1) 提出場所
- 川崎市幸区役所日吉出張所地域振興担当
郵便番号 212-0055
住 所 川崎市幸区南加瀬1-7-17
電 話 044-599-1121
FAX 044-599-9955
E-mail 63hiyosi@city.kawasaki.jp
- (2) 提出期間
- ア 配布・提出日
平成26年3月10日(月)から平成26年5月9日(金)まで
- イ 配布・提出時間
午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 提出書類
- ア 競争入札参加申込書
- イ 契約書の賃貸借契約実績(契約期間・金額等)を確認できる箇所の写し
- ウ 車両の仕様及びカタログ等
- (4) 提出方法
- 持参に限ります。
- 提出書類(競争入札参加申込書)は、インターネットからダウンロードすることができます。('入札情報かわさき'の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。('入札情報かわさき' <http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)
- 4 競争入札参加資格確認通知書の交付
- 競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、入札期日において、平成25・26年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成26年5月12日(月)までに送付します。
- 5 仕様・入札に関する問い合わせ
- (1) 問い合わせ先

- 上記3(1)に同じ。
- (2) 問い合わせ期間
平成26年5月12日(月)から平成26年5月14日(水)午後5時まで
- (3) 問い合わせ方法
競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレスあて送付してください。
- (4) 回答方法
質問があった場合の回答は、平成26年5月15日(木)までに、参加全社あてに電子メール又はFAXにて送付します。
- 6 競争入札参加資格の喪失
- 競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
- (1) 入札方法等
- 税抜き総額で行います。「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の108分の100に相当する月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を60ヵ月で乗じる方法で見積もりしてください。
- ア 入札書の提出日時
平成26年5月19日(月) 午後2時
- イ 入札書の提出場所
幸区役所日吉出張所2階第1会議室
- (2) 入札保証金
免除とします
- (3) 入札の日時
7(1)アに同じ
- (4) 開札の場所
7(1)イに同じ
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 8 契約手続等
次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記 3 (1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 関連情報を入手するための窓口は 3 (1)に同じ。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(4) 当該落札決定の効果は、平成26年第 1 回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要するものとします。

川崎市公告（調達）第114号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成26年 3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 I R活動支援等業務委託

(2) 履行場所 川崎市財政局財政部資金課その他川崎市の指定する場所

(3) 履行期間 平成26年 4月21日から平成27年 3月31日まで

(4) 調達概要 入札説明書によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に該当しないこと。

(2) 平成25・26年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」で登載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) I R活動支援等業務委託仕様書に基づき、次のこ

とを証明できること。

ア 過去において官公庁又は民間企業の I R イベント運営業務に従事した実績があること。

3 競争参加申込書の配布及び提出場所並びに問い合わせ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布及び提出場所並びに問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

川崎市財政局財政部資金課

担当 渡邊

電話 044-200-2182

F A X 044-200-3904

電子メールアドレス 23sikin@city.kawasaki.jp

(2) 配布及び提出期間

平成26年 3月10日（月）から平成26年 3月17日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日は除く。）。
午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで。

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで。

(3) 提出方法

持参に限る。

4 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場 所 3 (1)に同じ

(2) 日 時 平成26年 3月20日（木）

(3) その他

競争参加資格があると認めた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は 3 (1)の場所において平成26年 3月10日（月）から平成26年 3月17日（月）まで縦覧に供します（土曜日、日曜日及び国民の祝日は除く。）。
午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで。

5 仕様に関する質問について

(1) 問い合わせ先 3 (1)に同じ

(2) 質問受付期間

平成26年 3月26日（水）とします。

（午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで。）

(3) 質問方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、3 (1)の問い合わせ先まで電子メールまたは F A X にて送付してください。

(4) 質問に対する回答

平成26年 3月28日（金）までに一般競争入札参加

資格確認通知書の交付を受けた全社あて電子メールまたはFAXにて送付します。

6 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札書の提出時期

平成26年4月14日（月）午後4時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市役所本庁舎北館5階第5会議室

川崎市川崎区宮本町1番地

ウ 入札金額には、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。

(2) 入札保証金 免除します。

(3) 開札の日時 7(1)アに同じ

(4) 開札の場所 7(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、この公告に示した業務を履行できることを証明するため、次のアに掲げる書類を平成26年3月17日（月）までに3(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

また、審査の結果は、競争参加資格確認通知書で通知します。

ア 提出書類

(ア) I R イベント運営業務実績書

イ その他

(ア) 競争入札参加資格のための書類は、提出者において作成してください。

(イ) 資料の作成に要する費用は、提出者の負担とします。

(ウ) 一度受理した書類は、返却しません。

8 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 前払金の要否 否

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧 川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所で閲覧できます。

9 その他

(1) 当該落札決定の効果は、平成26年度第1回市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告（調達）第115号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成26年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名 総合教育センター第2・3研修室校務用環境整備機器賃貸借契約

(2) 履行場所 総合教育センター第2研修室、第3研修室、情報処理室

(3) 履行期間 平成26年6月1日から平成31年5月31日まで

(4) 概 要 入札説明書によります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成25・26年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登録されていること。

(4) 本市又は他の官公庁において過去5年以内に類似の契約実績を有すること。

3 一般競争参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 一般競争入札参加申込書配付及び提出場所

〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3

川崎市総合教育センター 3F 情報・視聴覚センター

電話 044-844-3712

(2) 配付及び提出期間

平成26年3月10日（月）から平成26年3月17日

(月)まで

午前8時30分～正午及び午後1時～5時(土、日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参に限りです。申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。(「入札情報かわさき」<http://keiyaku.city.kawasaki.jp>)

4 仕様・入札に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ場所 上記3(1)と同じ。

(2) 問い合わせ期間

平成26年3月10日(月)午前8時30分から平成26年3月28日(金)午後5時まで(土・日・祝日を除く)

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成26年4月7日(月)までに、参加全社あてに、FAXまたは電子メールアドレスにて送付します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成25・26年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成26年3月24日(月)までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、平成26年3月24日(月)の午前8時30分から午後5時(正午から午後1時までを除く)に、3(1)にて、書類を交付します。

6 カタログの提出について

導入予定機種のカatalogを平成26年4月10日(木)午後5時までに3(1)の場所に提出してください。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

入札金額は、税抜きの総額で行います。月額賃

貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を月数(60ヶ月)で乗じる方法で見積もりしてください。

なお、入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ア 入札書の提出日時

平成26年4月14日(月) 午前9時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市総合教育センター 3階 第4研修室
川崎市高津区溝口6-9-3

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 8(1)アに同じ

(4) 開札の場所 8(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。再入札用の入札書も準備のうえ、参加してください。

(8) その他

当該落札決定の効果は、平成26年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

9 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金 免除

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めると

ころによります。

- (4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

- (5) 支払については、毎月払いとします。

川崎市公告（調達）第116号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成26年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎市立川崎高等学校及び附属中学校
新校舎コンピュータ機器賃貸借契約
- (2) 履行場所 川崎市立川崎高等学校及び川崎市立川崎高等学校附属中学校
- (3) 履行期間 平成26年9月1日から平成31年8月31日まで
- (4) 概 要 入札説明書によります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成25・26年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」種目「事務用機器」に登録されていること。

なお、有資格者名簿に登録のない者（入札参加業種・種目に登録のない者も含む。）は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成26年3月18日（火）までに行ってください。

- (4) 本市又は他の官公庁において過去5年以内に類似の契約実績を有すること。

3 一般競争参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 一般競争入札参加申込書配付及び提出場所
〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3
川崎市総合教育センター 3F 情報・視聴覚センター
電話 044-844-3712
- (2) 配付及び提出期間

平成26年3月10日（月）から平成26年3月24日（月）まで

午前8時30分～正午及び午後1時～5時（土・日・祝日を除く。）

(3) 提出方法

持参に限りません。申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。）。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。（「入札情報かわさき」 <http://keiyaku.city.kawasaki.jp>）

4 仕様・入札に関する問い合わせ先

- (1) 問い合わせ場所 上記3(1)と同じ。
- (2) 問い合わせ期間

平成26年3月10日（月）午前8時30分から平成26年4月7日（月）午後5時まで（土・日・祝日を除く）

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成26年4月14日（月）までに、参加全社あてに、FAXまたは電子メールアドレスにて送付します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成25・26年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成26年3月31日（月）までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、平成26年3月31日（月）の午前8時30分から午後5時（正午から午後1時までを除く）に、3(1)にて、書類を交付します。

6 カタログの提出について

導入予定機種のカタログを平成26年4月17日（木）午後5時までに3(1)の場所に提出してください。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

- (1) 入札方法等

入札金額は、税抜きの総額で行います。月額賃貸料（税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額）を月数（60ヶ月）で乗じる方法で見積もりしてください。

なお、入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ア 入札書の提出日時

平成26年4月22日（火） 午前9時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市総合教育センター 3階 第4研修室
川崎市高津区溝口6-9-3

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限

平成26年4月21日（月）

エ 郵送による場合の入札書の宛先

3(1)に同じ

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 8(1)アに同じ

(4) 開札の場所 8(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者としします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。再入札用の入札書も準備のうえ、参加してください。

(8) その他

当該落札決定の効果は、平成26年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

9 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金 契約金額の10%
ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除。

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧するこ

とができます。

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(5) 支払については、毎月払いとします。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Lease of the computer used in school

(2) Time-limit for tender:

9:30 A.M 22 Apr 2014

(3) Time-limit for tender by mail:

21 Apr 2014

(4) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

KAWASAKI CITY Comprehensive Education Center

6-9-3, Mizonokuchi, Takatsu-ku Kawasaki,

Kanagawa 213-0001, Japan

TEL:044-844-3712

川崎市公告（調達）第117号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成26年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 件名

平成26年度川崎競輪業務一部委託

2 契約担当部局の名称及び所在地

経済労働局公営事業部業務課

川崎市川崎区富士見2丁目1番6号

3 契約の相手方を決定した日

平成26年2月20日

4 契約の相手方の氏名及び住所

日本写真判定 株式会社

東京都千代田区富士見二丁目4番11号

5 落札金額（消費税及び地方消費税除く）

135,543,641円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条に基づき公告を行った日

平成26年1月10日

川崎市公告（調達）第118号

入札公告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成26年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市役所第3庁舎監視カメラ装置等賃貸借

(2) 履行場所

川崎市役所第3庁舎（川崎市川崎区東田町5-4）

(3) 履行期限

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 調達物品の概要

入札説明書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において平成25・26年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に搭載されており、かつ、AまたはBの等級に格付けされていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) この調達物品において、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。

(5) この調達物品を契約締結後確実に速やかに納入することができること。

(6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地（川崎市役所本庁舎）

総務局総務部庁舎管理課

担当 石田

電 話 044-200-3555

FAX 044-200-3749

(2) 配布・提出期間

平成26年3月10日（月）から平成26年3月13日（木）までとします。

（午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(3) 提出方法

持参に限る。

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加申込書を提出した者に、無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3(1)の場所において、平成26年3月10日（月）から平成26年3月13日（木）まで縦覧に供します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

(2) 交付日時

平成26年3月14日（金）

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

6 仕様書に関する問い合わせ

3(1)に同じ

仕様に関する質問は、平成26年3月17日（月）から平成26年3月18日（火）まで、入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、FAXで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。（午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

なお、回答については平成26年3月20日（木）、全社にFAXにて送付します。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法 リース額の総価で行います。

入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定にかかわらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び時間

ア 日時 平成26年3月24日（月） 午後2時

イ 場所 川崎市役所本庁舎 庁舎管理課会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有
効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著
しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札
は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、
免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納
付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、3(1)の場所において閲覧できます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当
該金額について減額又は削除があった場合は、この
契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その
損失の補償を川崎市に対して請求できるものとし、
補償額は協議して定めるものとします。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)と同じ

(5) 当該落札決定の効果は、平成26年第1回川崎市議
会定例会における、本調達に係る予算の議決を要し
ます。

川崎市公告（調達）第119号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとお
り公告します。

平成26年 3 月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

川崎市立学校自動体外式除細動器賃貸借

(2) 履行場所

川崎市立学校（小学校113校、中学校52校、高等
学校 5 校、特別支援校 3 校）

(3) 履行期間

平成26年 6 月 1 日から平成31年 5 月31日まで

(4) 調達概要

川崎市立学校において児童・生徒が安全に生活す
るためにA E Dを設置するリース契約。詳細は入札
説明書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさ
なければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第
2 条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。

(3) 平成25・26年度入札期日において、川崎市の製造
の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リー
ス」種目「その他」で登録されていること。

(4) 過去 5 年間（平成20年度以降）で類似委託業務の
実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加
の申込みをしなければなりません。ただし、競争参加
申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めませ
ん。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町 6 番地 明治
安田生命ビル 4 階

川崎市教育委員会事務局学校教育部健康教育課学
校保健・体育係 担当：林

電 話：044-200-3313（直通）

F A X：044-200-2853

(2) 配布・提出期間

平成26年 3 月10日（月）から平成26年 3 月24日
（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日
午前 8 時30分から正午まで及び午後 1 時から 5 時ま
で）とします。

4 競争参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

3 により競争参加申込書を提出した者に、平成26年
3 月27日（木）午後 5 時までに競争参加資格確認通知
書を交付します。

また、競争参加資格があると認めた者には、入札説
明書及び仕様書も併せて交付します。

交付方法については次のとおりとします。

(1) 平成25・26年度「製造の請負・物件の供給等有資
格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している
場合は、電子メールにて送付。

(2) 電子メールアドレスを登録していない場合は、F
A Xにより送付。

なお、本件の入札説明書は、川崎市ホームページ
「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札

公表詳細」からの閲覧も可能です。

5 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3の(1)と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上FAXしてください。また、FAX後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

平成26年3月10日(月)～平成26年3月27日(木)
(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から5時まで)

(3) 回答予定日

平成26年3月31日(月)午後5時までにFAXまたは電子メールにて回答

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

6 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書及び今回の入札にあたっては明細内訳を記載した一覧表を入札件名が記載された封筒に封印して持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、平成26年度当該委託業務に係る総額(消費税額及び地方消費税額を含めないこと。)を記載すること。なお、契約金額は入札金額に100分の8に相当する額を加算した金額とする。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 平成26年4月9日(水)
午前11時00分

イ 場 所 明治安田生命ビル4階第1会議室
川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル4階

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3の(1)の場所及び川崎市ウェブサイト(<http://www.city.kawasaki.jp/index.html>)「入札情報」内の「契約関係規定」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/docs/keiyakukitei.htm>)において閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 問い合わせ窓口は3の(1)と同じです。

(5) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議により定めるものとします。

(6) 当該落札決定の効果は、平成26年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要し

ます。

川崎市公告（調達）第120号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成26年 3 月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市立橘高等学校屋上50m公認プール保守管理業務

(2) 履行場所

川崎市立橘高等学校

(3) 履行期間

平成26年 5 月 1 日から平成26年 9 月30日まで

(4) 調達概要

川崎市立橘高等学校の屋上50m公認プールの施設保守管理及び施設利用者の安全確保を目的とした業務委託。詳細は入札説明書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において平成25・26年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「その他維持管理」で登録されていること。

(4) 過去 5 年間（平成20年度以降）で類似委託業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

(5) 業務内容が警備業法第 2 条第 1 項に該当することから（平成24年 6 月25日警察庁生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室長発出事務連絡「プール監視業務を外委託する場合における警備業の認定の要否について」による）、警備業法に基づき、都道府県公安委員会から警備業者としての認定を受けていること。

(6) 当該プールが、（公財）日本水泳連盟プール公認規則に基づく公認プールであることから、同規則第15条「プール管理者」により、設置するプール管理者が、下記資格のいずれかを有すること。但し、常駐する必要はない。

ア（公財）日本体育協会公認水泳指導員

イ（公財）日本体育協会公認水泳上級指導員

ウ（公財）日本体育協会公認水泳コーチ

エ（公財）日本体育協会公認水泳上級コーチ

オ（公財）日本体育協会公認水泳教師

カ（公財）日本体育協会公認水泳上級教師

キ（公財）日本体育施設協会水泳指導管理士

ク（公社）日本プールアメンティ施設協会プール衛生管理者

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町 6 番地 明治安田生命ビル 4 階

川崎市教育委員会事務局学校教育部健康教育課学校保健・体育係 担当：林

電 話：044-200-3313（直通）

F A X：044-200-2853

(2) 配布・提出期間

平成26年 3 月10日（月）から平成26年 3 月24日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前 8 時30分から正午まで及び午後 1 時から 5 時まで）とします。

4 実績の縦覧

平成26年 3 月10日（月）から平成26年 3 月24日（月）まで、過去の実績（平成25年度）におけるプール日報について、3(1)の場所で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、平成26年 3 月27日（木）午後 5 時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認めた者には、入札説明書及び仕様書も併せて交付します。

交付方法については次のとおりとします。

(1) 平成25・26年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付。

(2) 電子メールアドレスを登録していない場合は、F A Xにより送付。

なお、本件の入札説明書及び仕様書は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からの閲覧も可能です。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3(1)と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上 F A X して下さい。また、F A X 後に

必ず担当者あて電話連絡をして下さい。

(2) 受付期間

平成26年 3月24日(月)～平成26年 3月31日(月)
(毎日午前 8時30分から正午まで及び午後 1時から 5時まで)

(3) 回答予定日

平成26年 4月 4日(金) 午後 5時までに F A X または電子メールにて回答

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書及び今回の入札にあたっては明細内訳を記載した一覧表を入札件名が記載された封筒に封印して持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、平成26年度当該委託業務に係る総額(消費税額及び地方消費税額を含めないこと。)を記載すること。なお、契約金額は入札金額に100分の8に相当する額を加算した金額とする。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年 4月 9日(水)
午前10時00分

イ 場所 川崎市教育委員会事務局第1会議室
川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田
生命ビル4階

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ウェブサイト(<http://www.city.kawasaki.jp/index.html>)「入札情報」内の「契約関係規定」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/docs/keiyakukitei.htm>)において閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 問い合わせ窓口は3(1)に同じです。

(5) 当該落札決定の効果は、平成26年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告(調達)第121号

調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公示します。

平成26年 3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

消防業務用無線機(陸上移動局無線機394台)保守点検業務委託

(2) 履行場所

- 川崎市川崎区南町20－7 川崎市消防局ほか37か所
- (3) 履行期間
平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで
- (4) 調達概要
川崎市消防局の所管する消防業務用無線機394台（JVCケンウッド製）の保守点検及び故障時の修理対応（修理費は使用者の過失等特別な場合を除き本契約に含む）を行う。詳細は「入札説明書」による。
- 2 一般競争入札参加資格に関する事項
本件入札は、次の関係する条例、規則等を理解し、また、次の条件をすべて満たす者が参加できるものとする。
- (1) 関係条例、規則等
ア 川崎市契約条例
イ 川崎市契約規則
ウ 川崎市一般競争入札実施要綱
エ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱
オ 川崎市競争入札参加者心得
- (2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条に該当しないこと。
- (3) 入札日までに、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 平成25・26年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登録されていること。
- (5) 過去3年度の間本市その他官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、誠実に履行している実績を有すること。
- (6) 消防業務が円滑に行えるように、故障無線機の現地修理に対応可能な技術を有する者の派遣が速やかにでき、また、本市の求めに応じて消防局に故障無線機の引取り、修理、配送等速やかな対応ができること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先
この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。
- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210－8565
川崎市川崎区南町20番地 7
川崎市消防局警防部指令課情報係（川崎市消防局総合庁舎 7階）
電話 044－223－2640（直通）
- (2) 配布・提出期間
平成26年 3月10日から平成26年 3月14日の、土日祝日を除く 9時から12時までと13時から17時15分まで。
- (3) 提出方法

- 持参（郵送提出不可）
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付する。
- (1) 交付日時
平成26年 3月17日
- (2) 交付場所
本市業者登録の電子メールアドレスに電子ファイルで送信する。
- (3) 入札仕様書の交付
一般競争入札参加資格確認通知書の交付の際に併せて、無償で入札説明書及び入札仕様書を交付する。
- ア 仕様書交付日時
4(1)に同じ
- イ 交付場所
本市業者登録の電子メールアドレスに電子ファイルで送信する。
- 5 入札説明書の閲覧
入札説明書は3(1)の場所において、平成26年 3月10日から平成26年 3月14日の土日祝日を除く 9時から12時までと13時から17時15分まで縦覧に供する。
- 6 仕様書等に関する問い合わせ
(1) 問い合わせ先
3(1)に同じ
- (2) 提出方法
一般競争入札参加資格確認通知書に添付されている質問書を持参又は電子メールで提出する。（郵送不可）（84sirei@city.kawasaki.jp）
- (3) 受付期限
平成26年 3月17日から平成26年 3月25日の土日祝日を除く 9時から12時までと13時から17時15分まで。ただし、電子メールによる質問は上記期間中24時間受け付ける。
- (4) 回答日
平成26年 3月26日に、一般競争入札参加資格確認通知書を交付した全社に文書（FAX又は電子メール）で送付する。
- 7 入札手続等
(1) 入札方法
本市指定の入札書による入札方式
- (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 日時：平成26年 3月28日10時30分
イ 場所：川崎市川崎区南町20番地 7 川崎市消防局総合庁舎 7階第2会議室
- (3) 入札書の提出方法
持参（郵送不可）
- (4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条に基づき作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがある。

(6) 入札書の記載金額

入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格の無いものが行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とする。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

要（契約金額の10分の1、ただし川崎市契約規則第33条を適用できる場合は免除）

(2) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 本件業務の詳細は入札説明書による。

(3) 契約条項等の閲覧

本件入札に関する条例、規則、要綱等は、次の川崎市インターネットホームページから閲覧することができる。

ア 川崎市例規集

<http://www.reiki.city.kawasaki.jp/cgi-bin/kawasaki/startup.cgi>

イ 川崎市要綱

<http://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/0-Curr.html>

ウ 入札情報かわさき契約関係規定

<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>

(4) 当該落札決定の効果は、平成26年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告（調達）第122号

調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公示します。

平成26年3月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

消防業務用無線機等（船舶局無線機2台、レーダー2台）保守点検業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区千鳥町15-4 臨港消防署千鳥町出張所

(3) 履行期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(4) 調達概要

川崎市消防局の所管する消防業務用無線機（アンリツ製）とレーダー（古野電気製）の保守点検及び故障時の修理対応（修理費は使用者の過失等特別な場合を除き本契約に含む）を行う。詳細は「入札説明書」による。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

本件入札は、次の関係する条例、規則等を理解し、また、次の条件をすべて満たす者が参加できるものとする。

(1) 関係条例、規則等

ア 川崎市契約条例

イ 川崎市契約規則

ウ 川崎市一般競争入札実施要綱

エ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱

オ 川崎市競争入札参加者心得

(2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条に該当しないこと。

(3) 入札日までに、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 平成25・26年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登録されていること。

(5) 過去3年度の間に本市その他官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、誠実に履行している実績を有すること。

(6) 消防業務が円滑に行えるように、故障無線機の現地修理に対応可能な技術を有する者の派遣が速やかにでき、また、本市の求めに応じて消防局に故障無線機の引取り、修理、配送等速やかな対応ができること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8565

川崎市川崎区南町20番地7

川崎市消防局警防部指令課情報係（川崎市消防局総合庁舎7階）

電話 044-223-2640（直通）

(2) 配布・提出期間

平成26年3月10日から平成26年3月14日の、土日祝日を除く9時から12時までと13時から17時15分まで。

(3) 提出方法

持参（郵送提出不可）

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付する。

(1) 交付日時

平成26年3月17日

(2) 交付場所

本市業者登録の電子メールアドレスに電子ファイルで送信する。

(3) 入札仕様書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書の交付の際に併せて、無償で入札説明書及び入札仕様書を交付する。

ア 仕様書交付日時

4(1)に同じ

イ 交付場所

本市業者登録の電子メールアドレスに電子ファイルで送信する。

5 入札説明書の閲覧

入札説明書は3(1)の場所において、平成26年3月10日から平成26年3月14日の土日祝日を除く9時から12時までと13時から17時15分まで縦覧に供する。

6 仕様書等に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 提出方法

一般競争入札参加資格確認通知書に添付されている質問書を持参又は電子メールで提出する。（郵送不可）(84sirei@city.kawasaki.jp)

(3) 受付期限

平成26年3月17日から平成26年3月25日の土日祝日を除く9時から12時までと13時から17時15分まで。ただし、電子メールによる質問は上記期間中24時間受け付ける。

(4) 回答日

平成26年3月26日に、一般競争入札参加資格確認通知書を交付した全社に文書（FAX又は電子メール）で送付する。

7 入札手続等

(1) 入札方法

本市指定の入札書による入札方式

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時：平成26年3月28日11時30分

イ 場所：川崎市川崎区南町20番地7 川崎市消防局総合庁舎7階第2会議室

(3) 入札書の提出方法

持参（郵送不可）

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条に基づき作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがある。

(6) 入札書の記載金額

入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格の無いものが行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とする。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除（川崎市契約規則第33条5号の適用）

(2) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 本件業務の詳細は入札説明書による。

(3) 契約条項等の閲覧

本件入札に関する条例、規則、要綱等は、次の川崎市インターネットホームページから閲覧することができる。

ア 川崎市例規集

<http://www.reiki.city.kawasaki.jp/cgi-bin/kawasaki/startup.cgi>

イ 川崎市要綱

<http://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/0-Curr.html>

ウ 入札情報かわさき契約関係規定

<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>

(4) 当該落札決定の効果は、平成26年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告（調達）第123号

調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公示します。

平成26年 3月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

ヘリコプターテレビ電送システム保守点検業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区南町20-7ほか2か所

(3) 履行期間

平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

(4) 調達概要

川崎市消防局の所管する「ヘリコプターテレビ電送システム」の保守点検及び故障時の修理対応（修理費は使用者の過失等特別な場合を除き本契約に含む）を行う。詳細は「入札説明書」による。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

本件入札は、次の関係する条例、規則等を理解し、また、次の条件をすべて満たす者が参加できるものとする。

(1) 関係条例、規則等

ア 川崎市契約条例

イ 川崎市契約規則

ウ 川崎市一般競争入札実施要綱

エ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱

オ 川崎市競争入札参加者心得

(2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条に該当しないこと。

(3) 入札日までに、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 平成25・26年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登録されていること。

(5) 過去3年度の間、本市その他官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、誠実に履行している実績を有すること。

(6) 消防業務が円滑に行えるように、故障無線機の現地修理に対応可能な技術を有する者の派遣が速やかにでき、また、本市の求めに応じて消防局に故障無線機の引取り、修理、配送等速やかな対応ができること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8565

川崎市川崎区南町20番地 7

川崎市消防局警防部指令課情報係（川崎市消防局

総合庁舎 7階）

電話 044-223-2640（直通）

(2) 配布・提出期間

平成26年 3月10日から平成26年 3月14日の、土日祝日を除く 9時から12時までと13時から17時15分まで。

(3) 提出方法

持参（郵送提出不可）

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付する。

(1) 交付日時

平成26年 3月17日

(2) 交付場所

本市業者登録の電子メールアドレスに電子ファイルで送信する。

(3) 入札仕様書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書の交付の際に併せて、無償で入札説明書及び入札仕様書を交付する。

ア 仕様書交付日時

4(1)に同じ

イ 交付場所

本市業者登録の電子メールアドレスに電子ファイルで送信する。

5 入札説明書の閲覧

入札説明書は 3(1)の場所において、平成26年 3月10日から平成26年 3月14日の土日祝日を除く 9時から12時までと13時から17時15分まで縦覧に供する。

6 仕様書等に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 提出方法

一般競争入札参加資格確認通知書に添付されている質問書を持参又は電子メールで提出する。（郵送不可）(84sirei@city.kawasaki.jp)

(3) 受付期限

平成26年 3月17日から平成26年 3月25日の土日祝日を除く 9時から12時までと13時から17時15分まで。ただし、電子メールによる質問は上記期間中24時間受け付ける。

(4) 回答日

平成26年 3月26日に、一般競争入札参加資格確認通知書を交付した全社に文書（FAX又は電子メール）で送付する。

7 入札手続等

(1) 入札方法

本市指定の入札書による入札方式

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時：平成26年 3 月28日11時00分

イ 場所：川崎市川崎区南町20番地 7 川崎市消防局総合庁舎 7 階第 2 会議室

(3) 入札書の提出方法

持参（郵送不可）

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条に基づき作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがある。

(6) 入札書の記載金額

入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第 3 条第 2 項の規定に関わらず、契約希望金額の 108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格の無いものが行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第 7 条に該当する入札は無効とする。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

要（契約金額の10分の 1、ただし川崎市契約規則第33条を適用できる場合は免除）

(2) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 本件業務の詳細は入札説明書による。

(3) 契約条項等の閲覧

本件入札に関する条例、規則、要綱等は、次の川崎市インターネットホームページから閲覧することができる。

ア 川崎市例規集

<http://www.reiki.city.kawasaki.jp/cgi-bin/kawasaki/startup.cgi>

イ 川崎市要綱

<http://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/0-Curr.html>

ウ 入札情報かわさき契約関係規定

<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>

(4) 当該落札決定の効果は、平成26年第 1 回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告（調達）第124号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成26年 3 月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

児童生徒結核健康診断委託

(2) 履行場所

川崎市立高等学校ほか

(3) 履行期間

平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

(4) 調達概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び学校保健安全法に基づき、市立学校に在籍する生徒に対し、結核健康診断を実施する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第 2 条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、平成25・26年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「医療関連業務」・種目「その他医療関連」で登録されている者。

(4) 過去 5 年間（平成21年度以降）で類似委託業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町 6 番地 明治安田生命ビル 4 階

川崎市教育委員会事務局学校教育部健康教育課学校保健・体育係 担当：助川

電 話：044-200-3293（直通）

F A X：044-200-2853

(2) 配布・提出期間

平成26年 3 月10日（月）から平成26年 3 月14日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前 8 時30分から正午まで及び午後 1 時から 5 時まで）とします。

4 資料の縦覧

平成26年3月10日(月)から平成26年3月19日(水)まで、仕様書等について、3の(1)の場所で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、平成26年3月17日(月)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認めた者には、入札説明書及び仕様書も併せて交付します。

交付方法については次のとおりとします。

(1) 平成25・26年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付。

(2) 電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXにより送付。

なお、本件の入札説明書及び仕様書は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からの閲覧も可能です。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3の(1)と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上FAXしてください。また、FAX後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

平成26年3月10日(月)～平成26年3月19日(水)
(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から5時まで)

(3) 回答予定日

平成26年3月21日(金)午後5時までにFAXまたは電子メールにて回答

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めるので必ず持参する

こと。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書及び今回の入札にあたっては明細内訳を記載した一覧表を入札件名が記載された封筒に封印して持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、仕様書の1 実施内容に定める検査項目の1名あたりの単価の合計額(消費税額及び地方消費税額を含めないこと。)を記載すること。

なお、契約金額は記載された合計額を健康教育課の設定する検査項目毎の予定金額で按分した価格となります。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 平成26年3月25日(火)
午前9時00分

イ 場 所 明治安田生命ビル4階第1会議室
川崎市川崎区宮本町6番地

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3の(1)の場所及び川崎市ウェブサイト(<http://>

www.city.kawasaki.jp/index.html)「入札情報」内の「契約関係規定」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/docs/keiyakukitei.htm>)において閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (4) 問い合わせ窓口は3の(1)に同じです。
- (5) 当該落札決定の効果は、平成26年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告(調達)第125号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成26年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に関する事項

- (1) 件名
川崎市役所区民課オペレーター業務等委託
- (2) 履行場所
市内各区役所区民課及び各支所区民センター計9ヶ所
- (3) 履行期間
契約日から平成27年6月30日まで
- (4) 委託概要
区役所区民課オペレーター業務(詳細は入札説明書及び仕様書等によります。)
- (5) 入札方法
価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第1項の規定により落札者を決定する入札をいう。以下同じ。)により行います。

2 総合評価採用理由

当該業務では、その業務の特性から万全な個人情報の保護及び作成データの正確性の確保が求められることから、企業としての個人情報の保護に向けた取り組み、業務従事者に対する教育・研修の実施等の履行体制を重視しております。このため、入札価格に加えて、企業の業務履行にあたっての履行計画・体制等を総合的に評価することが妥当と認められることから、総合評価一般競争入札を採用します。

3 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 入札期日において、平成25・26年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」、種目「データ入力」に登録されていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者を含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を平成26年3月17日(月)までに行ってください。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去2ヵ年において、本市又はその他の官公庁において種類及び規模を同じくする業務について契約を締結し履行した業務実績が2回以上あること(セットアップを除く)。

4 競争入札参加申込書の配布及び提出

競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

郵便番号 210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市市民・こども局区政推進部戸籍住民サービス課戸籍・住民記録係

電 話 044-200-2111(代表)

044-200-2342(直通)

FAX 044-200-3912

メール 25koseki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成26年3月10日(月)から平成26年3月17日(月)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く。)

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書【様式1】

イ 履行実績を示す契約書の写し及び仕様書の写し

(4) 提出方法

直接持参

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場所

4(1)と同じ

(2) 日時

平成26年3月25日(火)午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く。)

(3) その他

競争入札参加資格が有ると認めた者には、入札説明書、仕様書等を無料交付します。また、入札説明書は4(1)の場所において平成26年3月10日(月)から平成26年3月17日(月)まで閲覧に供します。

6 入札説明会の実施

競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者を対象に入札説明会を実施します。

(1) 場所

4(1)と同じ

(2) 日時

平成26年3月27日(木)

時間については、競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者と別途調整します。

(3) その他

競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者は必ず入札説明会に出席するものとします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格が有ると認められた者が、開札前に上記3の各号のいずれかの条件を欠いたとき又は入札説明会に参加しなかった場合は、競争入札参加資格を喪失します。

8 入札の日程

平成26年3月10日(月)	入札公告
平成26年3月17日(月)	入札参加申込締切り(競争入札参加申込書(添付書類を含む。))の提出
平成26年3月25日(火)	入札参加資格確認通知書の交付
平成26年3月27日(木)	入札説明会(入札参加資格の有資格者が対象)
平成26年4月3日(木)	業務内容(仕様書等)及び総合評価落札方式評価項目算定資料に係る質問締切り
平成26年4月11日(金)	業務内容(仕様書等)及び総合評価落札方式評価項目算定資料に係る質問への回答
平成26年4月22日(火)	入札書及び評価項目算定資料の提出締切り
平成26年5月7日(水)	開札予定日
平成26年5月9日(金)	落札者決定、結果公表

9 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

(1) 閲覧場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎東館1階

川崎市市民・子ども局区政推進部戸籍住民サービス課戸籍・住民記録係

電話 044-200-2342

(2) 閲覧期間

平成26年3月10日(月)から平成26年3月17日(月)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く。)

10 業務内容(仕様書等及び算定資料)に係る質問・回答

(1) 質問方法

当該案件に係る入札説明書に添付された質問書【様式2】により提出してください。なお、質問書提出期間・質問書提出場所及び回答日時・回答場所については、当該質問書で御確認ください。

(2) 問合わせ先

4(1)と同じ

11 入札手続等

(1) 入札書と算定資料等の提出

入札書・算定資料等は入札説明書に基づき作成し、入札件名及び商号又は名称を記載した封筒に封入した「入札書」と「総合評価落札方式評価項目算定資料在中」と記載した封筒に封入した「算定資料」を一緒に郵送(書留郵便に限る。)又は直接持参により提出してください(直接持参する場合は事前に御連絡ください。)

ア 提出場所

4(1)と同じ

イ 提出書類

(ア) 入札書

所定の入札書に入札件名及び商号又は名称を記載し、封筒に入れて提出してください。なお、郵便等により提出する場合には、さらに、「入札書在中」と明記した封筒に入れて、必ず書留郵便により送付してください。

入札の方法は、総額での入札となります。また、入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(イ) 算定資料

A4版で目次を除いて30ページ以内、様式は自由

(ウ) 業務履行実績

【様式3】を使用して、過去5ヵ年における業務履行実績を最大5件まで記入の上、履行実績の確認できる契約書の写し及び仕様書の写しを添付してください。

(エ) 個人情報保護・セキュリティ対策についての資料

【様式4】に記入の上、資格証、認定証の写しを添付してください。

ウ 提出部数

算定資料は、(イ)、(ウ)、(エ)の順番に綴り、表紙に評価項目算定資料書(誓約書)【様式5】を付したものを「総合評価落札方式評価項目算定資料在中」と記載した封筒に入れて1部及び提出する総合評価落札方式評価項目算定資料の写しを1部提出してください。

エ 提出期限

平成26年4月22日(火)午後5時まで(ただし正午から午後1時までを除く)

なお、郵送の場合は上記提出期限必着

オ その他

算定資料の内容については、別表1の各評価項目を参照して記載してください。なお、提出された算定資料に不備があった場合には4(1)の提出場所から連絡することがあります。ただし、提出した算定資料の差替えは認めません。また、提出された算定資料は返却いたしません。

(2) 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の2以上とします。ただし、川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

12 開札予定日及び場所

(1) 開札予定日時

平成26年5月7日(水)午前10時

(2) 開札場所

4(1)と同じ

13 総合評価落札方式の評価方法

(1) 評価項目の評価区分及び配点

別表2「総合評価落札方式技術評価項目配点表(以下「配点表」という。)」のとおり

(2) 技術評価点の算出について

当該案件の入札参加資格を満たし、且つ提出された「算定資料」について「配点表」に基づき審査し、各評価項目の合計を技術評価点とします。

(3) 審査方法

審査の内容は、原則として非公開とします。なお、審査の過程において、算定資料の内容に対するヒアリングを行う場合があります。実施する場合のみ該当者に連絡します。

14 落札者の決定方法

(1) 落札候補者の決定

予定価格の範囲内の金額で入札した者のうち、次の算式によって求められた総合評価点の最も高い者を落札候補者とします。また、総合評価点の算出方法は、次の算式により求められるものとします。

総合評価点＝(技術評価点)＋価格点〔基準点×(1－入札価格／基準価格)〕

(小数点第5位以下切捨て)

最も高い総合評価点となった者が2人以上いる場合は、くじにより決定します。該当者のうち、くじを引かない者がいるときは、これに代えて総合評価一般競争入札に関係のない市職員にくじを引かせるものとします。

(2) 入札参加資格の確認

当該落札候補者について、上記3に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査を実施します(実績確認については、下記(3)のとおり)。これらの審査等の結果、当該落札候補者に資格がないと認めたときは当該入札を無効とし、順次、総合評価点の高い入札者について、同様の審査等を実施し落札者を決定します。

(3) 落札者の決定にあたっては、川崎市市区役所区民課オペレーター業務等委託に関する総合評価審査委員会の審議を経て決定します。

(4) 入札の無効

ア 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札はこれを無効とします。

イ 「算定資料」の提出が無い者はこれを無効とします。

(5) 評価結果等の公表

落札者を決定したときは、落札者その他の入札参加者の評価結果について、川崎市ホームページにて公表します。公表された自らの評価結果について疑義がある場合は、公表された日から起算して2日以内に所定の様式【様式6】により照会することができます。

15 算定資料に係る虚偽記載について

入札参加者が提出した評価項目算定資料に虚偽の記載等の明らかに悪質な行為があったと認められる場合には、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱の規定に基づき、指名停止等の適切な措置を講じます。

16 契約手続等

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に変えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(3) 前払金 無

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争

入札参加者心得は、4(1)の場所において閲覧できます。

(5) 特定業務委託契約

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報かわさき」内の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御覧ください。

(6) 当該落札決定の効果は、平成26年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

17 その他

- (1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 業務時間の変更等により、別途随意契約が発生する場合があります。
- (4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口は、川崎市役所市民・こども局区政推進部戸籍住民サービス課です。
- (6) 入札参加資格があると認めた者が5者に満たないとき、又は事情により入札を取りやめる場合があります。
- (7) 落札者及び入札者の評価結果等については、落札者の決定後、川崎市ホームページで公表します。
- (8) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市業務委託総合評価一般競争入札試行要綱及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

18 Summary

- (1) Nature and quantity of the services required:
Ward Administration and Operations Input
Data input of residential status, address change, citizen registration, etc
- (2) Time-limit for tender: 5:00 P.M. 22 April, 2014
- (3) Time-limit for tender by mail: 5:00 P.M. 22 April, 2014
- (4) Contact point for the notice:
KAWASAKI CITY OFFICE

Resident Registry Service Section
Citizens' and Children's Affairs Bureau
1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku
Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan
TEL: 044-200-2111

別記 総合評価算定資料評価基準

1 基本的な評価事項

受託者の決定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、総合評価一般競争入札方式を採用し、総合評価点の最も高い提案者を受託者とします。

2 評価点

総合評価算定資料の内容を評価し、評価点を与えます。

3 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときの対応
総合評価点が高点の場合は、くじにより決定します。該当者のうち、くじを引かない者がいるときは、これに代えて総合評価一般競争入札に関係のない市職員にくじを引かせるものとします。

4 評価方法

(1) 評価表の各評価項目に配分する得点は別表1のとおり

(2) 採点方法

ア 分類1から3については、各評価項目についてA、B、Cの3段階評価を行います。

評価は各項目5点満点とし、A=5点、B=3点、C=1点とします。

例えば、別表1において配点10点の項目の場合
評価がAであれば評価点は $10 \times 5 / 5 = 10$ 点
評価がBであれば評価点は $10 \times 3 / 5 = 6$ 点
評価がCであれば評価点は $10 \times 1 / 5 = 2$ 点

イ 分類4については、業務の履行実績の件数により、評価を5点満点で採点します。

配点が15点であるので、例えば、
履行実績が5件であれば評価点は

$$15 \times 5 / 5 = 15 \text{ 点}$$

履行実績が3件であれば評価点は

$$15 \times 3 / 5 = 9 \text{ 点}$$

(3) その他

すべての評価項目を絶対評価により採点します。

別表1 評価項目と配点

	評価項目		評価の着目点	配点	評価	評価の換算式	評価点
1	業務実施方針 及び手法	①	業務実施にむけての要員研修 (業務従事前の研修について)	20	X	$20 \times X / 5 = Y$	Y
		②	要員配置について	15	X	$15 \times X / 5 = Y$	Y
		③	要員確保について	15	X	$15 \times X / 5 = Y$	Y
2	データの 正確性確保	①	住民基本台帳データ作成における 正確性確保に向けた取り組み	20	X	$20 \times X / 5 = Y$	Y
		②	作業者の業務知識・技術 (業務開始後の継続的研修につ いて)	15	X	$15 \times X / 5 = Y$	Y
3	個人情報保護 セキュリティ 対策	①	個人情報保護・セキュリティ対策 に向けた業務従事者に対するの 研修や教育などの取り組み	15	X	$15 \times X / 5 = Y$	Y
		②	個人情報保護・セキュリティ対策 に向けた運用上の取り組み	15	X	$15 \times X / 5 = Y$	Y
		③	個人情報保護・セキュリティ対策 についての取り組みの論拠 (資格・認証等の保持)	20	X	$20 \times X / 5 = Y$	Y
4	業務特性への 理解	①	業者の住民基本台帳法に基づく 異動処理業務への関わり(業務実 績の評価)	15	X	$15 \times X / 5 = Y$	Y
				150			

総合評価点 (250点)

＝技術評価点 (150点) ＋価格点 [基準点 (100点) × (1－入札価格／基準価格)]

別表2 総合評価一般競争入札評価項目

分類	評価項目	評価の着目点	考え方	評価		
				A	B	C
1	業務実施方針 及び手法	① 業務実施にむけての要員研修	・研修内容とその目的・業務マニュアルの作成等について、具体的にかつ明確に記述されている。 ・研修の実施体制について具体的に記述されている。 ・その他、要員研修に関する追加提案がされている。	すべての項目に記述があり、さらに効果的な提案がされている。	すべての項目に記述がある	一部記載がない
				すべての項目に記述があり、さらに効果的な提案がされている。	すべての項目に記述がある。	一部記載がない
		② 要員配置について	・業務運営に係る全体の組織・業務体制及び従事者の役割分担が具体的に記述されている。 ・本社のサポート体制について具体的に記述されている。 ・要員配置計画が具体的に記述されている。 ・その他、要員配置に関する追加提案がされている。	すべての項目に記述があり、さらに効果的な提案がされている。	すべての項目に記述がある	一部記載がない
		③ 要員確保について	・優れた要員を確保するための具体的に現実的な取り組みが記述されている。 ・その他、要員確保に関する追加提案がされている。	すべての項目に記述があり、さらに効果的な提案がされている。	すべての項目に記述がある	一部記載がない
2	データの 正確性確保	① 住民基本台帳データ作成における正確性確保に向けた取り組み	住民基本台帳データ作成に係る正確性確保に向けた取り組みについて、提案する具体的な方策の有効性について評価する。	業務特性を理解したうえで正確性確保に向けた提案が記載されており、さらに効果的な提案が記載されている	正確性確保に向けた提案が記載されている	一部記載がない
		② 作業員の業務知識・技術	業務開始後の作業従事者に対する業務知識や技術の教育についての具体的な方策の有効性について評価する	業務に必要な知識や技術を、従事者全体に教育する組織的な体制を整え、さらに能力向上の仕組みが整備されている	業務に必要な知識や技術を、従事者全体に教育する組織的な体制を整えている	業務に必要な知識や技術を、従事者全体に教育する組織的な体制を整えていない
3	個人情報保護・ セキュリティ対策	① 個人情報保護・セキュリティ対策に向けた作業員等に対する研修や教育などの取り組み	個人情報保護・セキュリティ対策に向けた作業員等に対する研修や教育などの取り組みについて、提案する具体的な方策の有効性について評価する	必要な知識や技術を、従事者全体に教育する組織的な体制を整え、さらに積極的な取り組みが整備されている	必要な知識や技術を、従事者全体に教育する組織的な体制を整えている	必要な知識や技術を、従事者全体に教育する組織的な体制について記載がない
		② 個人情報保護・セキュリティ対策に向けた運用上の仕組みや役割などの取り組み	個人情報保護・セキュリティ対策に向けた運用上の仕組みや取り組みについて、提案する具体的な方策の有効性について評価する	有効な具体的な方策が記載されており、さらに積極的な提案がされている	有効で具体的な方策が記載されている	具体的な記載がない
		③ 個人情報保護・セキュリティ対策に関する取組の継続的実施の取組	個人情報保護やセキュリティ保持への取り組み状況等を計る指標として、Pマークの継続的保持及び当該業務に関するISO27001【ISMS】（契約受注部門にて当該業務に関する取組の取組）の取組（資格・認証の保持等）	個人情報取扱いを規定するPマーク及びセキュリティ全般を規定するISO27001【ISMS】（契約受注部門にて当該業務に関する取組の取組）の取組（資格・認証の保持等）	Pマーク及びセキュリティ全般を規定するISO27001【ISMS】（契約受注部門にて当該業務に関する取組の取組）の取組（資格・認証の保持等）	Pマーク及びセキュリティ全般を規定するISO27001【ISMS】（契約受注部門にて当該業務に関する取組の取組）の取組（資格・認証の保持等）
4	業務特性への 理解	① 業者の住民基本台帳法に基づく異動処理業務への関わり（業務実績の評価）	過去5年間に於いて、戸籍法、住民基本台帳法に基づく届出に関するデータ入力業務の履行実績があることを評価する（セットアップを除く）	履行実績5件以上・・・5点、4件・・・4点、3件・・・3点、2件・・・2点、1件・・・1点 履行実績無し・・・0点	履行実績5件以上・・・5点、4件・・・4点、3件・・・3点、2件・・・2点、1件・・・1点 履行実績無し・・・0点	履行実績5件以上・・・5点、4件・・・4点、3件・・・3点、2件・・・2点、1件・・・1点 履行実績無し・・・0点

川崎市公告(調達)第126号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成26年 3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

幼児児童生徒健康診断用検診器具滅菌配送業務委託

(2) 履行場所

川崎市立学校

(3) 履行期間

平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

(4) 調達概要

市立学校で実施する耳鼻咽喉科検診および歯科検診において使用する各種検診器具の滅菌及び配送に関する業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、平成25・26年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「医療関連業務」・種目「その他医療関連」で登録されている者。

(4) 過去 5年間(平成21年度以降)で類似委託業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町 6 番地 明治安田生命ビル 4 階

川崎市教育委員会事務局学校教育部健康教育課学校保健・体育係 担当：助川

電 話：044-200-3293(直通)

FAX：044-200-2853

(2) 配布・提出期間

平成26年 3月10日(月)から平成26年 3月14日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前 8時30分から正午まで及び午後 1時から 5時

で)とします。

4 資料の縦覧

平成26年 3月10日(月)から平成26年 3月19日(水)まで、仕様書等について、3の(1)の場所で縦覧に供します。また、過去 5年間の実績についても併せて縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、平成26年 3月17日(月)午後 5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認めた者には、入札説明書、仕様書及び平成26年度定期健康診断における必要器材数の一覧も併せて交付します。

交付方法については次のとおりとします。

(1) 平成25・26年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付。

(2) 電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXにより送付。

なお、本件の入札説明書及び仕様書は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からの閲覧も可能です。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3の(1)と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上FAXしてください。また、FAX後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

平成26年 3月10日(月)～平成26年 3月19日(水)
(毎日午前 8時30分から正午まで及び午後 1時から 5時まで)

(3) 回答予定日

平成26年 3月21日(金)午後 5時までにFAXまたは電子メールにて回答

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書及び今回の入札にあたっては明細内訳を記載した一覧表を入札件名が記載された封筒に封印して持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、仕様書に定める検診器具毎の単価の合計額（消費税額及び地方消費税額を含めないこと。）を記載すること。

なお、契約金額は記載された合計額を健康教育課の設定する検診器具毎の予定金額で按分した価格となります。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。
ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 平成26年3月25日（火）
午前11時00分

イ 場 所 明治安田生命ビル4階第1会議室
川崎市川崎区宮本町6番地

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3の(1)の場所及び川崎市ウェブサイト (<http://www.city.kawasaki.jp/index.html>) 「入札情報」内の「契約関係規定」 (<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/docs/keiyakukitei.htm>) において閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 問い合わせ窓口は3の(1)に同じです。

(5) 当該落札決定の効果は、平成26年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告（調達）第127号

一般競争入札について次のとおり公示します。

平成26年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

消防指令システム用空調機器保守点検業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区南町20番地7 消防局総合庁舎ほか

(3) 履行期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(4) 調達概要

消防指令システム用空調設備の定期点検及び障害時復旧対応

その他「入札説明書」によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成25・26年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 川崎市内又は隣接する都市に拠点をもち、保守対応等を迅速に実施できる体制を有すること。

(5) 過去3か年に、本市又は他官公庁において類似の空調設備保守契約の実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び

問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び契約実績を証する書類を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

郵便番号210-8565

川崎市川崎区南町20番地 7

消防局警防部指令課情報係(消防局総合庁舎 7階)

電話 044-223-2639 (直通)

(2) 配布・提出期間

平成26年 3月10日から平成26年 3月14日までの平日 9時00分から17時00分まで(12時00分から13時00分までは除く)とします。

(3) 提出方法

持参とします。

(4) 入札仕様書の配布

一般競争入札参加資格確認申請書の配布に併せて、無償で入札仕様書及び入札説明書を交付します。また、一般競争入札参加資格確認申請書、入札仕様書等は、川崎市インターネットホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表(物品、財政局)」よりダウンロードすることができます。

(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付日時

平成26年 3月18日

ただし、直接受け取りに来庁される場合は 9時00分から17時00分まで(12時00分から13時00分までは除く)とします。

(2) 交付場所

メールアドレス宛で電子メールにて交付します(直接受け取る場合は 3(1)に同じ)。

5 入札に関する問い合わせ

質問については、入札説明書に添付の「質問書」にてお願いします。

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 提出方法

持参又は電子メールとし、郵送による提出は認めません。

電子メールアドレス 84sirei@city.kawasaki.jp

(3) 受付期限

平成26年 3月18日から平成26年 3月20日までの平日 9時00分から17時00分(12時00分から13時00分ま

でを除く)とします。

(4) 回答日

平成26年 3月24日に参加全社宛て、文書(ファクシミリ又は電子メール)にて送付します。

6 競争参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれか又は複数に該当するときは、この入札に参加することはできません。

(1) 上記 2 の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続き等

(1) 入札方法

入札は入札書にて総額(税抜き)で行うこととします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 提出日時

平成26年 3月28日10時00分

イ 入札場所

川崎市川崎区南町20番地 7 消防局総合庁舎 7階第 2 会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札書の記載金額

入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第 3 条第 2 項の規定に関わらず、契約希望金額の 108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格の無いものが行った入札及び「川崎市競争入札参加資格者心得」第 7 条に該当する入札は無効とします。

8 契約手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得は、川崎市インターネットホームページ「入札情報

かわさき」の「契約関係規定」から閲覧することができます。(http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm)

(4) 議決の可否

当該落札結果の効果は、平成26年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

9 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)と同じ

川崎市公告（調達）第128号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成26年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 神奈川県警塚越公舎解体撤去設計業務委託
- (2) 履行場所 川崎市幸区塚越2丁目220番地4
- (3) 履行期間 平成26年7月31日限り
- (4) 委託概要 既存公舎の解体撤去設計

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市内に本社を有すること。
- (4) 入札期日において、平成25・26年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「建築設計」に登録されていること。
- (5) 次の要件を満たす自社所属の者を管理技術者として配置できること。

建築士法第2条第2項に規定する一級建築士取得後5年以上の実務経験を有する者。

3 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理技術者届の配布、提出

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加申込書及び配置予定管理技術者届（技術者の資格及び業務実績を証する資料を添付すること。）を提出しなければなりません。

- (1) 配付、提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町6番地（明治安田生命川崎ビ

ル8階）

まちづくり局総務部庶務課経理係

電話：044-200-2942

（一般競争入札参加申込書及び配置予定管理技術者届は川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」

(http://keiyaku.city.kawasaki.jp/) の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。）

(2) 配布、提出期間

平成26年3月11日（火）から平成26年3月14日（金）まで（午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出方法 持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、平成25・26年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、申請申込締切日後1週間以内に送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

5 仕様書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で仕様書を交付します。また、仕様書を縦覧に供します。

- (1) 交付・縦覧場所 3(1)と同じ

- (2) 交付・縦覧期間 3(2)と同じ

6 仕様に関する問合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があることを通知された者は、仕様書の内容に関して次により質問を行うことができます。質問は書面で提出するものとし、仕様書の該当箇所を明示してください。

- (1) 受付場所

川崎市川崎区宮本町6番地（明治安田生命川崎ビル9階）

まちづくり局施設整備部公共建築担当

電話：044-200-2959

- (2) 受付期間

平成26年3月24日（月）から平成26年3月26日（水）まで（午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

- (3) 問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、6(1)の受付場所に備え付

けた質問箱に質問書を投入してください。

質問書の様式は3(1)の場所で3(2)の期間に配布します。(川崎市ホームページ内「入札情報かわさき(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/>)」の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

(4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全ての者に対し、平成26年3月28日(金)までに文書(電子メール又はFAX)で送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

平成26年4月10日(木) 午前10時30分

イ 場所

川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル2階第2会議室

(2) 入札保証金

免除

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、ただし、入札価格が著しく低い場合は、調査を行うことがあります。

当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めたときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

(4) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。

(5) 再度入札の実施

予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

(6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する

入札は無効とします。

(7) 入札書の記載金額

入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

9 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 前払金 有

(3) 契約書の作成 要

10 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の契約関係規定において閲覧することができます。
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 当該落札決定の効果は、平成26年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告(調達)第129号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成26年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 南加瀬第1住宅1号棟・2号棟耐震改修基本・実施設計業務委託
- (2) 履行場所 川崎市幸区南加瀬2丁目19番1号、2号
- (3) 履行期間 平成26年12月26日限り
- (4) 委託概要 市営住宅の耐震改修設計(これに伴う設備改修設計等を含む)

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市内に本社を有すること。
- (4) 入札期日において、平成25・26年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「建築設計」に登録されていること。
- (5) 次の全ての要件を満たす自社所属の者を管理技術

者として配置できること。

ア 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士取得後5年以上の実務経験を有する者。

イ R C造建物の耐震改修設計の実務経験を有する者。

ウ 構造設計一級建築士であること。

エ 一般財団法人 日本建築防災協会が発行する「2001年 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準改修設計指針 同解説」の講習会を修了していること。

* ただし、イ・ウ・エ においては、主任担当技術者（構造）（自社所属外の者でも可）が同実績を有する場合はこの限りでないものとする。

3 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理（主任）技術者届の配布、提出

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加申込書及び配置予定管理（主任）技術者届（技術者の資格及び業務実績を証する資料を添付すること。）を提出しなければなりません。

(1) 配付、提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町6番地（明治安田生命川崎ビル8階）

まちづくり局総務部庶務課経理係

電話：044-200-2942

（一般競争入札参加申込書及び配置予定管理（主任）技術者届は川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」（<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/>）の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。）

(2) 配布、提出期間

平成26年3月11日（火）から平成26年3月14日（金）まで（午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出方法 持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、平成25・26年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、参加申込締切日後1週間以内に送付します。当該委任先メールアドレスに登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者

の入札は無効とします。

5 仕様書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で仕様書を交付します。また、仕様書を縦覧に供します。

(1) 交付・縦覧場所 3(1)に同じ

(2) 交付・縦覧期間 3(2)に同じ

6 仕様に関する問い合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があることを通知された者は、仕様書の内容に関して次により質問を行うことができます。質問は書面で提出するものとし、仕様書の該当箇所を明示してください。

(1) 受付場所

川崎市川崎区宮本町6番地（明治安田生命川崎ビル6階）

まちづくり局市街地開発部住宅建替推進課

電話：044-200-2998

(2) 受付期間

平成26年3月24日（月）から平成26年3月26日（水）まで（午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、6(1)の受付場所に備え付けた質問箱に質問書を投入してください。

質問書の様式は3(1)の場所で3(2)の期間に配布します。（川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」（<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/>）の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。）

(4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全ての者に対し、平成26年3月28日（金）までに文書（電子メール又はFAX）で送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

平成26年4月10日（木）午前11時30分

イ 場所

川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル2階第2会議室

(2) 入札保証金

免除

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。ただし、入札価格が著しく低い場合は、調査を行うことがあります。

当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めたときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

(4) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。

(5) 再度入札の実施

予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

(6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします

(7) 入札書の記載金額

入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金 有

(3) 契約書の作成 要

10 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の契約関係規定において閲覧することができます。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) 当該落札決定の効果は、平成26年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要し

ます。

川崎市公告(調達)第130号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成26年 3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 上作延第2住宅1号棟耐震改修基本・実施設計業務委託
- (2) 履行場所 川崎市高津区上作延462番地
- (3) 履行期間 平成26年12月26日限り
- (4) 委託概要 市営住宅の耐震改修設計(これに伴う設備改修設計等を含む)

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市内に本社を有すること。
- (4) 入札期日において、平成25・26年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「建築設計」に登録されていること。
- (5) 次の全ての要件を満たす自社所属の者を管理技術者として配置できること。

ア 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士取得後5年以上の実務経験を有する者。

イ R C造建物の耐震改修設計の実務経験を有する者。

ウ 構造設計一級建築士であること。

エ 一般財団法人 日本建築防災協会が発行する「2001年 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準改修設計指針 同解説」の講習会を修了していること。

* ただし、イ・ウ・エ においては、主任担当技術者(構造)(自社所属外の者でも可)が同実績を有する場合はこの限りでないものとする。

3 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届の配布、提出

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届(技術者の資格及び業務実績を証する資料を添付すること。)を提出しなければなりません。

- (1) 配付、提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町6番地(明治安田生命川崎ビル8階)

まちづくり局総務部庶務課経理係

電話：044-200-2942

(一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届は川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

(2) 配布、提出期間

平成26年3月11日(火)から平成26年3月14日(金)まで(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 提出方法 持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、平成25・26年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、参加申込締切日後1週間以内に送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

5 仕様書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で仕様書を交付します。また、仕様書を縦覧に供します。

(1) 交付・縦覧場所 3(1)に同じ

(2) 交付・縦覧期間 3(2)に同じ

6 仕様に関する問い合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があることを通知された者は、仕様書の内容に関して次により質問を行うことができます。質問は書面で提出するものとし、仕様書の該当箇所を明示してください。

(1) 受付場所

川崎市川崎区宮本町6番地(明治安田生命川崎ビル6階)

まちづくり局市街地開発部住宅建替推進課

電話：044-200-2998

(2) 受付期間

平成26年3月24日(月)から平成26年3月26日(水)まで(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、6(1)の受付場所に備え付けた質問箱に質問書を投入してください。

質問書の様式は3(1)の場所で3(2)の期間に配布します。(川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

(4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全ての者に対し、平成26年3月28日(金)までに文書(電子メール又はFAX)で送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

平成26年4月10日(木)午後1時30分

イ 場所

川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル2階第2会議室

(2) 入札保証金

免除

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。ただし、入札価格が著しく低い場合は、調査を行うことがあります。

当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めたときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

(4) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。

(5) 再度入札の実施

予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

(6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(7) 入札書の記載金額

入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

9 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 前払金 有
- (3) 契約書の作成 要

10 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の契約関係規定において閲覧することができます。
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 当該落札決定の効果は、平成26年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告(調達)第131号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成26年 3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 日向住宅耐震改修基本・実施設計業務委託
- (2) 履行場所 川崎市高津区下作延6丁目16番1号
- (3) 履行期間 平成26年12月26日限り
- (4) 委託概要 市営住宅の耐震改修設計(これに伴う設備改修設計等を含む)

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市内に本社を有すること。
- (4) 入札期日において、平成25・26年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「建築設計」に登録されていること。
- (5) 次の全ての要件を満たす自社所属の者を管理技術者として配置できること。

ア 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士取

得後5年以上の実務経験を有する者。

イ R C造建物の耐震改修設計の実務経験を有する者。

ウ 構造設計一級建築士であること。

エ 一般財団法人 日本建築防災協会が発行する「2001年 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準改修設計指針 同解説」の講習会を修了していること。

* ただし、イ・ウ・エ においては、主任担当技術者(構造)(自社所属外の者でも可)が同実績を有する場合はこの限りでないものとする。

3 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届の配布、提出

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届(技術者の資格及び業務実績を証する資料を添付すること。)を提出しなければなりません。

(1) 配付、提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町6番地(明治安田生命川崎ビル8階)

まちづくり局総務部庶務課経理係

電話: 044-200-2942

(一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届は川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

(2) 配布、提出期間

平成26年 3月11日(火)から平成26年 3月14日(金)まで(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 提出方法 持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、平成25・26年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、参加申込締切日後1週間以内に送付します。当該委任先メールアドレスに登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

5 仕様書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で仕様書を交付します。また、仕様書を縦覧に供します。

(1) 交付・縦覧場所 3(1)に同じ

(2) 交付・縦覧期間 3(2)に同じ

6 仕様に関する問い合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があることを通知された者は、仕様書の内容に関して次により質問を行うことができます。質問は書面で提出するものとし、仕様書の該当箇所を明示してください。

(1) 受付場所

川崎市川崎区宮本町6番地（明治安田生命川崎ビル6階）

まちづくり局市街地開発部住宅建替推進課

電話：044-200-2998

(2) 受付期間

平成26年3月24日（月）から平成26年3月26日（水）まで（午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、6(1)の受付場所に備え付けた質問箱に質問書を投入してください。

質問書の様式は3(1)の場所で3(2)の期間に配布します。（川崎市ホームページ内「入札情報かわさき（<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/>）の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。）

(4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全ての者に対し、平成26年3月28日（金）までに文書（電子メール又はFAX）で送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

平成26年4月10日（木）午後2時30分

イ 場所

川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル2階第2会議室

(2) 入札保証金

免除

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。ただし、入札価格が著しく低い場合は、調査を行うことがあります。

当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めたときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

(4) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。

(5) 再度入札の実施

予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

(6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(7) 入札書の記載金額

入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金 有

(3) 契約書の作成 要

10 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」（<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>）の契約関係規定において閲覧することができます。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) 当該落札決定の効果は、平成26年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告(調達)第132号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成26年 3月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 菅生住宅A号棟耐震改修基本・実施設計業務委託
- (2) 履行場所 川崎市宮前区犬蔵3丁目5番1号
- (3) 履行期間 平成26年12月26日限り
- (4) 委託概要 市営住宅の耐震改修設計(これに伴う設備改修設計等を含む)

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市内に本社を有すること。
- (4) 入札期日において、平成25・26年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「建築設計」に登録されていること。

- (5) 次の全ての要件を満たす自社所属の者を管理技術者として配置できること。

ア 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士取得後5年以上の実務経験を有する者。

イ R C造建物の耐震改修設計の実務経験を有する者。

ウ 構造設計一級建築士であること。

エ 一般財団法人 日本建築防災協会が発行する「2001年 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準改修設計指針 同解説」または「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針(2009改訂版)」の講習会を修了していること。

* ただし、イ・ウ・エ においては、主任担当技術者(構造)(自社所属外の者でも可)が同実績を有する場合はこの限りでないものとする。

3 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届の配布、提出

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届(技術者の資格及び業務実績を証する資料を添付すること。)を提出しなければなりません。

- (1) 配付、提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町6番地(明治安田生命川崎ビル8階)

まちづくり局総務部庶務課経理係

電話: 044-200-2942

(一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届は川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

- (2) 配布、提出期間

平成26年 3月11日(火)から平成26年 3月14日(金)まで(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

- (3) 提出方法 持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、平成25・26年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、参加申込締切日後1週間以内に送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

5 仕様書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で仕様書を交付します。また、仕様書を縦覧に供します。

- (1) 交付・縦覧場所 3(1)に同じ

- (2) 交付・縦覧期間 3(2)に同じ

6 仕様に関する問合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があることを通知された者は、仕様書の内容に関して次により質問を行うことができます。質問は書面で提出するものとし、仕様書の該当箇所を明示してください。

- (1) 受付場所

川崎市川崎区宮本町6番地(明治安田生命川崎ビル6階)

まちづくり局市街地開発部住宅建替推進課

電話: 044-200-2998

- (2) 受付期間

平成26年 3月24日(月)から平成26年 3月26日(水)まで(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

- (3) 問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、6(1)の受付場所に備え付けた質問箱に質問書を投入してください。

質問書の様式は3(1)の場所で3(2)の期間に配布します。(川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

(4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全ての者に対し、平成26年3月28日(金)までに文書(電子メール又はFAX)で送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

平成26年4月10日(木) 午後3時30分

イ 場所

川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル2階第2会議室

(2) 入札保証金

免除

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。ただし、入札価格が著しく低い場合は、調査を行うことがあります。

当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めたときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

(4) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。

(5) 再度入札の実施

予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

(6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(7) 入札書の記載金額

入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

9 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 前払金 有

(3) 契約書の作成 要

10 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の契約関係規定において閲覧することができます。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) 当該落札決定の効果は、平成26年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告(調達)第133号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成26年3月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 中野島南住宅1号棟・2号棟耐震改修基本・実施設計業務委託
- (2) 履行場所 川崎市多摩区中野島1丁目25番1号
- (3) 履行期間 平成26年12月26日限り
- (4) 委託概要 市営住宅の耐震改修設計(これに伴う設備改修設計等を含む)

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市内に本社を有すること。
- (4) 入札期日において、平成25・26年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「建築設計」に登録されていること。
- (5) 次の全ての要件を満たす自社所属の者を管理技術者として配置できること。

ア 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士取

得後5年以上の実務経験を有する者。

イ R C造建物の耐震改修設計の実務経験を有する者。

ウ 構造設計一級建築士であること。

エ 一般財団法人 日本建築防災協会が発行する「2001年 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準改修設計指針 同解説」の講習会を修了していること。

* ただし、イ・ウ・エ においては、主任担当技術者（構造）（自社所属外の者でも可）が同実績を有する場合はこの限りでないものとする。

3 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理（主任）

技術者届の配布、提出

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加申込書及び配置予定管理（主任）技術者届（技術者の資格及び業務実績を証する資料を添付すること。）を提出しなければなりません。

(1) 配付、提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町6番地（明治安田生命川崎ビル8階）

まちづくり局総務部庶務課経理係

電話：044-200-2942

（一般競争入札参加申込書及び配置予定管理（主任）技術者届は川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」（<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/>）の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。）

(2) 配布、提出期間

平成26年3月11日（火）から平成26年3月14日（金）まで（午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出方法 持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、平成25・26年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、参加申込締切日後1週間以内に送付します。当該委任先メールアドレスに登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

5 仕様書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で仕様書を交付します。また、仕様書を縦覧に供します。

(1) 交付・縦覧場所 3(1)に同じ

(2) 交付・縦覧期間 3(2)に同じ

6 仕様に関する問い合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があることを通知された者は、仕様書の内容に関して次により質問を行うことができます。質問は書面で提出するものとし、仕様書の該当箇所を明示してください。

(1) 受付場所

川崎市川崎区宮本町6番地（明治安田生命川崎ビル6階）

まちづくり局市街地開発部住宅建替推進課

電話：044-200-2998

(2) 受付期間

平成26年3月24日（月）から平成26年3月26日（水）まで（午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、6(1)の受付場所に備え付けた質問箱に質問書を投入してください。

質問書の様式は3(1)の場所で3(2)の期間に配布します。（川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」（<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/>）の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。）

(4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全ての者に対し、平成26年3月28日（金）までに文書（電子メール又はFAX）で送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

平成26年4月10日（木）午後4時30分

イ 場所

川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル2階第2会議室

(2) 入札保証金

免除

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。ただし、入札価格が著しく低い場合は、調査を行うことがあります。

当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めたときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

(4) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。

(5) 再度入札の実施

予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

(6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(7) 入札書の記載金額

入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金 有

(3) 契約書の作成 要

10 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の契約関係規定において閲覧することができます。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(4) 当該落札決定の効果は、平成26年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告（調達）第134号

入札公告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成26年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

本庁舎等仮移転支援業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地

(3) 履行期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(4) 業務概要

仕様書による。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、平成25・26年度川崎市業務委託有資格業者名簿で、次の業種及び種目に登載されていること。

ア 業種99「その他業務」の種目99「その他」

(4) 本市又は他の官公庁において、過去2年間に庁舎等に関する事務室移転計画立案、事務室移転工事、事務室移転作業等の実績があること。

(5) 本市または近隣（東京都内、神奈川県内等）に本社若しくは営業所を有し、迅速な対応が可能であること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 総務局総務部庁舎管理課 吉田担当

電話 044-200-2081

(2) 配布・提出期間

平成26年3月10日（月）から平成26年3月14日（金）までの、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

4 仕様書について

(1) 仕様書の閲覧

この入札に関する仕様書は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)からダウンロードすることができます。

(2) 仕様書の配布

3により一般競争入札参加申込書を提出した者のうち、仕様書の印刷物の配布を希望する者には、3(1)及び3(2)の場所、期間で配布します。

5 確認通知書の交付

上記3により、一般競争入札参加申込書を提出し、かつ提出された書類を審査した結果入札参加資格があると認められた者には、次の日時までに川崎市の平成25・26年度業務委託有資格業者へ登録した際に届出のあった電子メールアドレス宛て一般競争入札参加資格の確認通知書を送付します。また、申請者が電子メールアドレスの登録を行っていない場合、次により確認通知書を交付します。

(1) 日時

平成26年 3月18日 (火) 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 場所

3(1)に同じ

6 質問等の受付

(1) 上記3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者からの質問等を受け付けます。

(2) 質問等に関しては、平成26年 3月10日 (月) から平成26年 3月18日 (火) までの間、FAX、電子メールまたは持参により受け付けます。

(3) FAXまたは電子メールにより質問等を送られた方は、電話により併せて御連絡ください。

(4) 回答については平成26年 3月20日 (木) に電子メールにより送信します。電子メールアドレスの登録を行っていない者に対しては、FAXにより送付します。ただし、審査の結果、入札参加資格があると認められなかった者からの質問には回答しません。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、入札期日までの間に次のいずれかに該当したときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 入札日時

平成26年 3月25日 (火) 午前10時

イ 入札場所

川崎市川崎区宮本町1番地 市役所本庁舎地下1階 総務局会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時及び場所

8(1)に同じ

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

要

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができるほか、「入札情報かわさき」のホームページからダウンロードすることができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、仕様書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)と同じ

(4) 平成26年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告 (調達) 第135号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成26年 3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 選手宿舍等給食業務委託

(2) 履行場所 川崎市幸区小向西町4-110

選手宿舍小向会館

川崎市川崎区富士見2-1-6

川崎競輪場内選手食堂

- (3) 履行期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- (4) 調達物品の概要 入札説明書によります。
- 2 競争入札参加資格に関する事項
- この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成25・26年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他」・種目「給食サービス」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 本委託業務の遂行について、仕様書の内容を遵守し、確実に業務を実施できること。
- (5) 公営競技出場選手に対する給食及びプロスポーツ選手のクラブハウス等における給食等の業務実績を有すること。
- 3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先
- この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。
- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
経済労働局公営事業部総務課 担当 加田
〒210-0011 川崎市川崎区富士見2-1-6
電話 044-211-7082
- (2) 配布・提出期間
平成26年3月10日（月）から平成26年3月14日（金）までの間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで（土曜日及び休日は除く。）
- (3) 提出方法 持参に限る。
- 4 競争参加資格確認通知書の交付
- 競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。
- (1) 交付場所 3(1)に同じ
- (2) 交付日時 平成26年3月17日（月）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
- (3) その他 競争参加資格があると認めた者には、仕様書等を無料交付します。
また、仕様書等は3(1)の場所において、3(2)の期間中縦覧に供します。
- 5 入札参加資格の喪失
- 競争参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。
- 6 入札手続等
- (1) 入札方法 持参
- (2) 入札書の提出日時

平成26年3月25日（火）午前10時

- (3) 入札書の提出場所
川崎市川崎区富士見2-1-6
経済労働局公営事業部総務課会議室
- (4) 入札保証金 免除
- ただし、競争参加資格を有する者が入札する場合において、契約を締結することが確実であると認められるとき。
- (5) 開札の日時 6(2)に同じ
- (6) 開札の場所 6(3)に同じ
- (7) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (8) 入札の無効
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札はこれを無効とします。
- 7 契約手続等
- (1) 契約保証金
契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。
- (2) 前払金 否
- (3) 契約書の作成 要
- (4) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所において閲覧できます。
- 8 その他
- (1) 詳細は入札説明書によります。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ
- (3) 当該落札決定の効果は、平成26年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

税 公 告

川崎市税公告第17号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成26年2月19日

川崎市長 福田 紀彦

（別紙省略）

川崎市税公告第18号

担保権設定等財産の差押通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成26年 2 月24日

川崎市長 福 田 紀 彦

（別紙省略）

川崎市税公告第19号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成26年 2 月24日

川崎市長 福 田 紀 彦

（別紙省略）

川崎市税公告第20号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成26年 2 月25日

川崎市長 福 田 紀 彦

（別紙省略）

川崎市税公告第21号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成26年 2 月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

（別紙省略）

川崎市税公告第22号

次の市税に係る督促状を別紙記載の方に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成26年 2 月27日

川崎市長 福 田 紀 彦

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成24年度	市民税・県民税 （普通徴収）	第 2 期 分	平成26年 3 月11日	計 1 件
平成25年度	市民税・県民税 （普通徴収）	第 1 期 分	平成26年 3 月11日	計 2 件
平成25年度	市民税・県民税 （普通徴収）	第 2 期 分	平成26年 3 月11日	計 9 件
平成25年度	市民税・県民税 （普通徴収）	第 3 期 分	平成26年 3 月11日	計30件
平成25年度	市民税・県民税 （普通徴収）	7 月 随 時 分	平成26年 3 月11日	計 1 件
平成25年度	市民税・県民税 （普通徴収）	8 月 随 時 分	平成26年 3 月11日	計 2 件

平成25年度	市民税・県民税 (普通徴収)	11月随時分	平成26年3月11日	計7件
平成25年度 (平成23年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	12月随時分	平成26年3月11日	計1件
平成25年度	市民税・県民税 (普通徴収)	12月随時分	平成26年3月11日	計18件
平成24年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第3期分	平成26年3月11日	計2件
平成24年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第4期分	平成26年3月11日	計4件
平成25年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第1期分	平成26年3月11日	計1件
平成25年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第2期分	平成26年3月11日	計4件
平成25年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第3期分	平成26年3月11日	計48件
平成25年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	5月随時分	平成26年3月11日	計1件
平成25年度	軽自動車税	全期分	平成26年3月11日	計1件

(別紙省略)

上下水道局規程

川崎市上下水道局規程第2号

川崎市上下水道局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年2月17日

川崎市上下水道事業管理者 飛 弾 良 一

川崎市上下水道局財務規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局財務規程（昭和39年川崎市水道局規程第8号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第2節 予算の執行（第188条～第197条）」

を

「第2節 予算の執行（第188条～第197条）」

第9章 雑則（第198条・第199条）

」

に改める。

第134条を次のように改める。

（固定資産の範囲）

第134条 この規程において固定資産とは、次に掲げるものをいう。

(1) 有形固定資産

ア 土地

イ 建物及び附属設備

ウ 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）

エ 機械及び装置並びにその他の附属設備

オ 自動車その他の陸上運搬具

カ 工具、器具及び備品（耐用年数が1年以上であり、かつ、取得価額が10万円以上であるものに限る。）

キ リース資産（管理者がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからカまで及びケに掲げるものである場合に限る。）

ク 建設仮勘定（イからカまでに掲げる資産であつ

て、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。)

ケ その他の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

(2) 無形固定資産

ア 借地権

イ 地上権

ウ 特許権

エ 施設利用権

オ リース資産（管理者がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからエまで及びカに掲げるものである場合に限る。)

カ その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3) 投資その他の資産

ア 投資有価証券（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日に満期の到来する有価証券を除く。)

イ 出資金

ウ 長期貸付金

エ 基金

オ その他の固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

カ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

第150条の2第2項中「車両運搬具又は工具器具」を「自動車その他の陸上運搬具又は工具、器具」に改める。

第159条の2を削る。

第176条を次のように改める。

第176条 削除

第186条第1項第2号を次のように改める。

(2) 予定キャッシュ・フロー計算書

第186条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

本則に次の1章を加える。

第9章 雑則

(引当金)

第198条 引当金は、退職給付引当金、賞与引当金、貸倒引当金その他管理者が必要と認めるものについて計上する。

2 前項に定める退職給付引当金の計上は、簡便法によるものとする。

3 その他引当金について必要な事項は、管理者が別に定める。

(報告セグメントの区分)

第199条 地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第40条第2項に規定する企業管理規程で定める報告セグメントの区分は、事業ごとに単一のセグメントとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規程の規定は、平成26年度の事業年度から適用し、平成25年度の事業年度については、なお従前の例による。

上 下 水 道 局 告 示

川崎市上下水道局告示第5号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第8条第1号の規定により告示します。

平成26年2月20日

川崎市上下水道事業管理者 飛 弾 良 一

1 指 定 番 号 第1375号

氏名又は名称 株式会社リビングプラス

住 所 横浜市都筑区高山9番7号

代表者氏名 石黒 正樹

指 定 年 月 日 平成26年2月20日

2 指 定 番 号 第1376号

氏名又は名称 有限会社スタジオラプランヌ

住 所 神奈川県三浦郡葉山町長柄1410番地の6

代表者氏名 原 正

指 定 年 月 日 平成26年2月20日

川崎市上下水道局告示第6号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第5条の規定に基づく届出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので告示します。

平成26年2月20日

川崎市上下水道事業管理者 飛 弾 良 一

1 指 定 番 号 第525号

氏名又は名称 あすか創建株式会社
住 所 (新) 東京都品川区東品川四丁目1番8号
(旧) 東京都千代田区大手町二丁目6番2号
代表者氏名 佐藤 卓雄
変更年月日 平成26年1月20日

川崎市上下水道局告示第7号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の廃止について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第5条の規定に基づく届出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定の廃止を行いましたので告示します。

平成26年2月20日

川崎市上下水道事業管理者 飛 弾 良 一

1 指定番号 第379号

氏名又は名称 株式会社杉崎工務店
住 所 横浜市瀬谷区北新38番地の12
代表者氏名 松永 敏幸
廃止年月日 平成25年12月25日

川崎市上下水道局告示第8号

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程(平成22年川崎市水道局規程第64号)第5条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

平成26年2月28日

川崎市上下水道事業管理者 飛 弾 良 一

1 指定有効期間

平成26年3月1日から
平成31年1月31日まで

2 指定工事店

指定番号 919
商号又は名称 有限会社スタジオラプランヌ
営業所所在地 神奈川県三浦郡葉山町長柄1410番地の6
代表者氏名 原 正
指定番号 920
商号又は名称 株式会社進友建設
営業所所在地 横浜市栄区長倉町2番17-2号
代表者氏名 松尾 裕也
指定番号 921
商号又は名称 本田工業株式会社
営業所所在地 川崎市幸区小向町3番15号
代表者氏名 本田 茂昭

上下水道局公告**川崎市上下水道局公告第16号**

一般競争入札公告の取消しについて

平成26年2月4日付け川崎市上下水道局公告第15号で公告した次の委託に係る一般競争入札公告を取消します。

平成26年2月17日

川崎市上下水道事業管理者 飛 弾 良 一

1 件名

等々力水処理センターほかしき運搬委託

2 取消し理由

前記委託における入札参加の申込みが無かったため、川崎市上下水道局契約規程第19条の規定に基づき、入札公告を取消します。

川崎市上下水道局公告第17号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成26年2月18日

川崎市上下水道事業管理者 飛 弾 良 一

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	等々力水処理センター実施設計委託その34
	履 行 場 所	川崎市中原区宮内3-22-1
	履 行 期 間	契約の日から平成27年3月13日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成25・26年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、希望種目「下水道部門」に登録されていること。 (4) 次の業務委託の元請としての履行完了実績を有すること。	

	ア 平成10年 4 月 1 日以降における全体計画処理水量が晴天時 1 日当たり最大100,000m³以上の下水処理場の水処理施設の新設・増設に伴う実施設計 イ 平成20年 4 月 1 日以降における下水道管きよの実施設計（耐震実施設計（レベル 1 及び 2）を含む。） (5) 技術士（上下水道部門又は総合技術監理部門の科目「下水道」）の資格を有する者を配置できること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話 044－200－3116
入札日時等	平成26年 3 月17日 午前10時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件 2)

競争入札に付する事項	件 名	南部下水管内管きよ清掃委託その 1
	履 行 場 所	川崎市川崎区、幸区地内
	履 行 期 間	平成26年 4 月 1 日から平成26年10月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (4) 平成25・26年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、希望種目「下水道清掃」に登載されていること。 (5) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。 (6) 管きよ内の作業に当たり、産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）の技能検定合格者及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習修了者を専任で配置できること。なお、双方は兼任できるものとします。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話 044－200－3116	
入札日時等	平成26年 3 月17日 午前10時（川崎市役所本庁舎地下入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	本案件は、川崎市契約条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する特定業務委託契約に該当します。 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件 3)

競争入札に付する事項	件 名	中部下水管内管きよ清掃委託その 1
	履 行 場 所	川崎市中原区、高津区地内
	履 行 期 間	平成26年 4 月 1 日から平成26年10月31日まで

参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (4) 平成25・26年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、希望種目「下水道清掃」に登載されていること。 (5) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。 (6) 管きょ内の作業に当たり、産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）の技能検定合格者及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習修了者を専任で配置できること。なお、双方は兼任できるものとします。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3116
入札日時等	平成26年3月17日 午前10時（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	本案件は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	西部下水管内管きょ清掃委託その1
	履 行 場 所	川崎市宮前区地内ほか
	履 行 期 間	平成26年4月1日から平成26年10月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (4) 平成25・26年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、希望種目「下水道清掃」に登載されていること。 (5) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。 (6) 管きょ内の作業に当たり、産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）の技能検定合格者及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習修了者を専任で配置できること。なお、双方は兼任できるものとします。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3116	
入札日時等	平成26年3月17日 午前10時（川崎市役所本庁舎地下入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	本案件は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件 5)

競争入札に 付する事項	件 名	北部下水管内管きょ清掃委託その 1
	履 行 場 所	川崎市高津区、多摩区、麻生区地内
	履 行 期 間	平成26年 4 月 1 日から平成26年10月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (4) 平成25・26年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、希望種目「下水道清掃」に登載されていること。 (5) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。 (6) 管きょ内の作業に当たり、産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）の技能検定合格者及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習修了者を専任で配置できること。なお、双方は兼任できるものとします。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話 044－200－3116	
入札日時等	平成26年 3 月17 日 午前10時（川崎市役所本庁舎地下入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	本案件は、川崎市契約条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する特定業務委託契約に該当します。 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件 6)

競争入札に 付する事項	件 名	南部下水管内管きょ緊急補修第 1 号工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区、幸区地内
	履 行 期 間	平成26年 4 月 1 日から平成26年10月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「下水管きょ」、希望種目「下水道開削」、ランク「B」に登載されていること。 (6) 監理技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、主任技術者（業種「土木」）でも可とします。 (7) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、土木工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話 044－200－3116	
入札日時等	平成26年 3 月18 日 午前10時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名	中部下水管内管きょ緊急補修第1号工事
	履 行 場 所	川崎市中原区、高津区地内
	履 行 期 間	平成26年4月1日から平成26年10月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「下水管きょ」、希望種目「下水道開削」、ランク「B」に登載されていること。 (6) 監理技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、主任技術者（業種「土木」）でも可とします。 (7) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、土木工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3116	
入札日時等	平成26年3月18日 午前10時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件8)

競争入札に付する事項	件 名	西部下水管内管きょ緊急補修第1号工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区地内
	履 行 期 間	平成26年4月1日から平成26年10月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「下水管きょ」、希望種目「下水道開削」、ランク「B」に登載されていること。 (6) 主任技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。 (7) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3116	

入札日時等	平成26年 3 月18日 午前10時30分 (川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件9)

競争入札に 付する事項	件 名	北部下水管内管きょ緊急補修第1号工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区、麻生区地内
	履 行 期 間	平成26年 4 月 1 日から平成26年10月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「下水管きょ」、希望種目「下水道開削」、ランク「B」に登載されていること。 (6) 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。 (7) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-3116	
入札日時等	平成26年 3 月18日 午前10時30分 (川崎市役所本庁舎地下入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件10)

競争入札に 付する事項	件 名	給配水情報管理システムデータ修正業務委託 (単価契約)
	履 行 場 所	川崎区宮本町1番地 (川崎市役所第2庁舎) 中原区上平間1183番地 (給水装置センター)
	履 行 期 間	平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月20日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成25・26年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」、希望種目「その他の電算関連業務」に登載されていること。 (4) セキュリティ管理に係る「JISQ27001 / ISMS」又は「JISQ15001 / プライバシーマーク」の付与認定を公的認証機関から受けていること。 (5) 平成10年 4 月 1 日以降に、水道事業体からGISソフトウェアによる水道施設データ更新業務についての履行完了実績を有する者であること。	

契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3116
入札日時等	平成26年3月18日 午前10時（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件11)

競争入札に 付する事項	件 名	江ヶ崎制御室 4号配水流量計改良工事
	履 行 場 所	横浜市鶴見区江ヶ崎町6番地（江ヶ崎制御室内）
	履 行 期 間	契約の日から平成26年10月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「電気」、希望種目「その他の電気設備」、ランク「B」に登載されていること。 (6) 主任技術者（業種「電気」）を配置できること。 (7) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成26年3月18日 午前10時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件12)

競争入札に 付する事項	件 名	第2配水工事事務所 泡消火設備改良工事
	履 行 場 所	川崎市高津区梶ヶ谷2-13-5（第2配水工事事務所内）
	履 行 期 間	契約の日から平成26年7月18日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「消防」、希望種目「その他の消防設備」に登載されていること。 (6) 主任技術者（業種「消防施設」）を配置できること。 (7) 消防施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。	

	(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044－200－3117
入札日時等	平成26年 3 月18日 午前10時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件13)

競争入札に付する事項	件 名	生田浄水場ほか27箇所 植樹管理業務委託
	履 行 場 所	川崎市多摩区生田 1－1－1（生田浄水場内）ほか27箇所
	履 行 期 間	契約の日から平成27年 2 月27日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (4) 平成25・26年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」、希望種目「除草、せんてい等樹木管理」に登載されていること。 (5) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (6) 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044－200－3117	
入札日時等	平成26年 3 月17日 午前10時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件14)

競争入札に付する事項	件 名	百合丘配水塔耐震補強工事
	履 行 場 所	麻生区百合丘 3 丁目14－1 番地（百合丘配水塔内）
	履 行 期 間	契約の日から155日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」に登載されていること。 (6) 主任技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。 (7) 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。	

	(9) 平成20年4月1日以降に、水道施設又は下水道施設において耐震補強工事の元請としての完工実績を有すること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3117
入札日時等	平成26年3月18日 午前10時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件15)

競争入札に付する事項	件 名	長沢浄水場 太陽光発電設備設置に伴う受変電設備改造工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区三田5-1-1（長沢浄水場内）
	履 行 期 間	契約の日から平成27年2月27日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社又は事業所を有すること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の「電気」、希望種目「その他の電気設備」、ランク「A」又は「B」に登載されていること。 (6) 主任技術者（業種「電気」）を配置できること。 (7) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成26年3月19日 午前10時（川崎市役所本庁舎地下入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件16)

競争入札に付する事項	件 名	下水道工事資材価格調査業務委託
	履 行 場 所	川崎市全区
	履 行 期 間	平成26年4月1日から平成27年3月13日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成25・26年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」、希望種目「市場調査」に登載されていること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3116	

入札日時等	平成26年 3月17日 午後 1 時30分 (川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件17)

競争入札に付する事項	件 名	潮見台配水所 受変電設備・高区送水設備改良及び管理棟耐震補強設計業務委託
	履 行 場 所	川崎市宮前区潮見台 4－1 (潮見台配水所)
	履 行 期 間	契約の日から平成26年 8月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成25・26年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、希望種目「上水道及び工業用水道部門」及び「電気電子部門」並びに業種「建築設計」、希望種目「意匠設計」及び「構造設計」の全てに登録されていること。 (4) 平成10年 4月 1日以降に、水道施設において、送配水能力が 1 日あたり 50,000立方メートル以上のポンプ設備・受変電設備及び運転操作設備の実施設計履行実績を有すること。 (5) 次の技術者を配置できること。なお、ア及びイの兼任は不可とする。 ア 技術士試験の第二次試験において、総合技術監理部門の選択科目「上水道及び工業用水道」又は上下水道部門の選択科目「上水道及び工業用水道」に合格した技術士を業務責任者として配置できること。 なお、業務責任者となる者は、(4)の業務委託に携わった経験を有すること。 イ 技術士試験の第二次試験において、総合技術監理部門の選択科目「上水道及び工業用水道」に合格した技術士を照査技術者として配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地) 電話 044-200-3116	
入札日時等	平成26年 3月17日 午前10時30分 (川崎市役所本庁舎地下入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件18)

競争入札に付する事項	件 名	道路標示復旧工事 (単価契約)
	履 行 場 所	川崎市内一円及び本市指定場所
	履 行 期 間	契約の日から平成27年 3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。	

	(5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「塗装」、希望種目「路面表示等」に登録されていること。 (6) 主任技術者（業種「塗装」）を専任で配置できること。 (7) 路面標示施工技能士を配置できること。ただし、主任技術者との兼任を可とする。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。 (9) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3116
入札日時等	平成26年3月18日 午前10時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市上下水道局公告第18号

一般競争入札の中止について

平成26年1月14日付け川崎市上下水道局公告第3号で公告した次の工事に係る一般競争入札を中止します。

平成26年2月21日

川崎市上下水道事業管理者 飛 弾 良 一

1 件名

登戸地区下水枝線第15号工事

2 理由

設計積算に誤りがあり、最低制限価格に変更が生じることにより、入札結果に影響を及ぼしたため、川崎市上下水道局契約規程第19条の規定に基づき入札を中止します。

川崎市上下水道局公告第19号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成26年2月25日

川崎市上下水道事業管理者 飛 弾 良 一

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	等々力水処理センターほかしさ運搬委託
	履 行 場 所	川崎市中原区宮内3-22-1ほか
	履 行 期 間	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社又は事業所を有する中小企業であること。 (4) 平成25・26年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、希望種目「下水道清掃」に登録されていること。 (5) 川崎市一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成26年3月25日 午前10時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他	本案件は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp
-------	--

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎区 給水管維持工事 (上期 単価契約)
	履 行 場 所	本市指定箇所一円
	履 行 期 間	契約の日から平成26年 9 月30日まで
参 加 資 格	1 「共同企業体の場合」 この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」、「構成員2」）により結成されている共同企業体であること。 なお、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回ること。 (1) 全ての構成員に必要な条件 ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。 エ 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 オ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 カ 競争入札参加申込みに当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。 (2) 代表者に必要な条件 ア 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」のランク「A」又は「B」に登録されていること。 イ 監理技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、主任技術者（業種「水道施設」又は「土木」）でも可とします。 ウ 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、水道施設工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。 (3) 構成員2に必要な条件 ア 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「空調衛生」、希望種目「給排水衛生設備（指定）」に登録されていること。 イ 主任技術者（業種「管」）を専任で配置できること。 ウ 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 2 「単独企業の場合」 (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」のランク「A」又は「B」及び業種「空調衛生」、希望種目「給排水衛生設備（指定）」に登録されていること。 (6) 監理技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、主任技術者（業種「水道施設」又は「土木」）でも可とします。 (7) 主任技術者（業種「管」）を専任で配置できること。 (8) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、水道施設工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。	

	(9) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ※(6)及び(7)の両資格を有する者の兼任を可能とします。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3116
入札日時等	平成26年3月28日 午前10時（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	幸区 給水管維持工事（上期 単価契約）
	履 行 場 所	本市指定箇所一円
	履 行 期 間	契約の日から平成26年9月30日まで
参 加 資 格	1 「共同企業体の場合」	
		この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」、「構成員2」）により結成されている共同企業体であること。
		なお、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回ること。
	(1) 全ての構成員に必要な条件	
	ア	川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	イ	川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
	ウ	建設業退職金共済制度に加入していること。
	エ	川崎市内に本社を有する中小企業であること。
	オ	有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	カ	競争入札参加申込みに当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。
	(2) 代表者に必要な条件	
	ア	平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」のランク「A」又は「B」に登載されていること。
	イ	監理技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、主任技術者（業種「水道施設」又は「土木」）でも可とします。
	ウ	水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、水道施設工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。
	(3) 構成員2に必要な条件	
	ア	平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「空調衛生」、希望種目「給排水衛生設備（指定）」に登録されていること。
	イ	主任技術者（業種「管」）を専任で配置できること。
	ウ	管工事業に係る建設業の許可を受けていること。
	2 「単独企業の場合」	
	(1)	川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2)	川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
	(3)	建設業退職金共済制度に加入していること。

	(4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」のランク「A」又は「B」及び業種「空調衛生」、希望種目「給排水衛生設備（指定）」に登載されていること。 (6) 監理技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、主任技術者（業種「水道施設」又は「土木」）でも可とします。 (7) 主任技術者（業種「管」）を専任で配置できること。 (8) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、水道施設工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。 (9) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ※(6)及び(7)の両資格を有する者の兼任を可能とします。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3116
入札日時等	平成26年3月28日 午前10時（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	中原区 給水管維持工事（上期 単価契約）
	履 行 場 所	本市指定箇所一円
	履 行 期 間	契約の日から平成26年9月30日まで
参 加 資 格	1 「共同企業体の場合」 この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」、「構成員2」）により結成されている共同企業体であること。 なお、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回ること。 (1) 全ての構成員に必要な条件 ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。 エ 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 オ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 カ 競争入札参加申込みに当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。 (2) 代表者に必要な条件 ア 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」のランク「A」又は「B」に登載されていること。 イ 監理技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、主任技術者（業種「水道施設」又は「土木」）でも可とします。 ウ 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、水道施設工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。	

	(3) 構成員2に必要な条件 ア 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「空調衛生」、希望種目「給排水衛生設備（指定）」に登録されていること。 イ 主任技術者（業種「管」）を専任で配置できること。 ウ 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 2 「単独企業の場合」 (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」のランク「A」又は「B」及び業種「空調衛生」、希望種目「給排水衛生設備（指定）」に登載されていること。 (6) 監理技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、主任技術者（業種「水道施設」又は「土木」）でも可とします。 (7) 主任技術者（業種「管」）を専任で配置できること。 (8) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、水道施設工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。 (9) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ※(6)及び(7)の両資格を有する者の兼任を可能とします。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3116
入札日時等	平成26年3月28日 午前10時（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	高津区 給水管維持工事（上期 単価契約）
	履 行 場 所	本市指定箇所一円
	履 行 期 間	契約の日から平成26年9月30日まで
参 加 資 格	1 「共同企業体の場合」 この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」、「構成員2」）により結成されている共同企業体であること。 なお、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回ること。 (1) 全ての構成員に必要な条件 ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。 エ 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 オ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	

	カ 競争入札参加申込みに当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。 (2) 代表者に必要な条件 ア 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」のランク「A」又は「B」に登載されていること。 イ 監理技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、主任技術者（業種「水道施設」又は「土木」）でも可とします。 ウ 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、水道施設工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。 (3) 構成員 2 に必要な条件 ア 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「空調衛生」、希望種目「給排水衛生設備（指定）」に登載されていること。 イ 主任技術者（業種「管」）を専任で配置できること。 ウ 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 2 「単独企業の場合」 (1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」のランク「A」又は「B」及び業種「空調衛生」、希望種目「給排水衛生設備（指定）」に登載されていること。 (6) 監理技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、主任技術者（業種「水道施設」又は「土木」）でも可とします。 (7) 主任技術者（業種「管」）を専任で配置できること。 (8) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、水道施設工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。 (9) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ※(6)及び(7)の両資格を有する者の兼任を可能とします。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話 044-200-3116
入札日時等	平成26年 3 月28日 午前10時（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件 6)

競争入札に 付する事項	件 名	宮前区 給水管維持工事（上期 単価契約）
	履 行 場 所	本市指定箇所一円
	履 行 期 間	契約の日から平成26年 9 月30日まで

参 加 資 格	1 「共同企業体の場合」 この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」、「構成員2」）により結成されている共同企業体であること。 なお、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回ること。 (1) 全ての構成員に必要な条件 ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。 エ 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 オ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 カ 競争入札参加申込みに当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。 (2) 代表者に必要な条件 ア 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」のランク「A」又は「B」に登録されていること。 イ 監理技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、主任技術者（業種「水道施設」又は「土木」）でも可とします。 ウ 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、水道施設工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。 (3) 構成員2に必要な条件 ア 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「空調衛生」、希望種目「給排水衛生設備（指定）」に登録されていること。 イ 主任技術者（業種「管」）を専任で配置できること。 ウ 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 2 「単独企業の場合」 (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」のランク「A」又は「B」及び業種「空調衛生」、希望種目「給排水衛生設備（指定）」に登録されていること。 (6) 監理技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、主任技術者（業種「水道施設」又は「土木」）でも可とします。 (7) 主任技術者（業種「管」）を専任で配置できること。 (8) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、水道施設工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。 (9) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ※(6)及び(7)の両資格を有する者の兼任を可能とします。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3116
入札日時等	平成26年 3月28日 午前10時（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件 7)

競争入札に 付する事項	件 名	多摩区 給水管維持工事（上期 単価契約）
	履 行 場 所	本市指定箇所一円
	履 行 期 間	契約の日から平成26年 9月30日まで
参 加 資 格	1 「共同企業体の場合」 この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている 2 者（以下それぞれ「代表者」、「構成員 2」）により結成されている共同企業体であること。 なお、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回ること。 (1) 全ての構成員に必要な条件 ア 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。 エ 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 オ 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。 カ 競争入札参加申込みに当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。 (2) 代表者に必要な条件 ア 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」のランク「A」又は「B」に登録されていること。 イ 監理技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、主任技術者（業種「水道施設」又は「土木」）でも可とします。 ウ 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、水道施設工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。 (3) 構成員 2 に必要な条件 ア 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「空調衛生」、希望種目「給排水衛生設備（指定）」に登録されていること。 イ 主任技術者（業種「管」）を専任で配置できること。 ウ 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。	
	2 「単独企業の場合」 (1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」のランク「A」又は「B」及び業種「空調衛生」、希望種目「給排水衛生設備（指定）」に登録されていること。 (6) 監理技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、主任技術者（業種「水道施設」又は「土木」）でも可とします。 (7) 主任技術者（業種「管」）を専任で配置できること。 (8) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、水道施設工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。	

	(9) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ※(6)及び(7)の両資格を有する者の兼任を可能とします。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3116
入札日時等	平成26年3月28日 午前10時（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件8)

競争入札に付する事項	件 名	麻生区 給水管維持工事（上期 単価契約）
	履 行 場 所	本市指定箇所一円
	履 行 期 間	契約の日から平成26年9月30日まで
参 加 資 格	1 「共同企業体の場合」	この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」、「構成員2」）により結成されている共同企業体であること。 なお、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回ること。
	(1) 全ての構成員に必要な条件	ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。 エ 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 オ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 カ 競争入札参加申込みに当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。
	(2) 代表者に必要な条件	ア 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」のランク「A」又は「B」に登録されていること。 イ 監理技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、主任技術者（業種「水道施設」又は「土木」）でも可とします。 ウ 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、水道施設工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。
	(3) 構成員2に必要な条件	ア 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「空調衛生」、希望種目「給排水衛生設備（指定）」に登録されていること。 イ 主任技術者（業種「管」）を専任で配置できること。 ウ 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。
	2 「単独企業の場合」	
	(1)	川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2)	川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
	(3)	建設業退職金共済制度に加入していること。

	(4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」のランク「A」又は「B」及び業種「空調衛生」、希望種目「給排水衛生設備（指定）」に登載されていること。 (6) 監理技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、主任技術者（業種「水道施設」又は「土木」）でも可とします。 (7) 主任技術者（業種「管」）を専任で配置できること。 (8) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、水道施設工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。 (9) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ※(6)及び(7)の両資格を有する者の兼任を可能とします。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3116
入札日時等	平成26年3月28日 午前10時（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

交 通 局 規 程

川崎市交通局規程第3号

川崎市交通局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年2月17日

川崎市交通事業管理者

交通局長 田 巻 耕 一

川崎市交通局会計規程の一部を改正する規程

川崎市交通局会計規程（平成25年交通局規程第13号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第4節 減価償却の方法（第123条～第126条）」を

「第4節 減価償却の方法（第123条～第126条）
第6章の2 引当金（第126条の2・第126条の3）」に改める。

「第2章 伝票及び帳簿並びに勘定科目」を「第2章 伝票、帳簿及び勘定科目」に改める。

第17条に次の1号を加える。

(12) リース契約台帳

第19条第1項中「ものする」を「ものとする」に改める。

「第3章 収入及び支出」を「第3章 収入、支出及び公金取扱金融機関」に改める。

第37条第1号イ中「退職給与金」を「退職手当」に改める。

第83条第1号中クをケとし、キをクとし、カの次に次のように加える。

キ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからカまでに掲げるものである場合に限る。ただし、重要性が乏しい場合は除く。）

第83条第2号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからエまでに掲げるものである場合に限る。ただし、重要性が乏しい場合は除く。）

第86条及び第87条中「第33条」を「第35条」に改める。

第112条中「行政財産使用許可申請書により局長に申請し、その許可を受けなければならない」を「局長に申請しなければならない」に改める。

第122条中「第106条、第107条、第108条及び第110条まで」を「第102条及び第106条から第108条まで」に改める。

第125条中「地方公営企業施行規則」を「地方公営企業法施行規則」に改める。

第126条中「毎事業年度年」を「毎事業年度」に改める。
第6章の次に次の1章を加える。

第6章の2

(引当金)

第126条の2 引当金とは、将来の特定の費用又は損失（収益の控除を含む。）であつて、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものをいう。

(退職給付引当金の計上方法)

第126条の3 退職給付引当金の計上方法は、簡便法（当該事業年度の末日において全企業職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）によるものとする。

第130条に後段として次のように加える。

なお、予算に関する説明書のうち、予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。
第143条第2号を次のように改める。

(2) 資産の評価

第143条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 繰延収益の償却

第145条に後段として次のように加える。

なお、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。
第145条中第10号を第11号とし、第7号から第9条までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) キャッシュ・フロー計算書

第147条に次の1号を加える。

(22) リース契約台帳

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年2月18日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の規定は、平成26年度の事業年度から適用し、平成25年度以前の事業年度については、なお従前の例による。

川崎市交通局規程第4号

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年2月28日

川崎市交通事業管理者

交通局長 田 卷 耕 一

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和29年交通部規程第6号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

「

〃	〃	菅生車庫
〃	向丘出張所	おし沼
〃	〃	向丘遊園駅東口

」

を

「

〃	〃	菅生車庫
おし沼	向丘出張所	溝口駅南口
蔵敷団地	蔵敷・向丘出張所	〃
溝口駅南口	向丘出張所	向丘遊園駅東口

」

に、

「

神木本町		〃
原ヶ谷	おし沼	向丘遊園駅東口
鷺ヶ峰営業所前		〃
〃		聖マリアンナ医科大学前
第三京浜入口	溝口駅南口・犬蔵	宮前平駅
〃	溝口駅前・高津区役所前・犬蔵	宮前平駅
溝口駅前	溝口駅入口・犬蔵	宮前平駅
〃	高津区役所前・犬蔵	宮前区役所前
溝口駅南口	向丘出張所・犬蔵	〃

」

を

「

神木本町		〃
鷺ヶ峰営業所前		聖マリアンナ医科大学前
第三京浜入口	溝口駅南口・犬蔵	宮前平駅
〃	溝口駅前・高津区役所前・犬蔵	〃
溝口駅南口	向丘出張所・犬蔵	宮前区役所前

」

に、

「

宮前区役所前	犬蔵・北部市場前	鷺ヶ峰営業所前
宮前区役所前	犬蔵・稗原	〃
宮前平駅	〃	〃

」

を

宮前区役所前	犬蔵・北部市場前	鷲ヶ峰営業所前
宮前平駅	犬蔵・稗原	〃

に、

登戸駅（生田緑地口）	五所塚・蔵敷	菅生出張所
------------	--------	-------

を

登戸駅（生田緑地口）	五所塚・蔵敷	菅生車庫
------------	--------	------

に、

〃	南生田保育園前	〃
聖マリアンナ医大入口	平野	〃
〃	南生田一丁目	〃
〃	南生田保育園前	〃

を

〃	南生田保育園前	〃
---	---------	---

に、

向丘遊園駅東口	城下	西菅団地
---------	----	------

を

向丘遊園駅東口	城下	〃
---------	----	---

に、

〃	登戸駅多摩川口・五所塚	菅生車庫
〃	登戸駅多摩川口・五所塚	鷲ヶ峰営業所

を

〃	登戸駅多摩川口・五所塚	菅生車庫
〃	〃	鷲ヶ峰営業所

に、

中野島多摩川住宅	登戸駅多摩川口・五所塚	菅生車庫
〃	登戸駅多摩川口・五所塚	鷲ヶ峰営業所

を

中野島多摩川住宅	登戸駅多摩川口・五所塚	菅生車庫
〃	〃	鷲ヶ峰営業所

に改める。

附 則

この規程は、平成26年 3 月 1 日から施行する。

川崎市交通局規程第 5 号

川崎市交通局企業職員のうち特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年 2 月28日

川崎市交通事業管理者

交通局長 田 巻 耕 一

川崎市交通局企業職員のうち特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員のうち特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成元年交通局規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「(勤務時間等)」に改め、同条中「職員」の次に「(次項に規定する職員を除く。)」を加え、「及び睡眠時間」を削り、同条に次の 3 項を加える。

2 営業所の事務に従事する職員のうち隔日勤務の者、自動車運転手及び誘導員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）及び局長が特に必要と認めた職員を除く。）の勤務時間は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条の 2 に規定する 1 月を単位とする変形労働時間制に基づくものとし、休憩時間（睡眠時間を含む。）を除き 1 月を平均して 1 週間当たり 38 時間 45 分とする。

3 前項に規定する職員の勤務時間は、毎月 1 日を起算日とし、所属長が定める。

4 所属長は、第 2 項に規定する職員の 1 月の勤務時間等を定めた勤務計画を起算日の前日までに確定し、職

員に示すものとする。

第4条第1項中「勤務時間、勤務時間等を割り振る者、休憩時間、睡眠時間及び週休日」を「第2条第1項に規定する職員の勤務時間等」に改め、同条第4項中「勤務時間、休憩時間及び週休日」を「勤務時間等」に改め、同項を同条第8項とする。

第4条第3項を削り、同条第2項の次に次の5項を加える。

- 3 第2条第2項に規定する職員（次項に規定する職員を除く。）の勤務時間等は、別表第2のとおりとする。
- 4 自動車運転手（次項に規定する職員を除く。）の勤務時間等は、別表第3のとおりとする。
- 5 第2条第2項に規定する局長が特に必要と認めた職員の勤務時間等は、局長が別に定める。
- 6 所属長は、第2条第2項に規定する職員の勤務時間等について、次の各号に掲げる場合に限り、勤務計画の確定後も変更することができる。
 - (1) 災害、事故等の緊急事態が発生した場合
 - (2) 職員の年次休暇、病気休暇等の取得による要員の不足等により、交通局の事業運営に支障が生ずるおそれがある場合
- 7 短時間勤務職員の勤務時間等は、別表第4のとおりとする。

別表第1週休日の欄中「所長及び副所長」を「日曜日及び土曜日」に改め、同表営業所の事務に従事する職員の部隔日勤務の項を削り、同表自動車運転手の部及び誘導員の部を削る。

別表第2を別表第4とし、別表第1の次に次の2表を加える。

別表第2（第4条関係）

種別	勤務形態	1月の勤務時間（勤務時間等を割り振る者）		週休日	休憩時間
		月	勤務時間		
営業所の事務に従事する職員	隔日勤務（変形労働）	4月、6月、9月及び11月	170時間30分（営業所長）	1月につき8日	1回の勤務の途中において睡眠時間を含み6時間40分
		5月、7月、8月、10月、12月、翌年1月及び翌年3月	170時間30分（営業所長）	1月につき9日	
		2月	147時間15分。ただし、閏年は、155時間	1月につき9日	

種別	勤務形態	1月の勤務時間（勤務時間等を割り振る者）		休憩時間	週休日
		月	勤務時間		
誘導員	変則勤務（変形労働）	4月及び6月	159時間30分（営業所長）	1月につき8日	1日の勤務の途中において60分
		5月、7月、8月、10月、12月、翌年1月及び翌年3月	174時間（営業所長）	1月につき7日	
		9月及び11月	166時間45分（営業所長）	1月につき7日	
		2月	152時間15分。ただし、閏年は、159時間30分（営業所長）	1月につき7日	

別表第3（第4条関係）

種別	勤務形態	1月の勤務時間（勤務時間等を割り振る者）		休憩時間	週休日
		1月の日から当該月に割り振られた週休日の日数を差し引いた日数	勤務時間		
自動車運転手	変則勤務（変形労働）	19日	147時間15分（営業所長）	1回の勤務の途中において原則として60分	1年につき104日
		20日	155時間（営業所長）		
		21日	162時間45分（営業所長）		
		22日	170時間30分（営業所長）		

附 則

この規程は、平成26年3月1日から施行する。

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第31号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成26年 2 月25日

川崎市交通事業管理者

交通局長 田 卷 耕 一

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 鷲ヶ峰営業所構内及び溝口駅南口車両誘導業務委託
- (2) 履行場所 川崎市交通局が指定する場所
- (3) 履行期間 平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日

2 入札参加者の資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第 4 号）第 2 条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において、平成25・26年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「警備」種目「人的警備」及び「駐車場管理」で登載されていること。
- (3) 川崎市内に本社を有すること。（「市内」に登録されていること。）
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子 1 丁目 8 番地 9 川崎御幸ビル 9 階

川崎市交通局企画管理部経理課 担当 山中

電話 044-200-3228

※一般競争入札参加資格確認申請書は交通局ホームページの「入札情報」からダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

平成26年 2 月25日から平成26年 3 月 7 日までの午前 8 時30分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時15分まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3 により所定の書類を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。また、入札説明書は 3 (1) の場所において、3 (2) の期間中縦覧に供します。

※入札説明書は交通局ホームページ「入札情報」からダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成26年 3 月13日までに一般競争入札

参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課 担当 高木

電話 044-200-3231

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することはできません。

(1) 2 の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札方法

総価で行います。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年 3 月20日 午前11時00分

イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル 8 階
川崎市川崎区砂子 1 丁目 8 番地 9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手續等

次により、契約を締結します。ただし、平成26年第 1 回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を条件とします。

(1) 契約保証金 契約金額の10%とします。ただし、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成の要否 要

10 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得の定めるところによります。

入札に際しては、川崎市交通局競争入札参加者心得第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (2) 川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。
- (3) 公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8号各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程及び川崎市財政局ホームページ「入札情報かわさき」の「公契約関係」から、特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引をご覧ください。

川崎市交通局公告第32号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成26年2月25日

川崎市交通事業管理者

交通局長 田 巻 耕 一

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎駅東口、登戸駅、カリタス学園及び宿河原交差点車両誘導業務委託
- (2) 履行場所 川崎市交通局が指定する場所
- (3) 履行期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日

2 入札参加者の資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において、平成25・26年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「警備」種目「人的警備」及び「駐車場管理」で登載されていること。
- (3) 川崎市内に本社を有すること。（「市内」に登録されていること。）
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル9階

川崎市交通局企画管理部経理課 担当 山中

電話 044-200-3228

※一般競争入札参加資格確認申請書は交通局ホームページの「入札情報」からダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

平成26年2月25日から平成26年3月7日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3により所定の書類を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。また、入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間中縦覧に供します。

※入札説明書は交通局ホームページ「入札情報」からダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成26年3月13日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課 担当 高木

電話 044-200-3231

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することはできません。

- (1) 2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年3月20日 午前11時00分

イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。ただし、平成26年第

1 回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を条件とします。

(1) 契約保証金 契約金額の10%とします。ただし、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成の要否 要

10 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得の定めるところによります。

入札に際しては、川崎市交通局競争入札参加者心得第3条第2項の規定にかかわらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) 公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8号各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程及び川崎市財政局ホームページ「入札情報かわさき」の「公契約関係」から、特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引をご覧ください。

川崎市交通局公告第33号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成26年 2月27日

川崎市交通事業管理者

交通局長 田 巻 耕 一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

タイヤ (275) 修理 (単価契約)

(2) 履行場所

川崎市交通局が指定する場所

(3) 履行期間

平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

(4) 調達案件の特質等

仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程 (昭和42年交通局規程第4号) 第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成25・26年度川崎市製造の請負・物件の買入れ

等有資格業者名簿に、業種「自動車」種目「タイヤ」で登載されていること。

(3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該作業を確実に履行することが可能であること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子 1 丁目 8 番地 9 川崎御幸ビル 9 階

企画管理部経理課 契約担当 田中

電話 044-200-3228

※ 一般競争入札参加資格確認申請書は、「交通局入札情報」のホームページからもダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

平成26年 2月27日から平成26年 3月 6 日までの午前 8 時30分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時15分まで (土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間中縦覧に供します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者にはその結果を平成26年 3月12日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課 担当 石沢

電話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 上記2に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札方法

単価と予定数量を乗じた総価で行います。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 平成26年3月19日 午前11時00分
 イ 場 所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。ただし、平成26年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を条件とします。

(1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否 要

10 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

入札に際しては、「川崎市交通局競争入札参加者心得」第3条第2項の規定にかかわらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) 公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第34号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成26年2月27日

川崎市交通事業管理者

交通局長 田 巻 耕 一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

タイヤ(245)修理(単価契約)

(2) 履行場所

川崎市交通局が指定する場所

(3) 履行期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(4) 調達案件の特質等

仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成25・26年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿に、業種「自動車」種目「タイヤ」で登載されていること。

(3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該作業を確実に履行することが可能であること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 田中

電話 044-200-3228

※ 一般競争入札参加資格確認申請書は、「交通局入札情報」のホームページからもダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

平成26年2月27日から平成26年3月6日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間中縦覧に供します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者にはその結果を平成26年3月12日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課 担当 石沢

電話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 上記2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

単価と予定数量を乗じた総価で行います。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 平成26年 3 月19日 午前11時00分

イ 場 所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。ただし、平成26年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を条件とします。

(1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否 要

10 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

入札に際しては、「川崎市交通局競争入札参加者心得」第3条第2項の規定にかかわらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (2) 川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

- (3) 公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

病 院 局 規 程

川崎市病院局規程第1号

川崎市病院局会計規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成26年 2 月17日

川崎市病院事業管理者 秋 月 哲 史

川崎市病院局会計規程の一部を改正する規程

川崎市病院局会計規程（平成17年川崎市病院局規程第36号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第8章 予算（第110条～第115条）

第9章 決算（第116条～第119条）

第10章 雑則（第120条・第121条）

」

を

「

第8章 引当金（第109条の3）

第9章 予算（第110条～第115条）

第10章 決算（第116条～第119条）

第11章 報告セグメントの区分（第119条の2）

第12章 雑則（第120条・第121条）

」

に改める。

第17条第2項中「前2項」を「前項」に改める。

第56条中「受け入れた」を「受け入れた」に改める。

第76条を次のように改める。

（固定資産の範囲）

第76条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。

(1) 有形固定資産

ア 土地

イ 建物及び附属設備

ウ 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）

エ 車両

オ 器具及び備品（耐用年数1年以上かつ取得価額100,000円以上のものに限る。）

カ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからオまでに掲げるものである場合に限る。ただし、重要性が乏しい場合は除く。）

キ 建設仮勘定（イからオまでに掲げる資産であって、事業の用に供するものを建設した場合における

る支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。)

ク その他の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

(2) 無形固定資産

ア 借地権

イ 地上権

ウ 特許権

エ 施設利用権

オ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからエまでに掲げるものである場合に限る。ただし、重要性が乏しい場合は除く。）

カ その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3) 投資その他の資産

ア 投資有価証券（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日に満期の到来する有価証券を除く。）

イ 出資金

ウ 長期貸付金

エ 基金

オ その他の固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

カ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

第77条第3号中「無償で譲り受けた」を「譲与、贈与その他無償で取得した」に、「適正な見積価額」を「公正な評価額」に改める。

第109条中「」第8条第3項」を「。以下「施行規則」という。）第15条第3項」に改める。

第10章を第12章とする。

第117条第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 繰延収益の償却

(4) 資産の評価

第117条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 引当金の計上

第119条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成については、予定キャッシュ・フロー計算書の作成の例による。

第119条第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) キャッシュ・フロー計算書

第9章を第10章とし、同章の次に次の1章を加える。

第11章 報告セグメントの区分

(報告セグメントの区分)

第119条の2 施行規則第40条第1項に規定する報告セグメントの区分は、川崎市立川崎病院、川崎市立井田病院及び川崎市立多摩病院をそれぞれ一つの単位とする。

第111条に後段として次のように加える。

この場合において、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第8章を第9章とし、第7章の次に次の1章を加える。

第8章 引当金

(退職給付引当金の計上方法)

第109条の3 退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において全ての職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の川崎市病院局会計規程の規定は、平成26年度の事業年度から適用し、平成25年度以前の事業年度については、なお従前の例による。

病院局公告（調達）

川崎市病院局公告（調達）第15号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成26年3月10日

川崎市病院事業管理者 秋 月 哲 史

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857（直通）

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/>

<contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休日日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。
- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について
- ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受付けます。
- イ 本書において「名簿」とは、「平成25・26年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。
- (ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
- (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
- (ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
- (エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。
- ウ 競争参加資格があると認めた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。
- エ 競争参加資格があると認めた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。
- (5) 仕様等に関する問合せの方法について
- 仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口には回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

ウ 本調達に関する落札決定の効果は、平成26年川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を要します。

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	川崎病院一般廃棄物収集運搬業務委託
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 川崎市立川崎病院
	履行期間	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
競争参加資格	名 簿 の 登 録	業種「廃棄物関連業務」 種目「一般廃棄物収集」
	そ の 他	「一般廃棄物収集運搬業」の許可を自社において有すること（許可証明書の写しを提出すること）
競争参加の申込		平成26年3月10日（月）から平成26年3月17日（月）まで受付けます。

最低制限価格の有無	設定しません。
入札保証金	免除します。
契約保証金	契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。
入札及び開札	平成26年 3 月20日（木） 午前10時00分（案件 1 及び案件 2 は合併入札）

（案件 2）

競争入札に付する事項	件名	井田病院一般廃棄物収集運搬業務委託
	履行場所	川崎市中原区井田 2－27－1 川崎市立井田病院
	履行期間	平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「廃棄物関連業務」 種目「一般廃棄物収集」
	その他	「一般廃棄物収集運搬業」の許可を自社において有すること（許可証明書の写しを提出すること）
競争参加の申込	平成26年 3 月10日（月）から平成26年 3 月17日（月）まで受付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札保証金	免除します。	
契約保証金	契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。	
入札及び開札	平成26年 3 月20日（木） 午前10時00分（案件 1 及び案件 2 は合併入札）	

消 防 局 公 告

川崎市消防局公告第 3 号

サイレンの吹鳴について

消防法（昭和23年法律第186号）第26条第 3 項の規定により消防訓練に伴うサイレンの吹鳴を、次のとおり公告します。

平成26年 2 月26日

川崎市消防長 福 井 昭 久

訓練 1	日 時	平成26年 3 月 3 日（月） 10時30分～ 10時32分
	場 所	宮前区宮前平 2 丁目20番地 5 宮前区役所
	消防隊数	消防隊 5 隊

教 育 委 員 会 規 則

川崎市教育委員会規則第 1 号

川崎市立高等学校及び川崎市立川崎高等学校附属中学

校の入学選考料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 2 月26日

川崎市教育委員会

委員長 峪 正 人

川崎市立高等学校及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市立高等学校及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料等の徴収に関する条例施行規則（昭和31年川崎市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市立高等学校の授業料等及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料の徴収に関する条例施行規則

第 2 条を削る。

第13条を第14条とする。

第12条中「入学選考料等」を「授業料等」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第 8 条から第10条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 7 条（見出しを含む）中「入学選考料等」を「授業

料等」に改め、同条を第8条とする。

第6条（見出しを含む）中「入学選考料等」を「授業料等」に改め、同条を第7条とする。

第5条（見出しを含む）中「入学選考料等」を「授業料等」に改め、同条を第6条とする。

第4条の見出し中「入学選考料等」を「授業料等」に改め、同条中「入学選考料等減免許可書（第2号様式）」を「授業料等免除許可書（第2号様式(1)）又は授業料等減額許可書（第2号様式(2)）」に、「申請人」を「当該申請をした者」に改め、同条を第5条とする。

第3条の見出し中「入学選考料等」を「授業料等」に改め、同条第1項中「第7条」を「第8条」に、「入学選考料等」を「授業料等」に、「入学選考料等減免申請書（第1号様式）」を「授業料等免除申請書（第1号様式(1)）又は授業料等減額申請書（第1号様式(2)）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、授業料の減免を受けようとする者は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

第3条を第4条とする。

第1条中「川崎市立高等学校」の次に「の授業料等」を加え、「入学選考料等」を「入学選考料」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（授業料の徴収）

第2条 授業料は、4月から9月までの月分の授業料を9月30日までに、10月から翌年3月までの月分の授業料を同年1月31日までに、それぞれ徴収する。

（転入学等の場合の授業料）

第3条 前条の規定にかかわらず、学年の中途において入学、退学又は転学する者については、その初日において在学していない月分の授業料を徴収しない。

2 前条の規定にかかわらず、校長の許可を受けて休学又は留学する者については、その初日において休学又は留学している月分の授業料を徴収しない。

第1号様式(1)中「入学選考料等免除申請書」を「授業料等免除申請書」に、

「
住 所 _____
氏 名 _____ 印
」

を

「
住 所 _____
氏 名 _____ 印
連絡先 _____
」

に、

「
生徒 を 児童 に改める。
生徒
」

第1号様式(2)中「入学選考料等減額申請書」を「授業料等減額申請書」に、

「
住 所 _____
氏 名 _____ 印
」

を

「
住 所 _____
氏 名 _____ 印
連絡先 _____
」

に、

「
生徒 を 児童 に改める。
生徒
」

第2号様式(1)中「入学選考料等免除許可書」を「授業料等免除許可書」に、

「
生徒 を 児童 に改める。
生徒
」

第2号様式(2)中「入学選考料等減額許可書」を「授業料等減額許可書」に、

「
生徒 を 児童 に改める。
生徒
」

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前から引き続き高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者に係る同日以後の授業料の徴収については、なお従前の例による。
- 3 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

選挙管理委員会告示

川崎市選挙管理委員会告示第2号

平成26年1月1日現在調べにより調製した川崎市農業委員会委員選挙人名簿を、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成26年2月20日

川崎市選挙管理委員会

委員長 玉井 信重

1 場所

川崎市川崎区宮本町3番地3 川崎市役所第4庁舎

1階

川崎市選挙管理委員会事務室

2 期間及び時間

平成26年2月23日から同年3月9日まで

上記の期間中、毎日午前8時30分から午後5時まで

農業委員会告示

川農委告示第2号

第33回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。

平成26年2月19日

川崎市農業委員会

会長 小林 騰

1 日時

平成26年2月24日（月） 午後2時00分

2 場所

セレサ川崎農業協同組合梶ヶ谷ビル3階会議室

（川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7）

3 議題

- (1) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (2) 農用地利用集積計画の決定について
- (3) 相続税の納税猶予適格者証明（新規）について
- (4) 相続税の納税猶予特例農地利用状況確認（免除）について
- (5) 特定農地貸付規定の承認について
- (6) 農地の転用届出に関する事務局長の専決処分について
- (7) 相続税の納税猶予適格者証明（継続）について
- (8) 生産緑地の農業の主たる従事者証明について
- (9) 買い取らない旨の通知をした生産緑地のあつせんについて

(10) 平成27年度県農林業施策並びに予算に関する建議
〔税改正要望〕について

(11) その他

職員共済組合公告

川崎市共済公告第1号

平成26年第1回川崎市職員共済組合組合会を次のとおり招集します。

平成26年2月25日

川崎市職員共済組合

理事長 砂田 慎治

1 開催日時 平成26年3月18日（火）午後2時

2 開催場所 川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎18階大会議室

3 会議に付すべき事件

- (1) 川崎市職員共済組合定款の一部変更について
- (2) 川崎市職員共済組合平成26年度事業計画及び予算について
- (3) その他

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第16号

交付要求通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成26年2月19日

川崎市川崎区長 豊本 欽也

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第17号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成26年2月20日

川崎市川崎区長 豊 本 欽 也

年 度	科 目	期 別	この公示により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成24年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 0 期	平成26年 3 月 1 日 (第10期分)	計 1 件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 期	平成26年 3 月 1 日 (第 1 期分)	計 1 件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 2 期	平成26年 3 月 1 日 (第 2 期分)	計 1 件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 3 期	平成26年 3 月 1 日 (第 3 期分)	計 1 件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 5 期	平成26年 3 月 1 日 (第 5 期分)	計 1 件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 6 期	平成26年 3 月 1 日 (第 6 期分)	計 2 件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 7 期	平成26年 3 月 1 日 (第 7 期分)	計32件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 8 期	平成26年 3 月 1 日 (第 8 期分)	計227件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	過 年 1 2 月	平成26年 3 月 1 日 (過年12月分)	計 3 件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第18号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 の規定により

公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成26年 2 月20日

川崎市川崎区長 豊 本 欽 也

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 7 期	平成26年 3 月 1 日 (第 7 期)	計 9 件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 8 期	平成26年 3 月 1 日 (第 8 期)	計38件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第19号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成26年 2 月20日

川崎市川崎区長 豊 本 欽 也

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 6 期	平成26年3月1日 (第6期分)	計1件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 7 期	平成26年3月1日 (第7期分)	計5件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 8 期	平成26年3月1日 (第8期分)	計66件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第20号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

平成26年2月21日

川崎市川崎区長 豊 本 欽 也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第21号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

平成26年2月21日

川崎市川崎区長 豊 本 欽 也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分

の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第22号

次の国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成26年2月28日

川崎市川崎区長 豊 本 欽 也

(別紙省略)

幸 区 公 告**川崎市幸区公告第9号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成26年2月20日

川崎市幸区長 上 野 葉 子

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 期		計 1 件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 2 期		計 1 件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 3 期		計 1 件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 4 期		計 2 件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 5 期		計 3 件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 6 期		計 5 件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 7 期		計 7 件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 8 期		計90件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	過 年 1 2 月		計 2 件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第10号

配当計算書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成26年2月21日

川崎市幸区長 上 野 葉 子

(別紙省略)

中 原 区 公 告**川崎市中原区公告第9号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成26年2月20日

川崎市中原区長 板 橋 洋 一

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 2 期	平成26年3月1日 (第2期分)	計 1 件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 3 期	平成26年3月1日 (第3期分)	計 1 件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 4 期	平成26年3月1日 (第4期分)	計 2 件

平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 5 期	平成26年3月1日 (第5期分)	計3件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 6 期	平成26年3月1日 (第6期分)	計3件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 7 期	平成26年3月1日 (第7期分)	計19件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 8 期	平成26年3月1日 (第8期分)	計84件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	過 年 度 随 時 分	平成26年3月1日 (過年度随時分)	計1件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第10号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により

公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成26年2月20日

川崎市中原区長 板 橋 洋 一

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成25年度	介 護 保 険 料	第 8 期	平成26年2月28日 (第8期)	計1件

(別紙省略)

高 津 区 公 告**川崎市高津区公告第9号**

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法

（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成26年2月20日

川崎市高津区長 秋 岡 正 充

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成25年度	介 護 保 険 料	第 8 期 分	平成26年3月3日	計1件
平成25年度	介 護 保 険 料	第 9 期 分	平成26年3月3日	計13件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第10号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用す

る地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成26年2月20日

川崎市高津区長 秋 岡 正 充

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成25年度	国民健康保険料	第 8 期	平成26年 3 月 1 日	計100件

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第 5 号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法

(平成 9 年12月17日法律123号) 第143条で準用する地方税法 (昭和25年法律第226号) 第20条の 2 の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成26年 2 月20日

川崎市宮前区長 石 澤 桂 司

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成25年度	介 護 保 険 料	第 9 期 分	平成26年 3 月 1 日 (第 9 期分)	計 1 件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第 6 号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法 (昭和33年12月27日法律第192号) 第78条で準用する地方税法 (昭和25

年法律第226号) 第20条の 2 の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成26年 2 月20日

川崎市宮前区長 石 澤 桂 司

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成25年度	国民健康保険料	第 3 期	平成26年 3 月 1 日	計 1 件
平成25年度	国民健康保険料	第 4 期	平成26年 3 月 1 日	計 1 件
平成25年度	国民健康保険料	第 5 期	平成26年 3 月 1 日	計 1 件
平成25年度	国民健康保険料	第 6 期	平成26年 3 月 1 日	計 2 件
平成25年度	国民健康保険料	第 7 期	平成26年 3 月 1 日	計 3 件
平成25年度	国民健康保険料	第 8 期	平成26年 3 月 1 日	計43件

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第6号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民

健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成26年2月7日

川崎市多摩区長 池 田 健 児

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 3 期 以 降		計 2 件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 7 期 以 降		計 1 件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 8 期 以 降		計 3 件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 9 期 以 降		計 1 件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第7号

次の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）

第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成26年2月10日

川崎市多摩区長 池 田 健 児

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成25年度	後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	第 6 期 以 降		計 5 件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第8号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により

公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成26年2月20日

川崎市多摩区長 池 田 健 児

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成25年度	介 護 保 険 料	第 9 期		計12件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第9号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達したところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に

より公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成26年2月20日

川崎市多摩区長 池田健児

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 期	平成26年3月1日 (第1期分)	計1件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 2 期	平成26年3月1日 (第2期分)	計1件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 3 期	平成26年3月1日 (第3期分)	計1件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 4 期	平成26年3月1日 (第4期分)	計1件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 5 期	平成26年3月1日 (第5期分)	計2件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 6 期	平成26年3月1日 (第6期分)	計8件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 7 期	平成26年3月1日 (第7期分)	計13件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 8 期	平成26年3月1日 (第8期分)	計90件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	過 年 1 0 月	平成26年3月1日 (過年10月分)	計2件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第10号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知が送達できないので公示します。

平成26年2月26日

川崎市多摩区長 池田健児

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができな

いこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

(別紙省略)

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第8号

次の督促状及び国民健康保険料過誤納還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成26年 2月20日

川崎市麻生区長 多 田 昭 彦

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成25年度	国民健康保険料	過 年 1 2 月	平成26年 3月 1 日 (過年12月分)	計 1 件
平成25年度	国民健康保険料	第 1 期	平成26年 3月 1 日 (第 1 期分)	計 1 件
平成25年度	国民健康保険料	第 2 期	平成26年 3月 1 日 (第 2 期分)	計 1 件
平成25年度	国民健康保険料	第 3 期	平成26年 3月 1 日 (第 3 期分)	計 1 件
平成25年度	国民健康保険料	第 4 期	平成26年 3月 1 日 (第 4 期分)	計 1 件
平成25年度	国民健康保険料	第 5 期	平成26年 3月 1 日 (第 5 期分)	計 1 件
平成25年度	国民健康保険料	第 6 期	平成26年 3月 1 日 (第 6 期分)	計 7 件
平成25年度	国民健康保険料	第 7 期	平成26年 3月 1 日 (第 7 期分)	計 8 件
平成25年度	国民健康保険料	第 8 期	平成26年 3月 1 日 (第 8 期分)	計58件

(別紙省略)

川崎区選挙管理委員会告示

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第 1 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第 1 項の規定により、平成26年 3月 2 日に行う選挙人名簿の登録において、新たに選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第 1 項及び第270条の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成26年 2月21日

川崎市川崎区選挙管理委員会

委員長 赤 坂 實

- 縦覧場所 川崎市川崎区東田町 8 番地
川崎市川崎区役所 7 階 総務課内
川崎市川崎区選挙管理委員会事務局
- 縦覧期間 平成26年 3月 3 日から同年 3月 7 日まで
- 縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時まで

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第 2 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の 7 第 1 項の規定により、平成26年 3月 2 日までに新たに在外選

挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、同法第30条の 7 第 2 項及び第270条並びに公職選挙法施行令（昭和25年政令89号）第23条の11第 1 項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成26年 2月21日

川崎市川崎区選挙管理委員会

委員長 赤 坂 實

- 縦覧場所 川崎市川崎区東田町 8 番地
川崎市川崎区役所 7 階 総務課内
川崎市川崎区選挙管理委員会事務局
- 縦覧期間 平成26年 3月 3 日から同年 3月 7 日まで
- 縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時まで

幸区選挙管理委員会告示

川崎市幸区選挙管理委員会告示第 1 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第 1 項の規定により、平成26年 3月 2 日に行う選挙人名簿の登録において、新たに選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第 1 項の規

定により、次のとおり縦覧に供します。

平成26年 2月21日

川崎市幸区選挙管理委員会

委員長 佐 野 和 行

- 1 縦覧場所 川崎市幸区戸手本町 1 丁目11番地 1
川崎市幸区役所内
川崎市幸区選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧期間 平成26年 3月 3日から同年 3月 7日まで
- 3 縦覧時間 午前 8時30分から午後 5時まで

川崎市幸区選挙管理委員会告示第 2 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の 6 第 1 項の規定により、平成26年 3月 2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を同法第30条の 7 第 1 項及び第270条並びに公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第 1 項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成26年 2月21日

川崎市幸区選挙管理委員会

委員長 佐 野 和 行

- 1 縦覧場所 川崎市幸区戸手本町 1 丁目11番地 1
川崎市幸区役所内
川崎市幸区選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧期間 平成26年 3月 3日から同年 3月 7日まで
- 3 縦覧時間 午前 8時30分から午後 5時まで

中原区選挙管理委員会告示

川崎市中原区選挙管理委員会告示第 1 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第 1 項の規定により、平成26年 3月 2日に行う選挙人名簿の登録において、新たに選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第 1 項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成26年 2月21日

川崎市中原区選挙管理委員会

委員長 森 田 安 信

- 1 縦覧場所 川崎市中原区小杉町 3 丁目245番地
川崎市中原区役所内
川崎市中原区選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧期間 平成26年 3月 3日から同年 3月 7日まで
- 3 縦覧時間 午前 8時30分から午後 5時まで

川崎市中原区選挙管理委員会告示第 2 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の 6 第 1 号の規定により、平成26年 3月 2日までに新たに在外選

挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、同法第30条の 7 第 1 項及び第270条並びに公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第 1 項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成26年 2月21日

川崎市中原区選挙管理委員会

委員長 森 田 安 信

- 1 縦覧場所 川崎市中原区小杉町 3 丁目245番地
川崎市中原区役所内
川崎市中原区選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧期間 平成26年 3月 3日から同年 3月 7日まで
- 3 縦覧時間 午前 8時30分から午後 5時まで

高津区選挙管理委員会告示

川崎市高津区選挙管理委員会告示第 1 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第 1 項の規定により平成26年 3月 2日に行う選挙人名簿の登録において、新たに選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第 1 項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成26年 2月19日

川崎市高津区選挙管理委員会

委員長 森 國 雄

- 1 縦覧場所 川崎市高津区下作延 2 丁目 8 番 1 号
川崎市高津区役所内
川崎市高津区選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧期間 平成26年 3月 3日から同年 3月 7日まで
- 3 縦覧時間 午前 8時30分から午後 5時まで

川崎市高津区選挙管理委員会告示第 2 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の 6 第 1 項の規定により平成26年 3月 2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、同法第30条の 7 第 1 項及び第270条並びに公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第 1 項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成26年 2月19日

川崎市高津区選挙管理委員会

委員長 森 國 雄

- 1 縦覧場所 川崎市高津区下作延 2 丁目 8 番 1 号
川崎市高津区役所内
川崎市高津区選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧期間 平成26年 3月 3日から同年 3月 7日まで
- 3 縦覧時間 午前 8時30分から午後 5時まで

宮前区選挙管理委員会告示

川崎市宮前区選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により平成26年3月2日に行う選挙人名簿の登録において新たに選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を同法第23条第1項及び第270条の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成26年2月21日

川崎市宮前区選挙管理委員会

委員長 梶 浦 俊 明

- 縦覧場所 川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5
川崎市宮前区役所内
川崎市宮前区選挙管理委員会事務局
- 縦覧期間 平成26年3月3日から同年3月7日まで
- 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで

川崎市宮前区選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第1項の規定により平成26年3月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を同法第30条の7第1項及び第270条並びに公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第1項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成26年2月21日

川崎市宮前区選挙管理委員会

委員長 梶 浦 俊 明

- 縦覧場所 川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5
川崎市宮前区役所内
川崎市宮前区選挙管理委員会事務局
- 縦覧期間 平成26年3月3日から同年3月7日まで
- 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで

多摩区選挙管理委員会告示

川崎市多摩区選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により平成26年3月2日に行う選挙人名簿の登録において新たに選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を同法第23条第1項及び270条の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成26年2月21日

川崎市多摩区選挙管理委員会

委員長 小野寺 勝 正

- 縦覧場所 川崎市多摩区登戸1775番地1
川崎市多摩区役所内
川崎市多摩区選挙管理委員会事務局
- 縦覧期間 平成26年3月3日から同年3月7日まで
- 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで

川崎市多摩区選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第1項の規定により平成26年3月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、同法第30条の7第1項及び第270条並びに公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成26年2月21日

川崎市多摩区選挙管理委員会

委員長 小野寺 勝 正

- 縦覧場所 川崎市多摩区登戸1775番地1
川崎市多摩区役所内
川崎市多摩区選挙管理委員会事務局
- 縦覧期間 平成26年3月3日から同年3月7日まで
- 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで

麻生区選挙管理委員会告示

川崎市麻生区選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により平成26年3月2日に行う選挙人名簿の登録において、新たに選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第1項及び第270条の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成26年2月21日

川崎市麻生区選挙管理委員会

委員長 高 橋 章

- 縦覧場所 川崎市麻生区万福寺1丁目5番1号
川崎市麻生区役所内
川崎市麻生区選挙管理委員会事務局
- 縦覧期間 平成26年3月3日から同年3月7日まで
- 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで

川崎市麻生区選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第1項の規定により平成26年3月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を同法第30条の7第1項及び第270条並びに公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第1項の規定により、次のとおり縦覧

に供します。

平成26年 2 月21 日

川崎市麻生区選挙管理委員会

委員長 高 橋 章

- 1 縦覧場所 川崎市麻生区万福寺 1 丁目 5 番 1 号
川崎市麻生区役所内
川崎市麻生区選挙管理委員会事務室
- 2 縦覧期間 平成26年 3 月 3 日から同年 3 月 7 日まで
- 3 縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時まで

